

港区まちづくりマスタープラン (改定素案)

平成28年11月

目次

第1章 まちづくりマスタープランとは	1
1 まちづくりマスタープランの役割	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象範囲	3
4 計画期間	4
5 計画の構成	5
6 改定の背景	6
第2章 まちの現状と課題	7
1 港区の概況	8
2 これまでのまちづくりの主な成果と港区を取り巻く状況変化	10
3 港区のまちづくりにおける重点課題と改定の視点	20
第3章 まちの将来像	23
1 まちづくりの基本理念	24
2 将来都市像（目指すべきまちの姿）	25
3 港区が目指す将来都市構造	28
第4章 【全体構想】 まちづくりの方針	33
1 まちづくりの方針の役割と位置付け	34
2 まちづくりの方針	36
方針1 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立【土地利用・活用】	36
方針2 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】	42
方針3 快適な道路・交通ネットワークの形成【道路・交通】	48
方針4 緑と水の豊かなうるおいの創出【緑・水】	56
方針5 災害に強く回復力のあるまちの形成【防災・復興】	64
方針6 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成【景観】	74
方針7 環境負荷の少ない都市の形成【低炭素化】	80
方針8 まちの魅力の維持・向上と活用・発信【国際化・観光・文化】	86
第5章 【地域別構想】 地区別まちづくりの方針	93
1 地区別まちづくりの方針の役割と位置付け	94
2 地区別まちづくりの方針	96
(1) 芝地区	96
(2) 麻布地区	106
(3) 赤坂地区	116
(4) 高輪地区	126
(5) 芝浦港南地区	136

第6章 今後のまちづくりの進め方 147

- 1 まちづくりを進めるための協働体制の充実 149
- 2 柔軟で戦略的なまちづくりの推進 150
- 3 時代の変化に対応したまちづくりの展開 157

資料編 159

- 1 検討の経過と体制 160
- 2 まちづくりマスタープラン検討委員会 開催記録 162
- 3 まちづくりマスタープラン推進委員会 開催記録 165
- 4 区民意見交換会 開催記録 169
- 5 グループヒアリング 開催記録 170
- 6 区民意見の募集結果（改定骨子） 171
- 7 用語解説 172

第1章

まちづくりマスタープランとは

1 まちづくりマスタープランの役割

「港区まちづくりマスタープラン」（以下「まちづくりマスタープラン」という。）は、都市計画法における「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」として策定した計画であり、まちの将来像や目指すべき方向性、まちづくりの方針や取組の考え方を示すもので、港区における今後のまちづくりの“道しるべ”になります。

＜主な役割＞

- ◆区民、企業等、行政が共有すべきまちの将来像を示します。
- ◆まちづくりマスタープランに示す方針を、区民、企業等、行政が共有し、各者が連携して主体的にまちづくりに取り組んでいきます。
- ◆各分野の具体的なまちづくり（交通、緑、環境、防災等）は、まちづくりマスタープランに示す方針のもと、お互いに連携して推進します。
- ◆他の行政や、企業等、区民に対して、まちづくりへの協力を求めるよりどころとなります。

まちづくりマスタープランは、区民、企業等、行政の皆が共有するまちの将来像を示しています。まちの将来像は、区のみでの取組だけでは実現することはできず、区民、企業等、行政それぞれが主体的に取り組む必要があります。港区に関わる各者が、まちづくりマスタープランに示すまちづくりの方向性を共有し、連携して、皆が主体的に取り組むことで、将来都市像や目指すべきまちの姿の実現を図ります。

そのため、区は、まちづくりに関する取組などを区民、企業等にしっかりと情報提供を行うことで、具体的なまちづくりに対する理解や参加の機会を促進するとともに、国や東京都、隣接区など、他の行政と連携・協力し、まちの将来像を実現します。

2 計画の位置付け

まちづくりマスタープランは、「港区基本構想」や「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して策定します。街づくり分野の最上位の計画であり、まちづくりマスタープランに示す方針のもと、まちづくり関連の個別計画や個別の都市計画・事業等を定めます。また、産業や福祉、防災等の他分野の個別計画との連携を図っています。

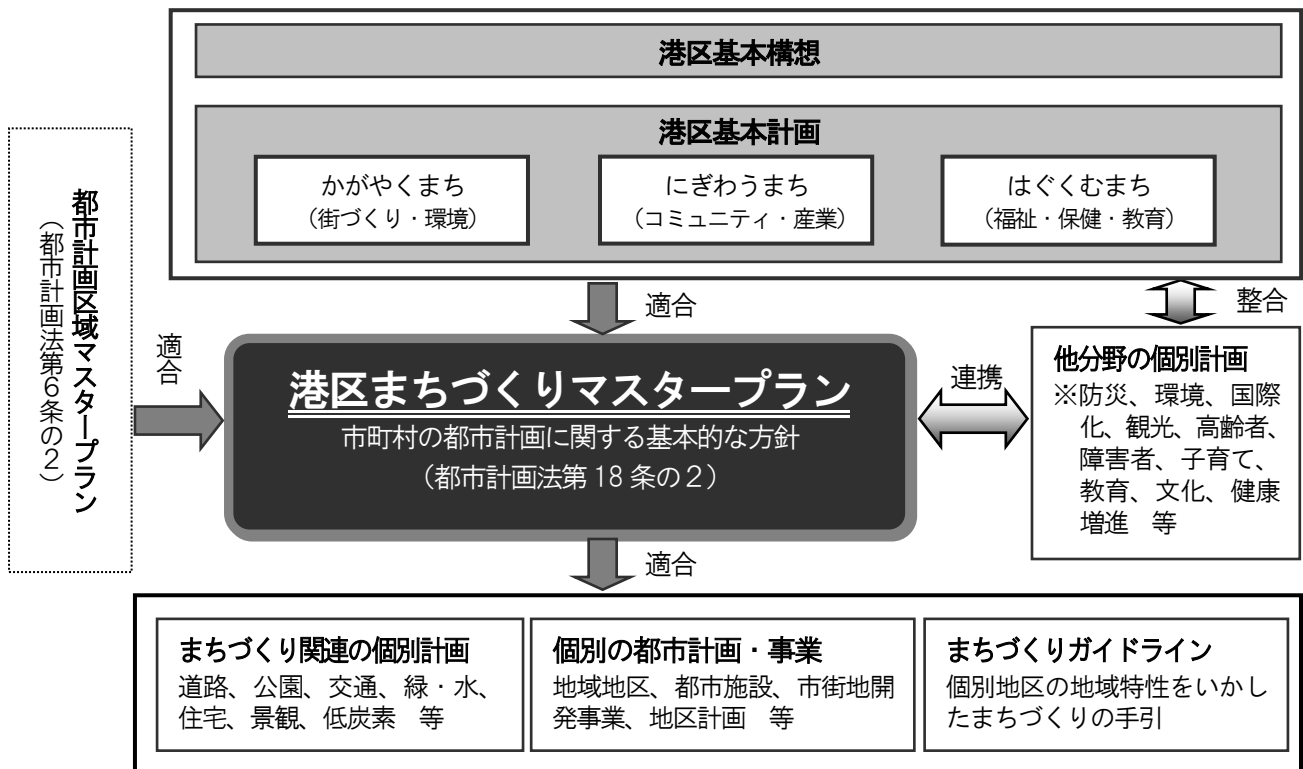


図 まちづくりマスタープランの位置付け

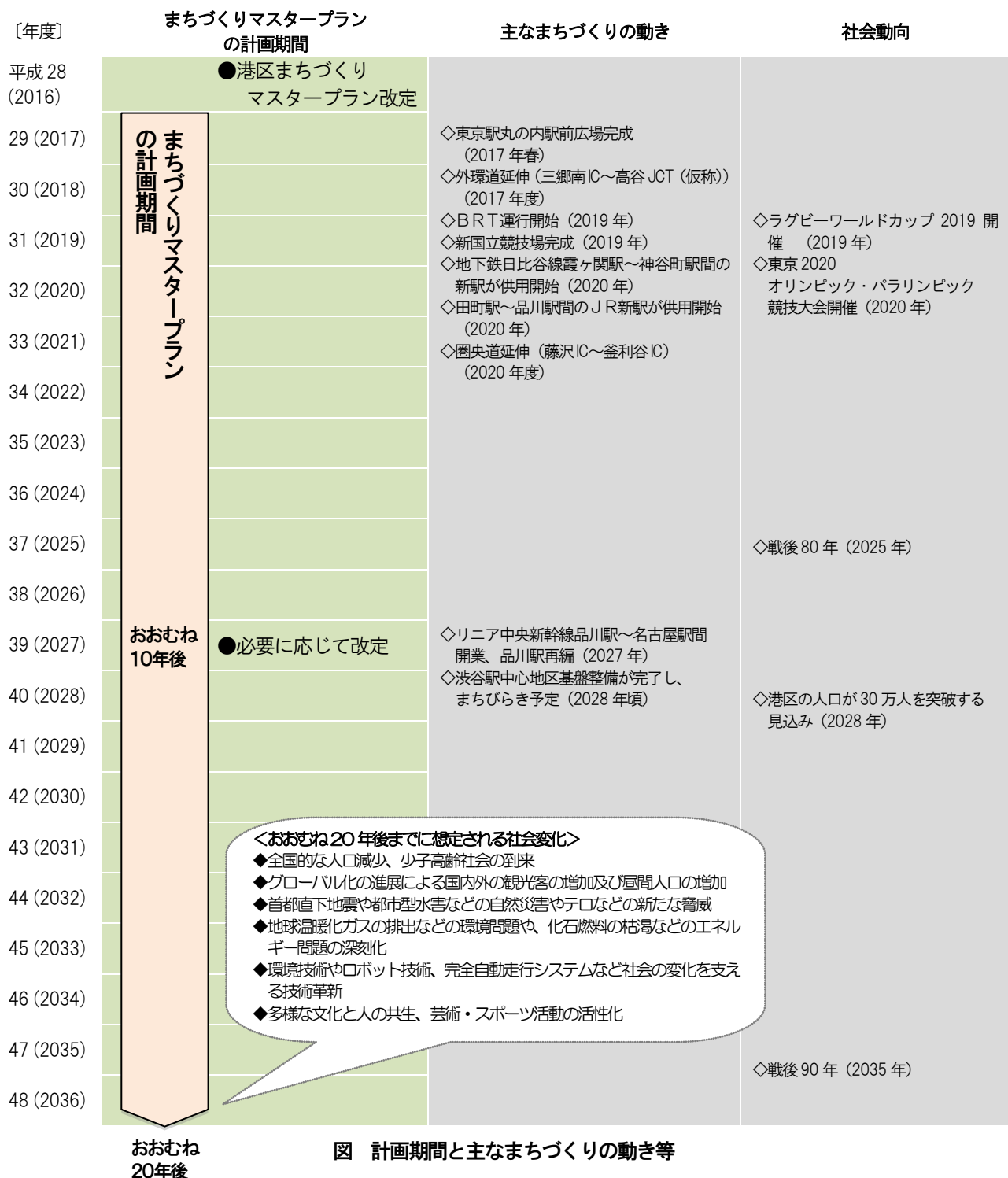
3 計画の対象範囲

まちづくりマスタープランは、都市計画に関連する土地利用の規制・誘導や道路・公園など都市施設の整備など(ハード)を中心として、防災、環境、国際化、観光、福祉、子育て、教育、文化、健康増進など幅広い分野(ソフト)の視点も取り入れた、港区の将来のまちづくりの方向性を示します。

4 計画期間

計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）からおおむね 20 年後とします。なお、中間年次にまちづくりを取り巻く状況等を確認し、必要に応じて改定を検討します。

計画期間内では、全国的な人口減少、少子高齢化がますます進行し、これまでに経験したことのない社会状況の変化が見込まれます。一方、港区では、人口の急激な増加、ＪＲ及び地下鉄新駅の整備、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業など、様々なまちづくりの動きが予定されており、港区を取り巻く状況は大きく変化していくことが想定されます。



5 計画の構成

まちづくりマスタープランは、以下の構成でまちづくりの方針を示します。



図 まちづくりマスタープランの構成

6 改定の背景

港区では、昭和63年に街づくりマスタープランを策定し、平成8年、平成19年に改定を行いました。前回の計画改定から約10年が経過し、この間、区役所・支所改革により、参画と協働による地域の課題解決の取組が進んでいます。港区を取り巻く社会状況の変化に対応し、港区基本計画や都市計画区域マスタープラン等の上位・関連計画の改定内容と整合を図るため、全面的に改定しました。

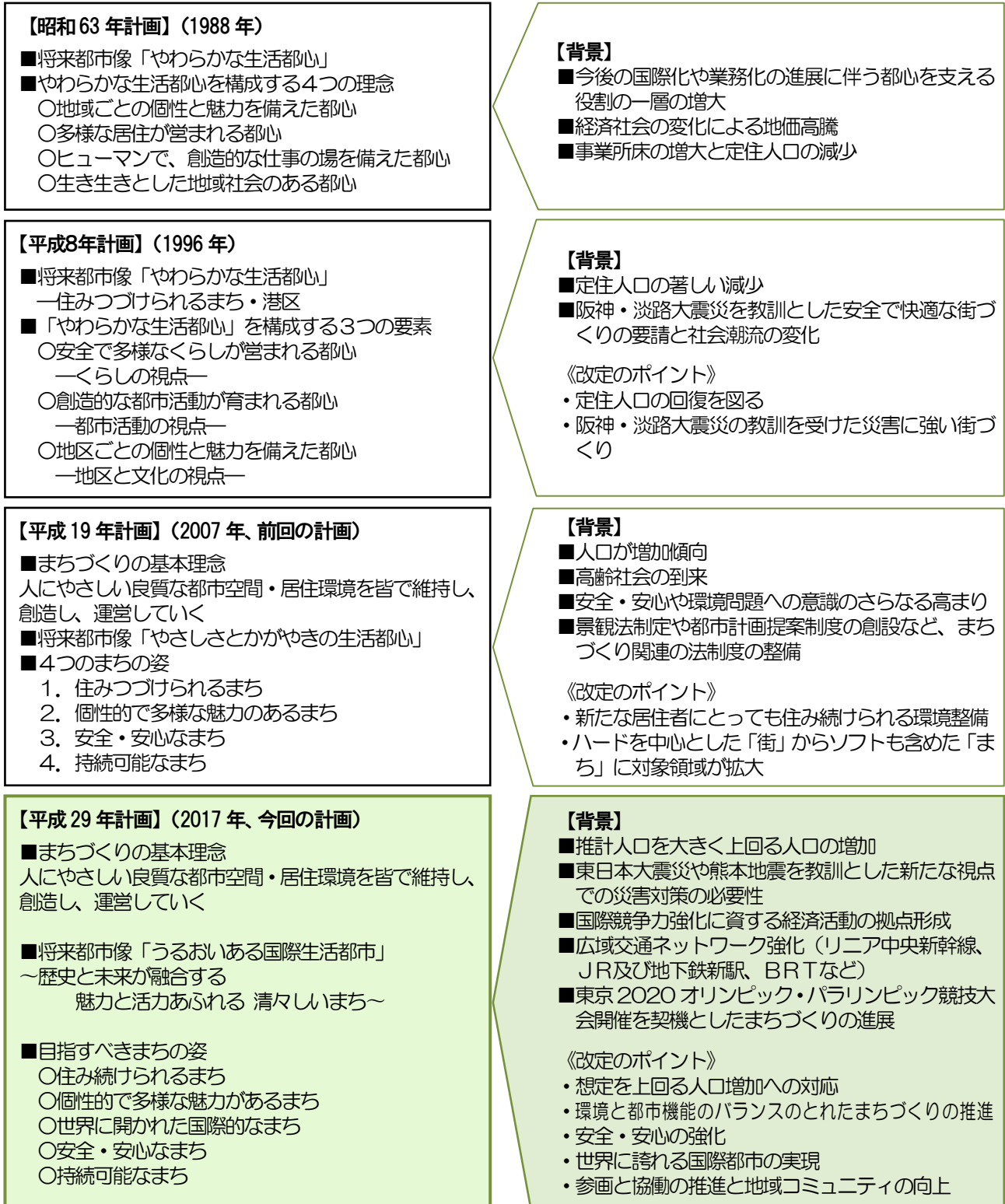


図 まちづくりマスタープランの変遷

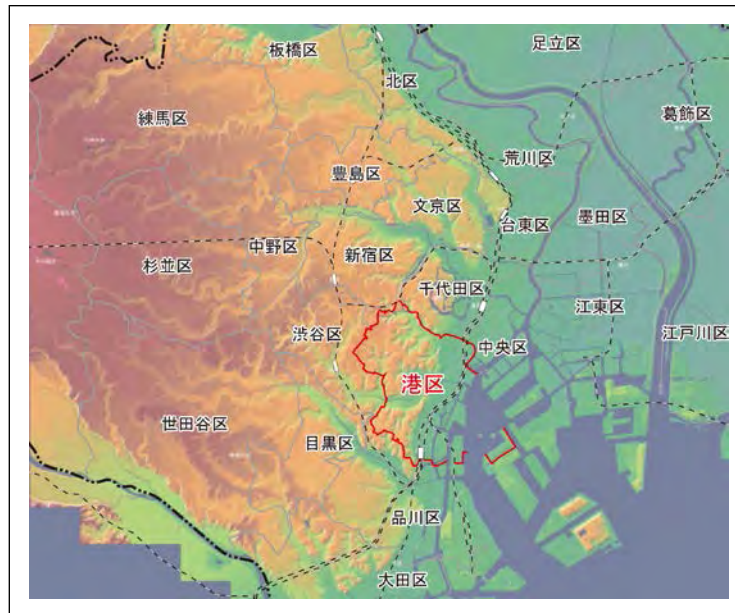
第2章 まちの現状と課題

1 港区の概況

(1) 位置・面積

港区は、東京 23 区の中央部、武蔵野台地の東端に位置し、東京湾に面していることから、起伏に富んだ地形が広がっています。北は千代田区・中央区・新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区に隣接しています。

南北約 6.5km、東西約 6.6km、総面積は約 20.37km²であり、23 区中 12 番目の大きさです。



出典：
「デジタル標高地形図」
(国土地理院)
より作成

図 港区の立地

(2) 港区の成り立ち

徳川家康により江戸に幕府が開かれると、江戸城に近い芝地区をはじめとして、港区域には多くの大名屋敷や旗本屋敷が建てられました。19 世紀の記録によれば、港区域には江戸の人口の約 3 割が居住し、当時の大名のおよそ半数が屋敷をかまえていたと推定されています。大名屋敷の一部は、自然教育園をはじめとした大規模な緑地として、現代へと継承されています。また、徳川将軍家の菩提寺である増上寺が江戸貝塚（現千代田区平河町付近）から現在の地に移転したことで、周辺の三田、赤坂、高輪に寺町が形成され、現代の街並みにもその風情を残しています。

明治時代以降は近代化が進み、明治 3 年（1870 年）に日本初の官立小学校である鞆絵小学校が開校し、明治 5 年（1872 年）に鉄道が開業、新橋駅及び品川駅が設置されました。明治 30 年代以降、海岸通りや芝浦などの埋立地の造成が進み、関東大震災を機に本格的な埠頭の建設が進められ、昭和 16 年（1941 年）に近代港として東京港が開港します。

第二次世界大戦時の空襲により、港区域は大きな被害を受けましたが、復興計画において環状道路などが整備されたことなどにより、その後の都市の発展に大きく影響を及ぼしました。昭和 22 年（1947 年）3 月には旧芝区、旧麻布区、旧赤坂区の 3 区の統合により現在の港区が誕生しました。昭和 39 年（1964 年）の東京オリンピック開催に合わせて、沿岸部では羽田空港と都心を結ぶ東京モノレールや大都市を結ぶ日本の大動脈である東海道新幹線が開業しています。

江戸

- 天正 18 年 家康、江戸入府 (1590 年)
- 慶長 8 年 徳川家康が江戸に幕府を開く (1603 年)
- 明暦 3 年 明暦大火 (1657 年)
- 安政 2 年 安政大地震 (1855 年)
- 慶応 4 年 三田で西郷隆盛と勝海舟が江戸開城の会見 (1868 年)



愛宕山から日比谷方面の眺望 (幕末～明治元年頃)



明治初期の海岸線 (明治 13 年測図 点線は現港区区域)

明治

- 元年 東京府開庁 (1868 年)
- 3 年 日本初の官立小学校 鞆絵小学校開校 (1870 年)
- 5 年 新橋～横浜間 鉄道開通 (1872 年)
- 22 年 東京市誕生 (1889 年)
- 36 年 路面電車開通 (1903 年)
- 30 年代～ 海岸通り、芝浦などの埋立地造成



新橋から愛宕山方面を望む (現新橋一丁目付近 明治 23 年)



西郷隆盛勝海舟談判の跡 (現芝四丁目付近 明治 44 年)



東京最初の路面電車 (東京タワー付近 明治 36 年)

大正

- 12 年 関東大震災 (1923 年)
- 14 年 日の出埠頭完成 (1925 年)



品川駅 (明治 44 年)



関東大震災後の六本木三丁目周辺の惨状 (大正 12 年)



震災後の整備により大型船の接岸が可能になった日の出埠頭 (昭和 10 年頃)

昭和

- 16 年 東京港開港 (1941 年)
- 18 年 東京都誕生 (1943 年)
- 20 年 東京大空襲 山手大空襲 (1945 年)
- 22 年 旧芝区、旧麻布区、旧赤坂区の 3 区統合により港区誕生 (1947 年)
- 33 年 東京タワー完成 (1958 年)
- 37 年 首都高速開通 東京都の人口 1 千万人突破 (1962 年)
- 39 年 東京モノレール開業 東海道新幹線開業 東京オリンピック (1964 年)
- 61 年 アークヒルズ (赤坂・六本木地区) 開業 (1986 年) バブル景気 (昭和 61～平成 3 年) (1986 年～1991 年)



山手大空襲後の新橋駅西口の闇市 (左の建物:旧桜田小学校 昭和 21 年)



港区役所 (昭和 32 年)

平成

- 5 年 レインボーブリッジ開通 (1993 年)
- 7 年 阪神・淡路大震災 (1995 年)
- 8 年 お台場まち開き (1996 年)
- 23 年 東日本大震災 (2011 年)
- 26 年 環状第 2 号線開通 (2014 年)
- 28 年 熊本地震 (2016 年)



建設中の東京タワーを望む 三田通り (昭和 32 年)



戦後の復興によりにぎわいが戻った新橋 (昭和 41 年)



当時の庶民の足であった都電が走る青山通り (昭和 42 年)



港区で最初の市街地再開発事業 (赤坂・六本木地区、昭和 61 年)



建設中のレインボーブリッジ (平成 3 年)



環状第 2 号線開通 (平成 26 年)

2 これまでのまちづくりの主な成果と 港区を取り巻く状況変化

(1) 分野別にみるまちづくりの主な成果と状況変化

① 土地利用・活用

用途地域別の土地面積では、商業地域が最も多く、次いで第一種中高層住居専用地域となっています。区全体としては、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の占める割合は54%、住居系地域の占める割合は46%となっており、職住のバランスのとれた土地利用となっています。

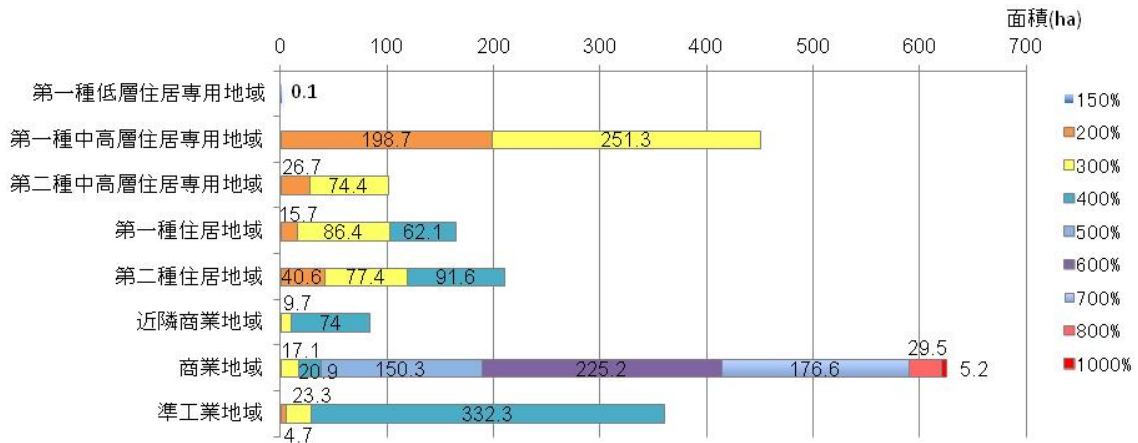


図 用途地域別土地面積（平成23年度） 出典：「港区の土地利用」（平成25年3月）

新橋駅や浜松町駅周辺、外堀通りや第一京浜（国道15号線）沿道など区の北東部や東部の地域に商業用地が多くみられます。南青山や麻布、白金、高輪など区の西部を中心に住宅用地が多く見られます。また、区の西部には公園・運動場などの土地利用も見られることから、ゆとりある生活環境が形成されている状況がうかがえます。

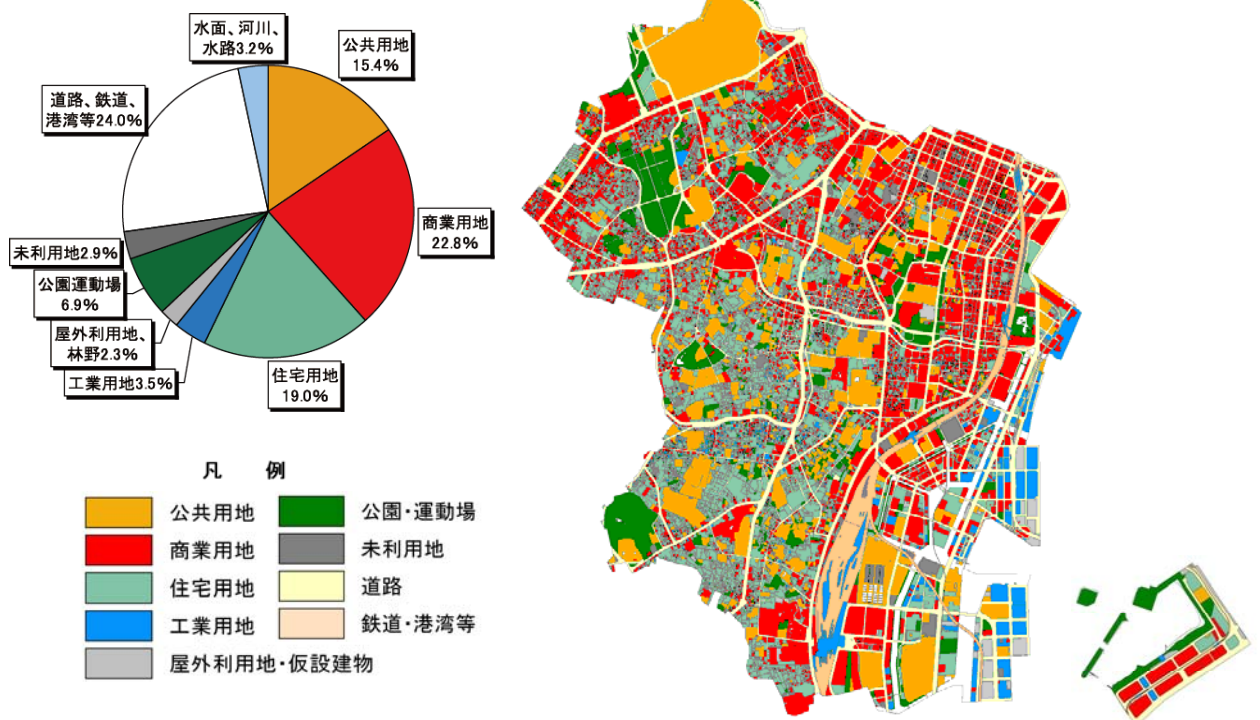


図 土地利用現況（平成23年度） 出典：「港区の土地利用」（平成25年3月）

近年の建築基準法の改正等から、比較的小規模の敷地においても建築物の高層化が容易になり、居住環境や街並みへの影響について懸念されるようになりました。このため港区では、周辺への配慮なく建設される中高層建築物を抑制し、良好な居住環境と落ち着いた街並みを形成することを目的に、都市計画法に基づき、絶対高さ制限を定める高度地区を平成27年10月に導入しました。

導入区域の設定については、東京都心全体を俯瞰した都市計画とも整合し、主として住宅を中心とした複合市街地とされている地域（区西部エリア）を対象としています。



図 絶対高さ制限を定める高度地区の導入区域

都市開発諸制度を活用した民間開発が活発に行われています。

特に近年は、都市再生の取組により、都市計画の特例（都市再生特別地区による容積率緩和等）などの緩和措置の制度ができたことも背景に、大規模な土地利用転換の動きが増加しています。



図 大規模な土地利用転換等の区域

平成19年10月に施行した「港区まちづくり条例」により、地域発意のまちづくりが進んでいます。平成28年10月現在、9団体のまちづくり組織が条例に基づく組織として登録し、活動しています。

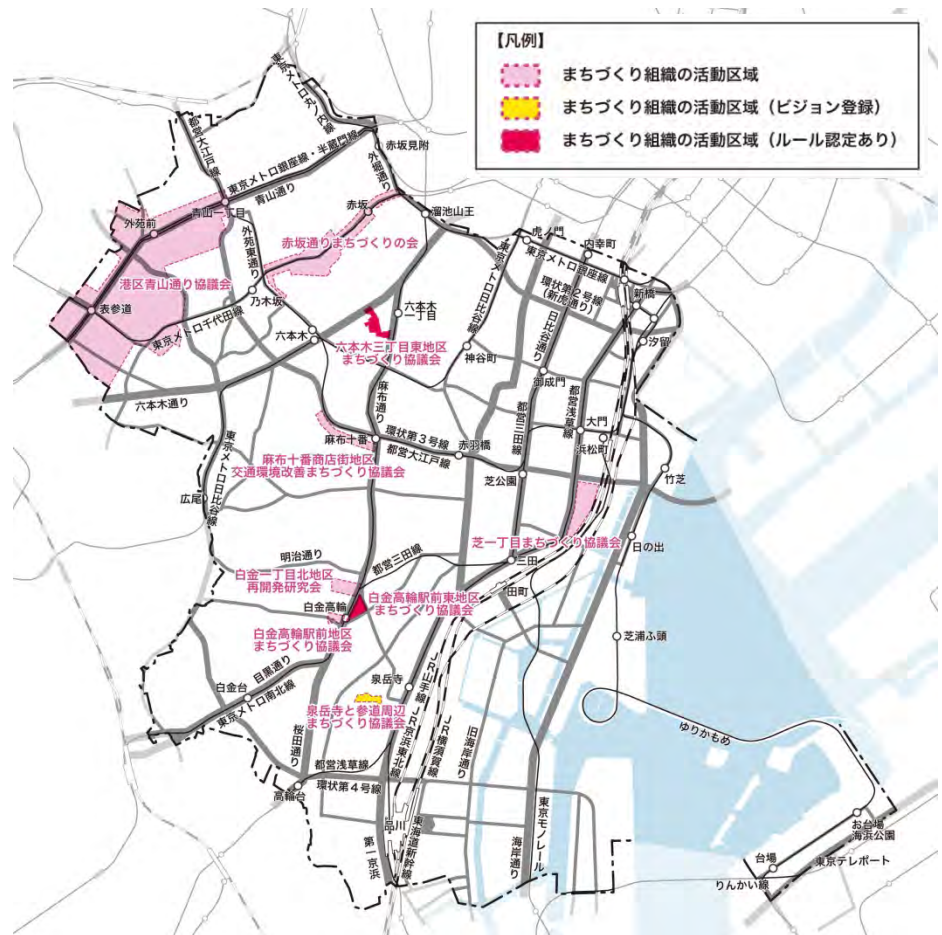


図 まちづくり組織の活動区域

地域特性をいかしたまちづくりの手引きとして、平成28年10月現在、港区では5地区においてまちづくりガイドライン等を策定し、計画的できめ細かなまちづくりを誘導しています。

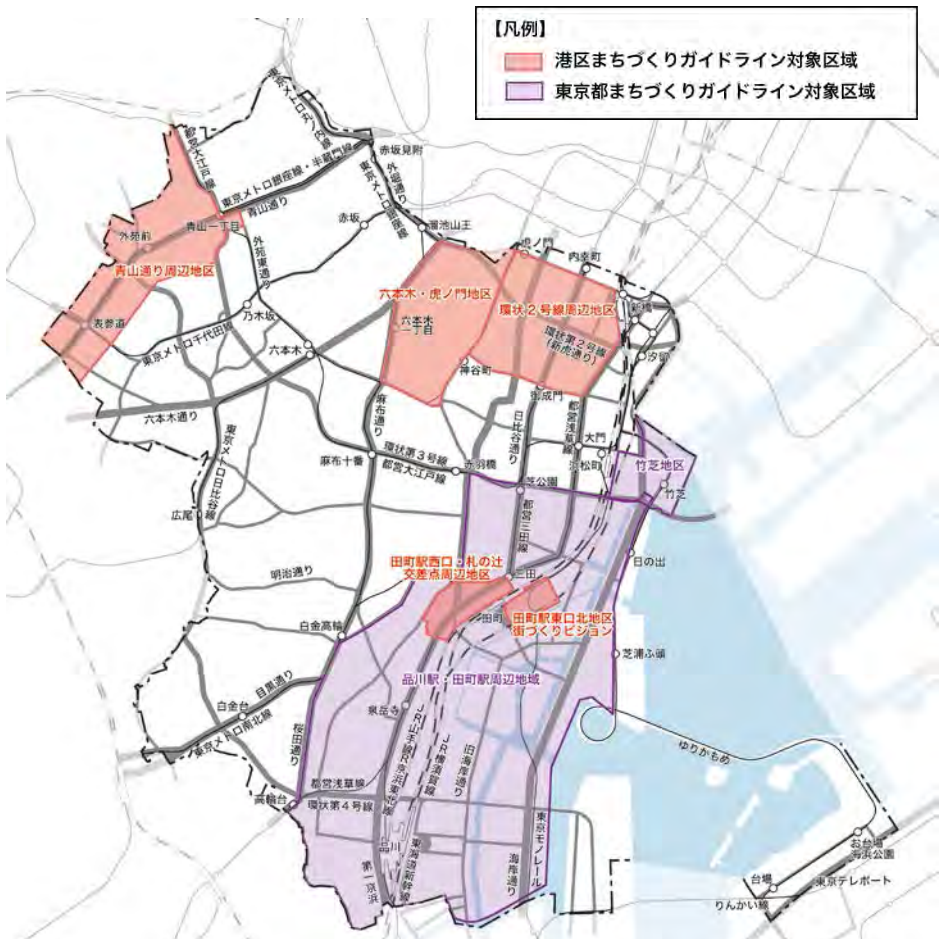


図 まちづくりガイドライン等の策定区域

② 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯

バブル経済下での地価高騰や業務地化に伴う急速な人口減少に対応するため、定住対策のひとつとして、平成3年に「港区開発事業に係る定住促進指導要綱」を策定し、一定規模以上の開発事業等を行う場合に良質な住宅の附置を義務付けることにより、定住人口の確保に努めてきました。港区の人口は平成21年度には四半世紀ぶりに20万人台に回復し、平成28年9月現在、約24.8万人に達しています。住宅関連施策の積極的な展開や土地の高度利用化の進展により、港区では中高層の共同住宅が急激に増加しており、区民の約9割が共同住宅に住んでいることから、これまで培われてきた地域コミュニティを持続するとともに、新たな区民を含めたコミュニティ形成の促進が求められています。

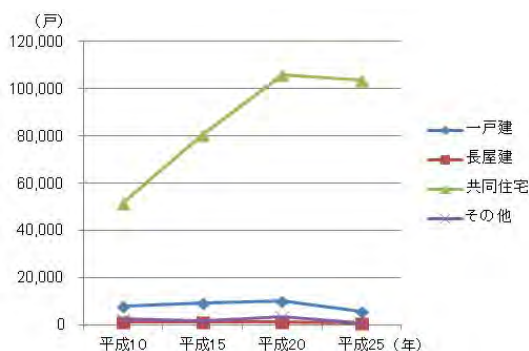


図 港区の住宅戸数の推移
出典：「住宅・土地統計調査」



図 港区の住宅種類の構成比 (平成25年)
出典：「住宅・土地統計調査」

人口増加に伴い、暮らしやすく安心して住み続けられる生活環境を形成していく必要があることから、平成15年及び平成23年に同要綱を改正し、日常生活に必要な食料品・日用品等を扱う店舗、医療施設、子育て支援施設、地域防災施設等の地域特性に応じた生活利便施設を積極的に誘導しています。

平成28年度には、増加が予想される高齢者の住宅支援や子育て世帯の住環境のサポートなど、多様な年代・世帯に対応した生活環境形成が求められることから、特にサービス付き高齢者向け住宅や子育て支援施設について誘導を強化しています。また、地域ニーズの高い一般利用が可能な喫煙所や自転車シェアリングポートについても、誘導を強化しています。

	前回計画策定時	最新値
定住促進指導要綱に基づく良質な住宅の附置戸数 (累計協議件数)	8,907 戸 (平成18年度末)	17,837 戸 (平成28年9月末)
定住促進指導要綱に基づく生活利便施設の附置件数 (累計協議件数)※	22 件 (平成18年度末)	170 件 (平成28年9月末)

(※1物件で複数の生活利便施設を附置している場合、すべての施設を個別にカウント)

また、交流や健康づくりに資する公共空間の整備を進めており、プレーパークなどの多様なニーズに対応する公園づくりや、運河等をいかした水辺の散歩道の整備を行っています。

	前回計画策定時	最新値
区が管理する公園、児童遊園、緑地、遊び場	151 か所 (平成19年4月) 408,219 m ²	156 か所 (平成28年4月) 446,758 m ²
プレーパークの開催箇所数	0 か所 (平成19年4月)	3 か所 (平成28年4月)
水辺の散歩道	6.38km (平成19年4月)	9.89km (平成28年4月)

さらに、安全な居住環境の確保のため、地域との協働による防犯パトロールを実施しています。

③ 道路・交通

環状第2号線（新虎通り）や補助第7号線などの都市計画道路の整備による道路ネットワークの構築に伴い、沿道の街並みも少しずつ変わってきています。引き続き「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線を中心に東京都など関係機関と連携・調整を図りながら、計画的かつ着実に整備を推進することが求められています。

	前回計画策定時	最新値
都市計画道路完成率（港区内）	67.8%（平成20年度末）	68.3%（平成25年度末）

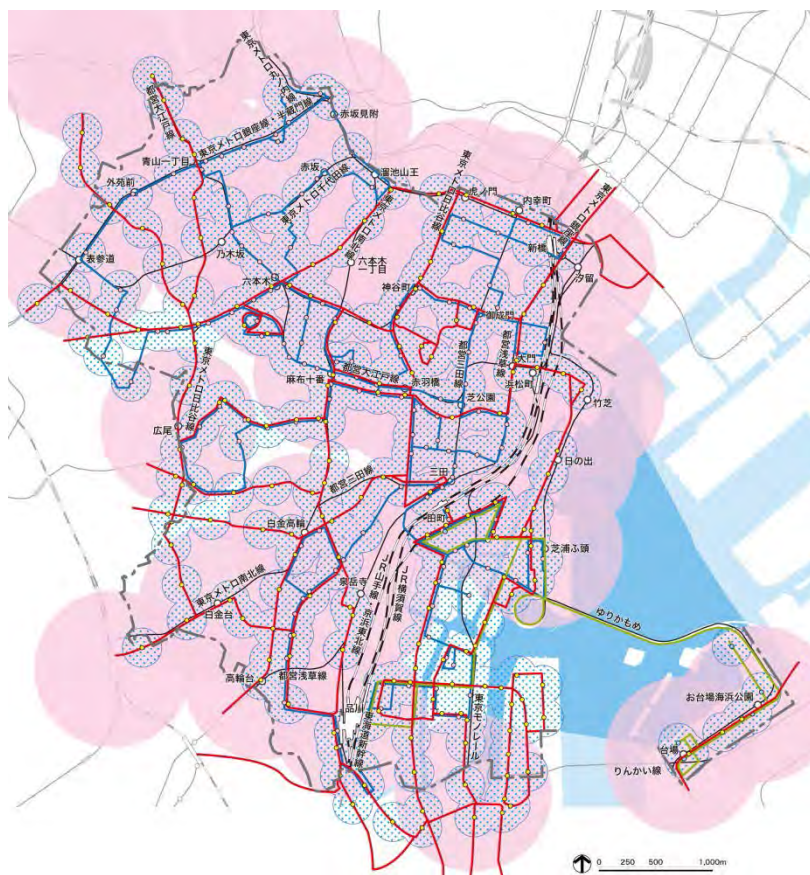
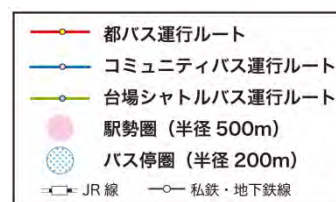


図 公共交通の利用圏域

港区コミュニティバス（ちいばす）は、新規交通サービスとして、平成16年から区内2路線でスタートし、平成28年8月現在、7路線（8ルート）で運行しています。今後、EVバスの導入を拡大するなど改善策を講じながら、地域交通サービスとして充実を図る必要があります。

台場シャトルバスは、地域住民、企業、運行事業者および区から構成される運営協議会での検討を経て、平成24年から台場と品川駅・田町駅間で運行を開始し、台場地域の区民や周辺企業、観光客などの移動の利便性が高まっています。



	前回計画策定時	最新値
コミュニティバス（ちいばす）の運行	2路線（平成19年4月）	7路線（平成28年10月）
台場シャトルバス（お台場レインボーバス）	—	2路線（平成28年10月）

自転車シェアリング事業については、日常の移動や観光での活用、健康増進など多様なニーズを踏まえ、平成26年10月より実証実験を開始しました。平成28年からは実施エリアを順次拡大し、千代田区・中央区・新宿区・江東区との広域連携により利便性を向上させています。

そのほか、自転車専用通行帯など自転車走行空間の整備や、自転車等駐車場の整備、歩道設置、電線類地中化の推進により、快適な歩行空間の形成を進めています。

④ 緑・水

大規模な土地利用転換における従前の緑地の保全及び新たな緑地の創出の誘導や、緑化基準の強化などにより、緑被率の調査を開始した昭和54年以降、緑被率は一度も減少することなく年々増加しており、23区でも上位に位置しています。

公園の総面積が年々増加している一方で、人口の増加に伴い、区民一人当たりの公園等面積は減少しています。

古川や運河、海については、その水質改善に取り組んでいます。そのほか、水辺の散歩道の整備などによる親水性の向上など、水辺の魅力をいかしたまちづくりのさらなる推進が求められています。

	前回計画策定時	最新値
緑被率	20.51% (平成18年度)	21.78% (平成23年度)
区民一人当たりの公園等面積	5.28 m ² /人 (平成19年4月) (参考) 区総人口 189,536人	4.62 m ² /人 (平成28年4月) (参考) 区総人口 227,715人

(公園等：国の公園、都の公園(水域面積を除く)、区立公園、区立児童遊園、区立遊び場、区立緑地)

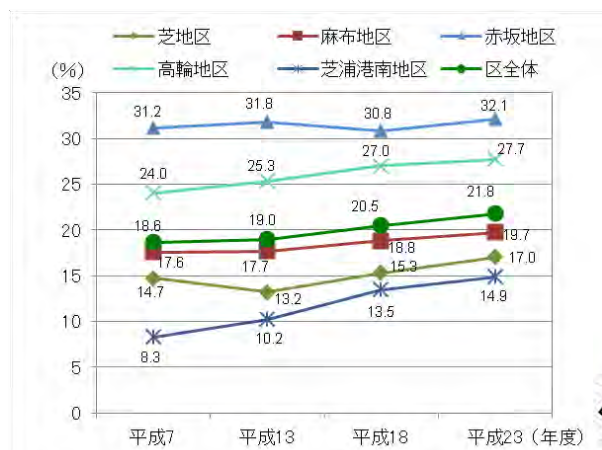


図 緑被率の推移

出典：「港区環境基本計画」(平成27年3月)

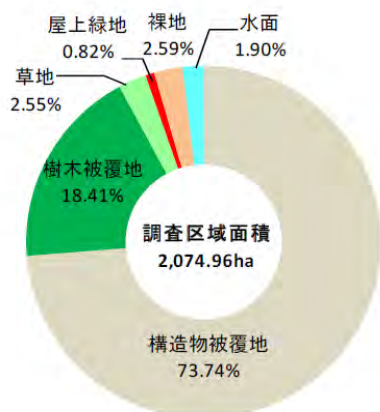


図 緑被率と土地等の被覆割合 (平成23年度)

出典：「港区みどりの実態調査(第8次)報告書」(平成24年3月)

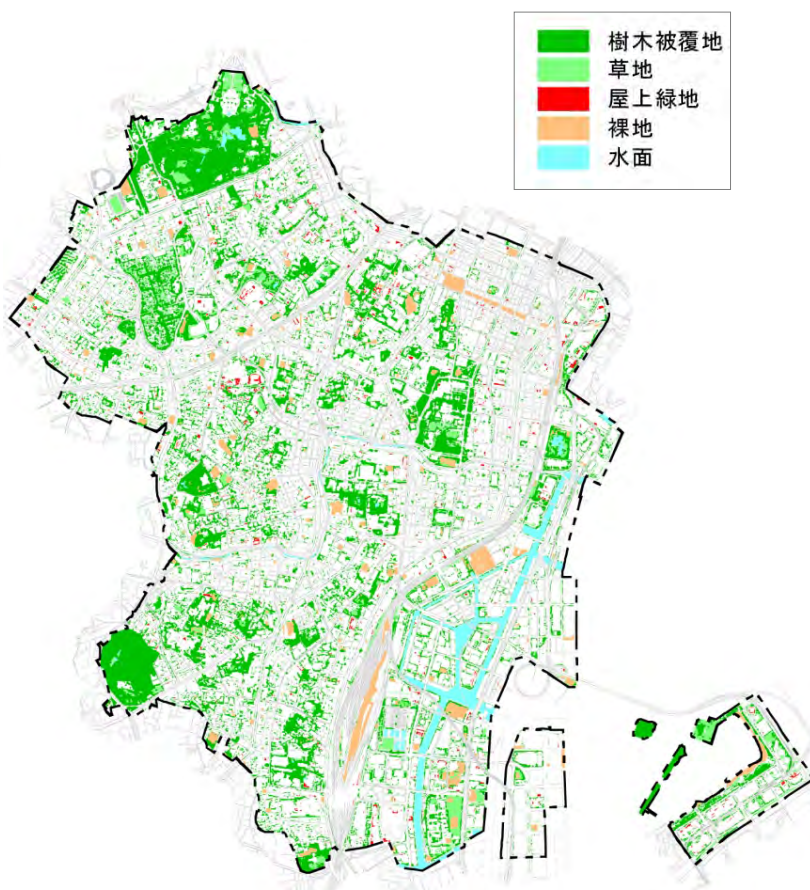


図 緑被地等分布図 (平成23年度)

出典：「港区みどりの実態調査(第8次)報告書」(平成24年3月)

⑤ 防災・復興

区内の防災上重要な区有建築物の耐震化率は100%を達成しました。特定緊急輸送道路沿道の建築物は耐震化率86.4%、住宅の耐震化率84.0%（いずれも平成24年度末現在）です。

民間住宅の建築時期を見ると、平成13年以降に建築された建築物が多い一方で、高度経済成長期に建てられた建築物など、昭和56年以前の旧耐震基準による建築物が依然多いことが課題です。区は、大震災への備えとして、旧耐震基準による建築物の耐震化を促進するため、アドバイザーの派遣や費用の助成などの支援を行っています。また、分譲マンションは約4割が旧耐震基準であることから、建替えを推進し、市街地環境の整備改善に資するため、容積率の緩和に係る基準として「港区マンション建替法容積率許可要綱」を制定し、平成27年より施行しています。

	前回計画策定時	最新値
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化率	— (平成23年6月に路線指定)	86.4% (平成24年度末)
住宅の耐震化率	80.1% (平成18年度末)	84.0% (平成24年度末)

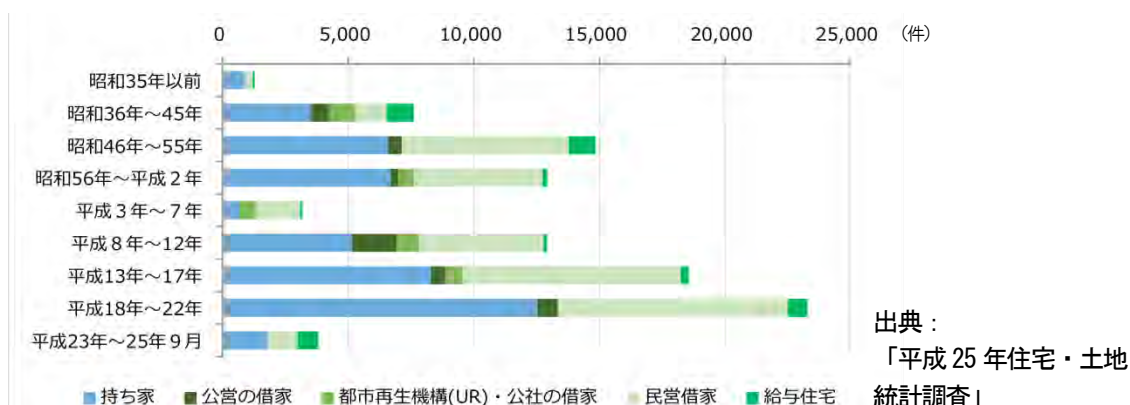


図 建築時期別住宅数

東日本大震災の教訓を受け、平成23年に「港区防災対策基本条例」を制定し、帰宅困難者対策として駅周辺滞留者対策推進協議会の設立や帰宅困難者の一時滞在施設の確保を進めています。また、平成25年に「港区防災街づくり整備指針」を改定するとともに、大震災により区内が被災した場合に、一日も早く被災した市街地を復興し安心して生活や事業の再開ができるよう、「港区被災市街地復興整備条例」を制定しました。

	前回計画策定時	最新値
駅周辺滞留者対策推進協議会の設立	—	8地域 (平成32年までに区内全駅をカバーする12地域において設立予定)
帰宅困難者の一時滞在施設の確保	—	73施設、31,670人 (平成28年4月1日現在。都立、区立、民間すべて含む)

さらに、発生が危惧されている首都直下地震に対して万全の体制がとれるよう、「港区地域防災計画」及び「港区耐震改修促進計画」を改定し、対策を進めていく必要があります。

⑥ 景観

平成14年に定めた「港区都市景観づくり要綱」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等を対象に届出を求め、助言、指導を行ってきました。こうした取組を受け継ぎ、平成21年6月に景観条例を制定し、景観行政団体となり、「港区景観計画」を策定しました。

その後、小規模建築物が景観形成に影響を及ぼす事例の出現や、広範囲における新たなまちづくりの進展など、区の景観を取り巻く状況の変化等を受け、平成27年に景観計画を一部改定しました。

景観計画及び景観条例に基づき、法的根拠をもって地域ごとの景観特性に応じた建築物の指導・誘導を行うなど、きめ細かな景観施策を展開しています。



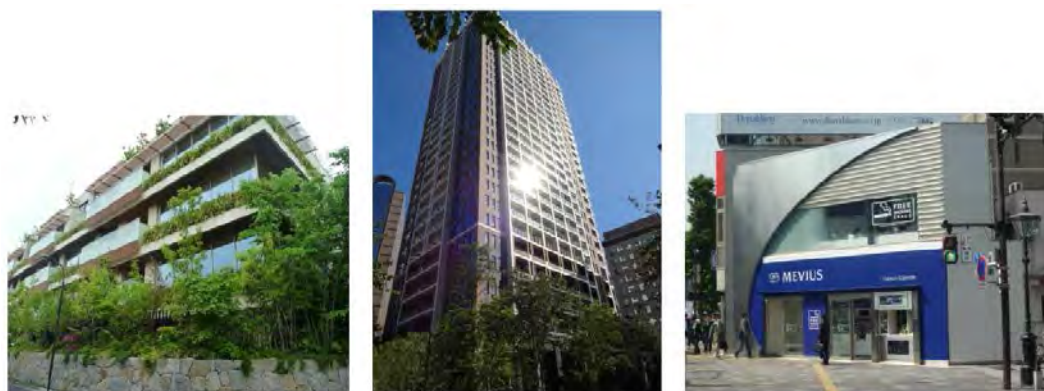
港区の景観特性がよく表れている場所



広範囲における新たなまちづくりの進展

	前回計画策定時	最新値
景観条例に基づく事前協議件数	(条例未制定)	802件 (平成21年6月～平成28年9月末)

また、建築物の指導・誘導を行う一方で、平成23年には良好な景観形成に功績のあった施設等を表彰する「港区景観街づくり賞」を創設し、景観に対する意識の啓発を推進しています。

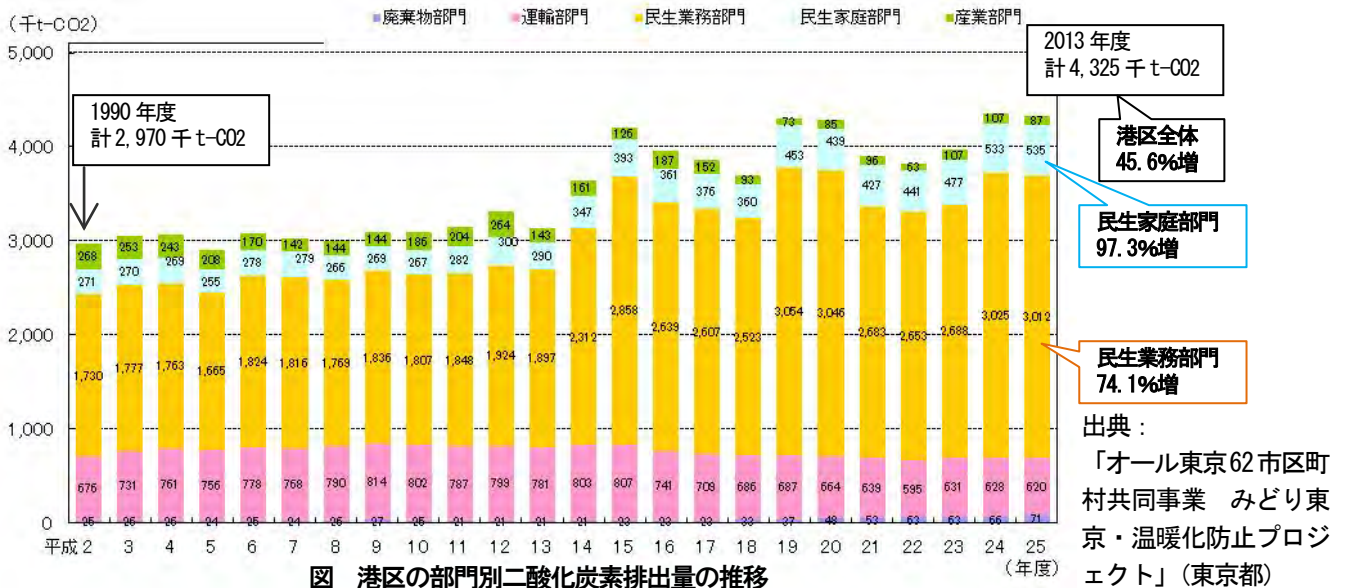


港区景観街づくり賞受賞施設

寺社や歴史的庭園など史跡と緑が一体となった文化的景観や、豊かな自然地形、地域ごとに個性のある街並みなど、港区ならではの景観的特徴を守り、観光施策と連携し、まちの魅力としていかすことが求められています。

⑦ 低炭素化

港区は、地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素の排出量が都内で最も多く、とりわけ民生業務部門の排出量はその多くを占めています。区内では、今後も大規模な土地利用転換により、事務所ビルの延べ床面積が増加し続けると想定されます。平成27年に「港区低炭素まちづくり計画」を策定し、建築物等の更新に合わせ、最先端の環境技術による先進的な取組を導入するなど、まちづくりの上で総合的に対策を強化していくことが求められています。



⑧ 国際化・観光・文化

区内には多くの大使館が立地しており、国内に立地する153か国の大使館のうち、その半分以上に当たる80の大使館が港区に立地しています。外国人居住者割合は、23区のなかで新宿区と豊島区について3番目に高く、国籍は132か国と多様なことが特徴です。(平成28年10月1日現在)

23区の中で上場企業が最も多く立地しており、外資系企業は全国の約1/4が立地しています。

観光資源が豊富で、個性や魅力の異なる地域が区全体に広がっており、多様な飲食施設や小売店、宿泊施設が充実しています。ホテル・旅館客室数は、23区で最多了。

今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた旅行者の受入環境の充実が求められるとともに、大会後も外国人旅行者を惹きつけ続ける取組の推進が求められています。

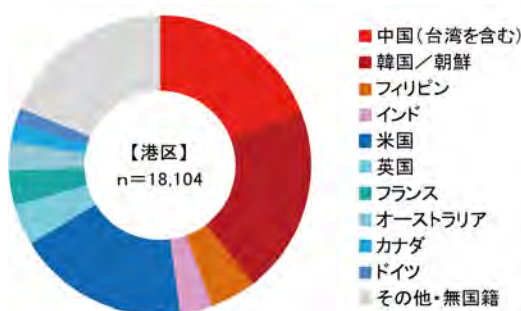


図 港区の外国人居住者の国籍別割合
出典：「港区基本計画」(平成27年3月)

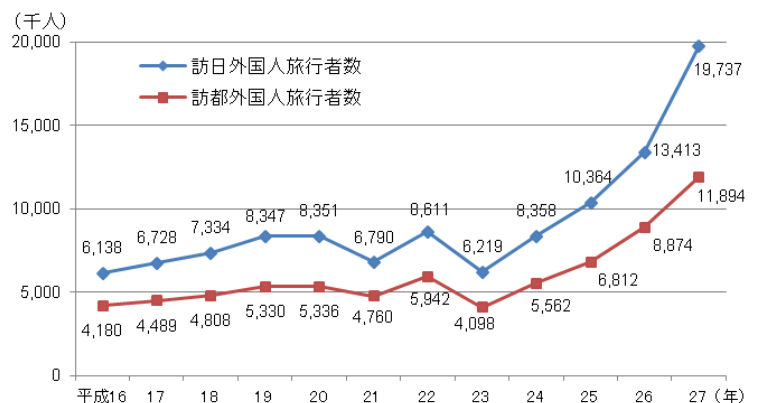


図 訪日・訪都外国人旅行者数の推移
出典：「訪都旅行者数等の実態調査」(東京都/平成27年)

(2) 港区の立ち位置（ポジショニング）

① 経済活動の中心地としての港区

平成 26 年経済センサスによると、港区は、事業所数が 23 区中第 1 位 (37,493 社)、従業者数は第 2 位 (1,013,189 人) となっており、活発な経済活動を展開する首都東京の一翼を担っています。産業別売上高では、建設業、運輸業・郵便業や、宿泊業・飲食サービス業、学術研究・専門・技術サービス業等で 23 区第 1 位となっており、インフラやサービス業、学術関連等の専門性の高い産業が集積しています。また、上場企業本社の所在地は 23 区で港区が最も多く、外資系企業の立地件数は全国第 1 位 (平成 28 年 3 月現在、820 社) であるとともに、在勤者などの昼間人口は約 90 万人と 23 区で最多であることから、民間の経済活動の中心地となっていることが大きな特徴です。

② 快適な居住環境としての港区

経済活動の中心地となっている一方で、区西部は主に住宅を中心とした緑豊かな街並みが広がっており、落ち着いた生活環境が保全されています。また、臨海部では、水辺に親しむことのできる港区ならではの新たな居住スタイルが営まれています。

職住近接の環境に加え、自然や歴史的・文化的な環境に触れる機会も多く、身近な場所で多様なライフスタイルやニーズに対応した必要なサービスが享受できるなど、都心にふさわしい利便性や安全性を確保した、質の高いゆとりある都心居住を実感できる環境が形成されています。

③ 今後の東京圏での港区の立ち位置

国は、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点形成を促進する観点から、国家戦略特別区域法に基づく取組を進めています。港区は、全域が東京圏国家戦略特別区域に指定されており、今後、国際ビジネス交流の拠点として、起業支援や MICE 機能の整備、外国企業の進出などが進み、さらなる区の経済振興が期待されます。

このような港区を取り巻く状況を受け、今後さらに激化する都市間競争の中で東京が変わらず存在感を発揮するため、港区は、日本経済をけん引する産業の集積と魅力的な都市整備を推進します。それらは、都心居住の推進や旅行者の増加など都市の魅力・活力を向上させ、グローバルに活動する企業や高度な専門的人材の誘致、海外からの投資の呼び込みにつながります。

港区は、経済活動の中心地で働く人々が、魅力ある都市空間のなかで職住近接の快適な暮らしを享受することができる、都市型ライフスタイルの先進地であるといえます。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、全国的な関心の高まりとまちづくりの動きが加速する中、東京経済圏の一翼を担うとともに、今後のまちづくりでは、在住者に加え、在勤者・在学者・旅行者など港区を訪れる多くの人々にとってうるおいある都心生活の魅力を享受できる、港区ならではの良質な都市空間・居住環境を維持、創造していきます。

3 港区のまちづくりにおける重点課題と改定の視点

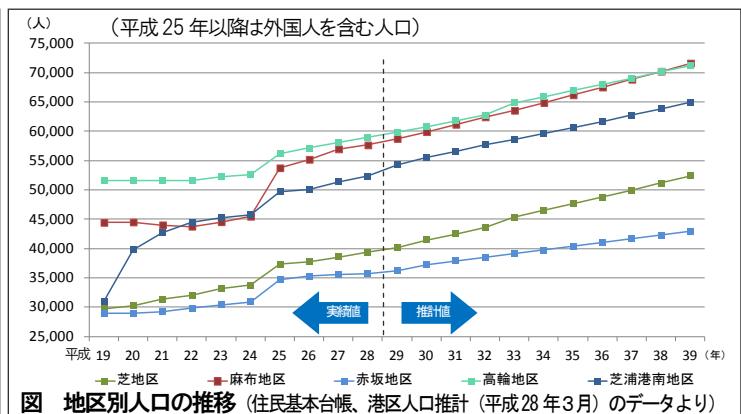
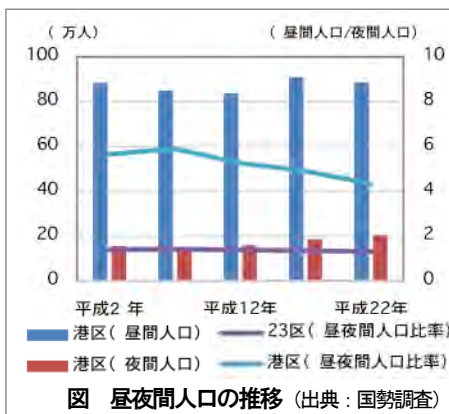
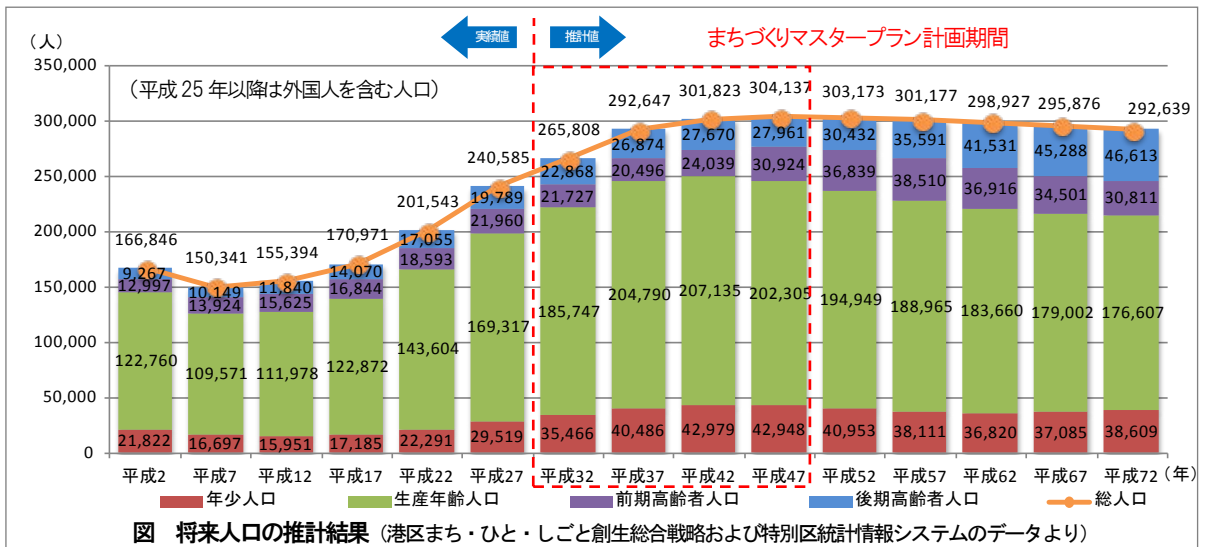
① 想定を上回る人口増加への対応

港区の人口は、昭和36年に戦後最多の約25.6万人となり、その後長期的な減少傾向に転じ、平成8年には最少となり15万人を切りました。その後、急激に人口が回復し、前回のまちづくりマスタープラン策定時は平成28年まで約20万人から大きな変動はないと推計していましたが、想定を大きく上回り、平成28年10月現在、約24.9万人です。

区の将来人口は、平成48年に約30.4万人に達し、その後、平成72年には約29.3万人と、おおむね30万人を維持する見込みです。そのため、まちづくりマスタープランでは、おおむね30万人の人口を見込んで、都市基盤や生活環境の水準を設定し、まちづくりの方向性を示します。

人口増加に伴う公共公益施設・生活利便施設等の不足への対応が喫緊の課題であり、生活に必要な商業店舗が充分でない地域もあります。こうした施設の整備・誘導により良好な居住環境を維持・創出するほか、人口構成の変化を見据えた長期的な視点での公有財産の有効活用が求められます。

区内在住外国人の総人口に対する比率は高く、その総数は、景気の緩やかな回復や外国人居住者の生活環境向上の取組の進展などにより、今後更に増加が予想されることから、国籍の多様化に対応した環境づくりが求められます。また、虎ノ門・新橋・浜松町、品川などを中心とした業務機能の更なる集積により、昼間人口の増加が予想されることから、夜間人口の4倍を超える100万人近い昼間人口を見込んで、交通ネットワークや公園等の都市基盤の整備を行う必要があります。



② 環境と都市機能のバランスのとれたまちづくりの推進

港区ではこれまで、開発事業等や建築物の更新に伴い、生活利便施設等の誘導や質の高い緑化の推進、オープンスペースの整備、環境性能の高い先進技術の導入の誘導など、市街地環境の質の向上に取り組んできました。

区内では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、これまでにないスピードでまちづくりが進展しています。引き続き、開発事業等の機会を捉えたまちづくりの推進による地域の課題解決とともに、先進技術の導入により環境に配慮した事業を誘導し、都市機能の集積と緑・水等の環境とのバランスのとれたまちづくりを推進することが必要です。

また、区西部の落ち着いた居住環境と、官庁街などと近接した区東部の経済活動等が調和したまちを形成するため、地域特性に応じたメリハリのあるまちづくりを推進することが求められます。

③ 安全・安心の強化

近い将来、首都直下地震が発生することが危惧されており、平成 23 年の東日本大震災及び平成 28 年の熊本地震で人々が体験した教訓を受けて、津波及び液状化対策、帰宅困難者対策、救援物資の受入・配付体制の構築など、新たな視点での防災対策が進められています。

災害に強く、かつ、回復力のあるまちづくりを進めるため、災害時においても都市機能の維持・継続が図られる市街地の形成や、区民および区内滞在者の災害発生時の安全性の確保、既存民間建築物や橋りょう等のインフラの耐震化促進が求められています。また、突発的で局地的な集中豪雨の頻発などの異常気象をはじめ、地球温暖化に伴う環境変化に適応した安全・安心対策が求められます。

④ 世界に誇れる国際都市の実現

港区ではこれまで、産業集積や交通網の充実、景観形成など、国際都市として様々な取組を進めてきました。そうした中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定し、国際都市としての港区に対する注目がより一層高まっています。

港区の魅力とブランドを国内外に強く印象付けるため、国際競争力強化に資する経済活動の拠点形成や、今後予測される外国人旅行者の増加を見据えた観光・交流の促進に資するまちづくりのほか、地域特性や歴史・文化などの地域資源をいかした景観形成の更なる推進、誰もが安全に安心して滞在できる環境整備など、国際化・観光・文化の分野との連携を強化するとともに、大会後の社会状況の変化への対応も視野に入れ、質の高い都市空間の形成やまちの魅力の更なる向上が求められます。

⑤ 参画と協働の推進と地域コミュニティの向上

港区まちづくり条例の改正により、地域発意のまちづくりを推進するとともに、環境や防災・防犯などまちづくりに関わる幅広い分野において、区民や企業等との協働の取組を進めてきました。

今後は、マンション等の集合住宅の急激な増加による地域コミュニティへの影響や、高齢化に伴う地域活動の担い手の人材不足などの課題に対応し、将来のまちづくりを担う世代の育成や、地域活動の新たな形態であるエリアマネジメント活動の推進、区民・企業・NPO 等、多様な主体との更なる協働の推進が求められます。

【改定の視点】

【分野別にみるまちづくりの主な成果と状況変化】

- ① 土地利用・活用
 - 職住のバランスのとれた土地利用、絶対高さ制限の導入
 - 活発な民間開発、大規模土地利用転換の進展
 - 地域発意のまちづくり（まちづくり条例の制定）
- ② 住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯
 - 共同住宅が急増
 - 開発事業等に対し生活利便施設を積極的に誘導
- ③ 道路・交通
 - コミュニティバスの路線拡充
 - 台場シャトルバスの新規導入
 - 自転車シェアリング事業開始、隣接区と広域連携
- ④ 緑・水
 - 緑被率上昇、公園等の総面積増加
 - 開発事業等による質の高い緑の創出・保全
 - 人口増加に伴い区民一人あたりの公園等面積減少
- ⑤ 防災・復興
 - 区有施設の耐震化率 100%達成
 - 特定緊急輸送道路沿道をはじめとした建築物の耐震化の進展
 - 帰宅困難者対策の進展
- ⑥ 景観
 - 景観条例制定、景観行政団体となる
 - 景観計画を策定し、法的根拠をもってきめ細かな景観施策を展開
- ⑦ 低炭素化
 - 低炭素まちづくり計画策定
- ⑧ 国際化・観光・文化
 - 外国人居住者 国籍が多様（約 130 か国）
 - 外資系企業 全国の約 1/4 が立地
 - ホテル・旅館客室数 23 区最多、旅行者数増加

【港区のまちづくりにおける重点課題と改定の視点】

- ① 想定を上回る人口増加への対応
 - 将来人口 30 万人を見据えたまちづくりの方針の明確化
 - 人口増加に伴う公共公益施設・生活利便施設等の不足への対応
 - 100 万人近くの昼間人口に対応した都市基盤の整備
- ② 環境と都市機能のバランスのとれたまちづくりの推進
 - 開発事業等を契機とした地域の課題解決
 - 先進技術の導入による環境に配慮した事業の誘導
 - 落ち着いた居住環境と活発な経済活動の共存
- ③ 安全・安心の強化
 - 災害発生時においても都市機能の維持・継続が図られる市街地の形成
 - 建築物や橋りょうの耐震化促進
 - 地球温暖化に伴う環境変化への適応
- ④ 世界に誇れる国際都市の実現
 - 国際競争力強化に資する拠点形成の推進
 - 国際化・観光・文化との連携を強化したまちづくり
- ⑤ 参画と協働の推進と地域コミュニティの向上
 - 将来のまちづくりを担う世代の育成
 - エリアマネジメント活動の推進
 - 多様な主体との更なる協働の推進

【港区の立ち位置（ポジショニング）】

- 活発な経済活動を展開する首都東京の一翼を担う
- 都心にふさわしい利便性や安全性を確保した、緑と水の豊かさを実感できるゆとりある居住環境
- 日本経済をけん引する産業の集積とるおいある落ち着いた環境とのバランスに配慮した、港区ならではの良質な都市空間・居住環境の維持、創造

これらの視点を踏まえたまちづくりマスタープランへ

第3章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

【まちづくりの基本理念】

人にやさしい良質な都市空間・居住環境を 皆で維持し、創造し、運営していく

このまちづくりの基本理念は、前回のまちづくりマスタープラン策定時に定めたもので、その後港区を取り巻く環境は大きく変化しているものの、港区に暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人が、安全・安心で快適なまちを皆で一緒に創造するという考え方は、まちづくりに対する基本的な姿勢として普遍的なものであることから、今回の改定においても継承します。

これまでの港区の成り立ちを振り返ると、現在の港区の区域は、徳川家康の江戸入府以後に飛躍的に発展し、特に幕末から明治維新にかけて、数多くの歴史の舞台となっています。

明治5年には、新橋・横浜間に日本最初の鉄道が開通し、東京湾に面した港区は近代化とともに一大工業地帯へと発展しましたが、関東大震災や戦争により区域の大半が焼失するという大きな被害を受けました。戦後の復興はめざましく、昭和36年には人口が戦後最高の25.6万人に達しました。高度経済成長の波に乗って、高速道路や交通網の整備、東京港の開港など、港区の街並みは一変してきました。

新たなまちづくりマスタープランの目標年次であるおおむね20年後は、まもなく戦後100年を迎えようとしている時代となります。江戸期からの発展を灰燼に帰す壊滅的な状況から甦った現在の港区のまちの姿は、かつてこの地で生きたその時代の人々がより良いまちになるように手を加え続けた成果であり、過去の先人の営みが現在まで引き継がれ、重なり合い、溶け合いながら形作られたものです。

日本は今、少子高齢・人口減少社会の到来、それに伴う地域の活力の減衰、国際的な都市間競争の激化、巨大地震の脅威や深刻化する環境問題など、社会経済情勢の大きな変化の渦中にあります。

港区では、歴史の重みを実感するとともに大きな環境変化を踏まえ、より人にやさしい良質なまちを目指し、ハード面のまちづくりだけでなく、地域コミュニティの活性化や防犯、観光などソフト面を踏まえた総合的なまちづくりを推進するために、港区に暮らす人、働く人、学ぶ人、訪れる人が、皆で考え、協働して誇れるまちを創造していくことが重要だと考えています。

また、そのまちに住み、働き、訪れ、活動する多様な人々が、便利で快適な生活や都市活動を行うことができるとともに、水辺や緑に囲まれ、うるおいやすらぐことのできる都市空間・居住環境を構築することが求められます。

常に新しいものを積極的に取り入れることにより、いつの時代にあっても変わらず価値が認められ、東京の中心的役割の一端を担ってきた港区には、刻々と姿を変える躍動感・期待感と、昔から変わらず地に染み込む歴史や伝統、そしてここで暮らす人々の生きる力が融合しています。

そういった港区の特性をいかし、「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持し、創造し、運営していく」ことを基本理念として、地域が主体的にまちづくりの中心となるよう、互いの交流・連携を深め、様々な立場の人の参画と協働体制を構築し、ともにまちを創造しマネジメント（運営）していきます。

2 将来都市像（目指すべきまちの姿）

（1）将来都市像

港区を取り巻く環境の変化やまちの現状と課題を踏まえ、まちづくりの基本理念のもと、「うるおいある国際生活都市」を目指して、まちづくりを行っていきます。

【将来都市像】
「うるおいある国際生活都市」
～歴史と未来が融合する 魅力と活力あふれる 清々しいまち～

国際生活都市として、豊かな緑と水辺のやすらぎのある環境負荷の少ないまち、歴史・文化資源及び都市型観光資源などをいかした美しいまちを形成し、災害に強く安全・安心なまちを基本として、その中で誰もがいきいきと元気に生活するとともに、国際的なビジネス拠点として活気とにぎわいにあふれた活動が行われている都市を目指します。

これまでの業務・商業・居住等の多様な都市機能の蓄積や、歴史的な趣きや風格のある街並み、緑や水辺空間など自然が感じられる街並みなどをいかし、地域ごとの個性あるまちを継承・形成していきます。

夏でもまちを快適に歩くことができる木陰があり、水辺で涼しげな風を感じられるよううるおいある環境の中で、まちの活力の息吹を感じ、思わず深呼吸したくなるような、魅力ある清々しいまちを目指します。

【まちづくりの基本理念】
人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持し、創造し、運営していく

【将来都市像】
「うるおいある国際生活都市」
～歴史と未来が融合する 魅力と活力あふれる 清々しいまち～

— 5つのまちの姿 —

住み続けられるまち
～多様な暮らしが生まれ、
住み続けられる
国際生活都市～

個性的で多様な魅力があるまち
～地域の個性と多様な魅力がいかされ、
創造的な都市活動が
育まれる国際生活都市～

世界に開かれた国際的なまち
～国際的な活気にあふれる、
世界に開かれた
国際生活都市～

安全・安心なまち
～災害に強く、犯罪・事故防止にも配慮された安全・安心な国際生活都市～

持続可能なまち
～いつまでも魅力的な国際生活都市～

(2) 目指すべきまちの姿

将来都市像である「うるおいある国際生活都市」は、以下の目指すべきまちの姿で構成されています。

住み続けられるまち

～多様な暮らしが生まれ、住み続けられる国際生活都市～

地域特性に配慮しながら、従来から暮らしてきた人も、新しく住みはじめた人も、区内で生業を営む人も、多様な暮らしを営みながら、快適に職住近接で住み続けられるまち、誰もが清々しく健康に暮らせるまちを目指します。

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、子どもや高齢者、障害者、外国人などにとっても、自立して暮らしやすい、人にやさしいまちを目指します。

個性的で多様な魅力があるまち

～地域の個性と多様な魅力がいかされ、創造的な都市活動が育まれる国際生活都市～

港区は、首都東京の中心部を形成する区として、さまざまな都市機能が存在し、地域ごとに個性や多様性を備えています。また、多くの企業が活発に経済活動を行っていること、多国籍の外国人が多数居住していることも特徴です。これらの地域の個性や多様な魅力をいかし、清潔で良好な居住環境と活力ある都市機能のバランスを図り、創造的な都市活動が育まれるまちを目指します。

江戸期から連なる歴史と伝統の上に、新たな気風と現代の活力が重層し、融合し合うまちを目指します。

世界に開かれた国際的なまち

～国際的な活気にあふれる、世界に開かれた国際生活都市～

国際競争力強化をけん引する経済活動の拠点を形成するとともに、多様な人々と文化が交流し、観光・芸術・スポーツなどによる都市の新たな魅力にあふれる、世界に開かれたまちを目指します。

大使館の集積や官庁街との近接性などの立地特性や、高密な道路・鉄道ネットワーク、都心にあって緑・水の豊かな環境をいかして、国際水準のうるおいあるビジネス空間・居住環境を形成し、世界中の人々があこがれ訪れるまちを目指します。

安全・安心なまち

～災害に強く、犯罪・事故防止にも配慮された安全・安心な国際生活都市～

「住み続けられるまち」、「個性的で多様な魅力があるまち」、「世界に開かれた国際的なまち」の実現を支える基本的な事柄として、想定されるあらゆる災害に強く、犯罪・事故を未然に防ぎ、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指します。

首都直下地震や頻発する集中豪雨、都市型水害などの災害に備え、在住者、在勤者、在学者、来街者等が安全に安心して生活できるまちを目指します。

子どもが安全に安心して遊ぶことができ、来街者が港区で過ごす一時を安全に安心して楽しむことができるよう、犯罪防止に配慮したまちを目指します。

持続可能なまち

～いつまでも魅力的な国際生活都市～

港区は、日本の経済・文化・交流の中心に位置しており、今後とも、環境と都市機能のバランスを図りながら、多種多様な期待に応え、都心区としての役割を担っていく必要があります。

まちの成り立ちや特性に配慮しながら、自然環境や景観、歴史と文化に包まれ、将来にわたりうるおいある魅力的な港区であり続けるため、区民、企業等、行政の連携をより一層強化し、ともに創りあげるまちを目指します。

そのため、これまで示した「住み続けられるまち」、「個性的で多様な魅力があるまち」、「世界に開かれた国際的なまち」、「安全・安心なまち」といった4つの目指すべきまちの姿を有機的に結びつけ、全体として将来にわたって持続可能なまちを目指します。

3 港区が目指す将来都市構造

(1) 上位計画からみた港区の広域的な位置付け

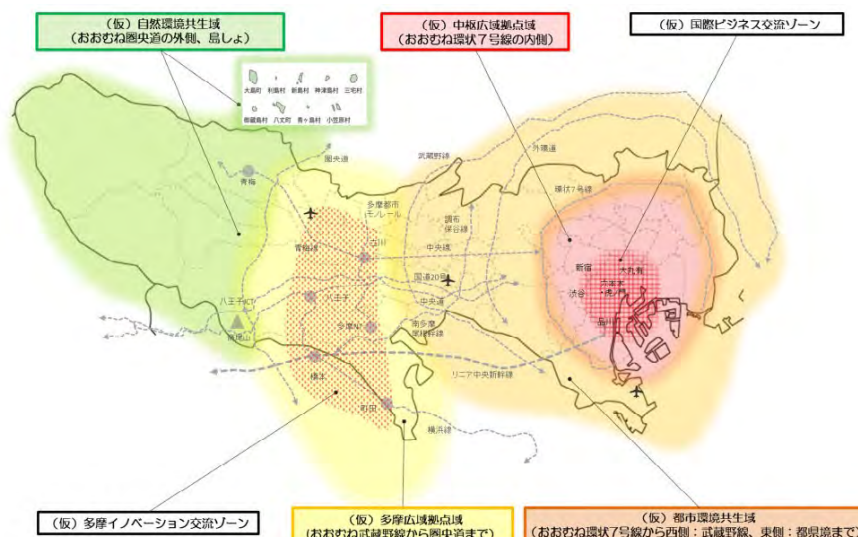
都市計画区域マスタープランにおいては、東京が目指すべき将来像として、東京圏の交通ネットワーク、とりわけ国際的な交通アクセスに不可欠な空港・港湾や環状方向の広域交通基盤を強化して、圏域内の活発な交流を実現するとともに、業務、産業、文化、居住、防災など多様な都市機能を地域や拠点が分担し、広域連携により東京圏全域で一体的な機能を発揮する「環状メガロポリス構造の実現」を掲げています。新橋や品川などの区内の拠点や、区外の都心や新宿、渋谷、臨海部の副都心においては、相互に資源や都市機能、基盤を活用・共有化し、エネルギー利用の効率を高め、環境と経済活力とが両立したさらに魅力的な都市を形成することが求められています。

また、新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針においては、港区全域を含む都心エリアは戦略的に都市整備を進め、東京の機能と魅力を高めていくべき地域である「センター・コア・エリア」として位置付けられています。

さらに、区の北側および南東のエリアは、都市再生特別措置法に基づき、都市再生を緊急的に促進する必要がある「特定都市再生緊急整備地域」として、国から指定されています。国土形成計画では、リニア中央新幹線や空港、広域公共交通、道路網によって、海外や名古屋・大阪、川崎・横浜方面等、多様な圏域とつながることにより人・モノが流動する特性を踏まえ、区内の拠点の都市機能、基盤を充実させ、それぞれの圏域との機能連携や交流等を推進することが求められています。

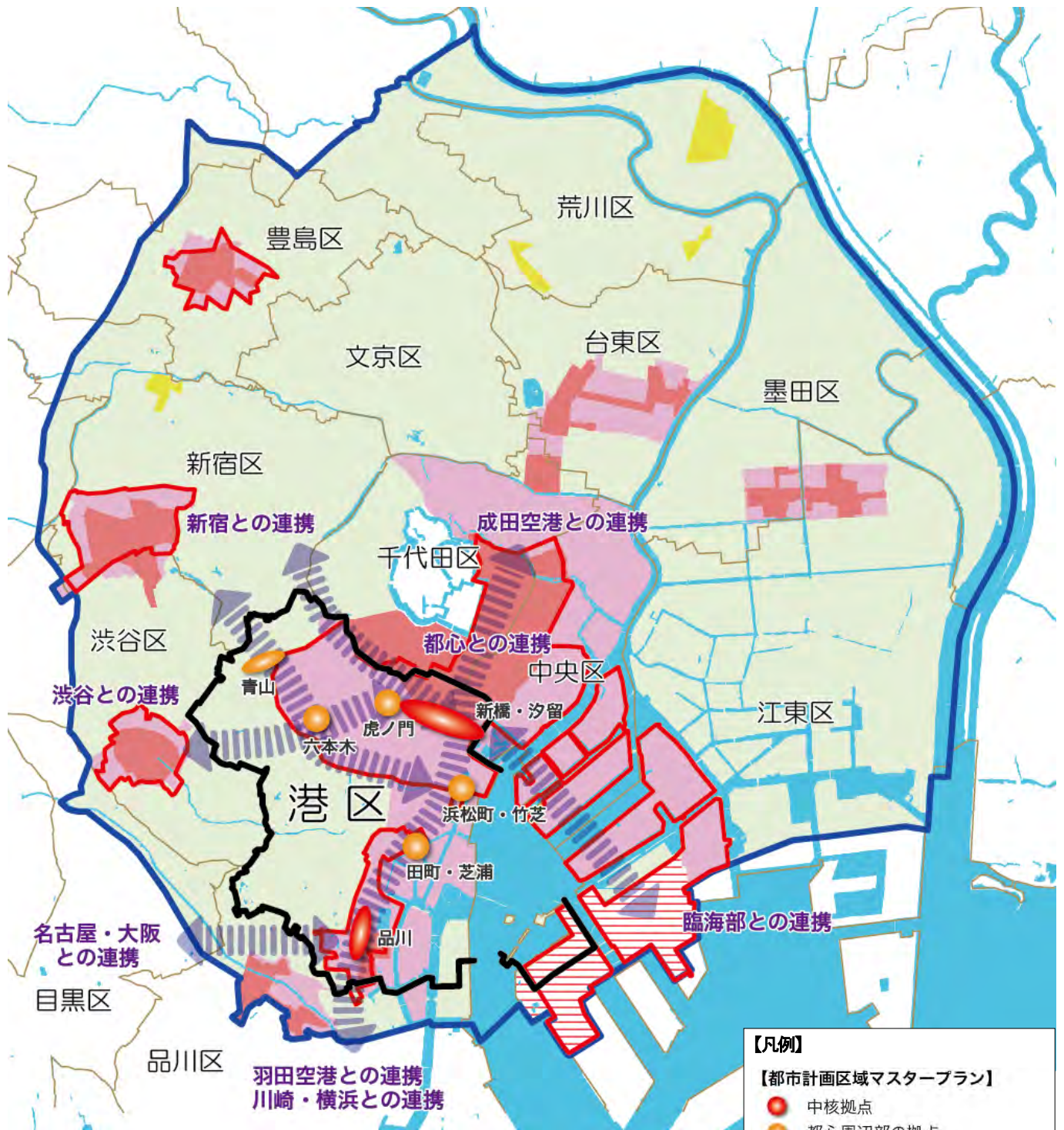
なお、「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」（東京都都市計画審議会 答申／平成28年9月）においては、港区は全域が「(仮)中核広域拠点域」に位置付けられています。さらにその拠点域の中でも、特に高度な都市機能が集積している地域であり、充実した鉄道・道路などの交通ネットワークをいかし国際的なビジネス・交流機能の強化とその持続的な発展が図られる「(仮)国際ビジネス交流ゾーン」に含まれています。

地域区分図



2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について（東京都都市計画審議会 答申／平成28年9月）

港区の広域的な位置付け



【凡例】

【都市計画区域マスタープラン】

- 中核拠点
- 都心周辺部の拠点

【新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針】

- 都心等拠点地区
- 一般拠点地区
- 複合市街地ゾーン
- 職住近接ゾーン
- (臨海副都心)
- センター・コア・エリア

【都市再生特別措置法】

- 特定都市再生緊急整備地域

⇄ 広域連携軸

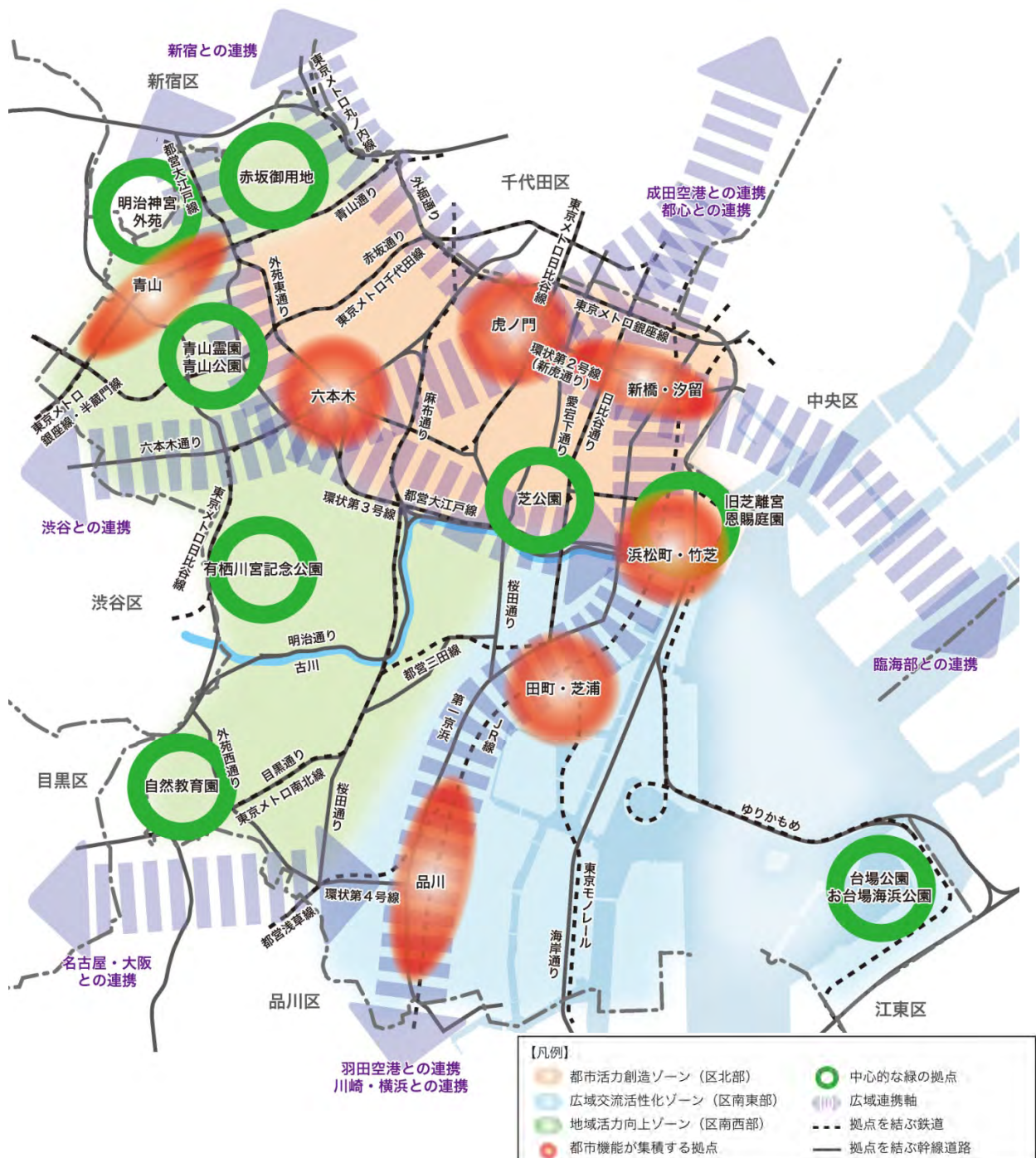
(2) 広域的な位置付けを踏まえた将来都市構造と整備方針

将来都市構造は、まちの中心となる拠点や軸を位置付け、将来の都市の骨格を示すものであり、港区のまちづくりの方針等の前提となります。

広域的な視点から見た港区の位置付けを踏まえて、都市再生の緊急性や地域特性により区を3つのゾーンに分け、土地の利用・活用・保全や市街地環境等に関するゾーンの整備方針を示します。

また、港区は、個性豊かな都市機能が集積する拠点や自然環境が豊かな中心的な緑の拠点が数多く点在し、その拠点間が高密度で利便性の高い公共交通ネットワークでつながっているという特徴があります。これらをさらに強化するため、拠点と軸の整備方針を示します。

港区が目指す将来都市構造図

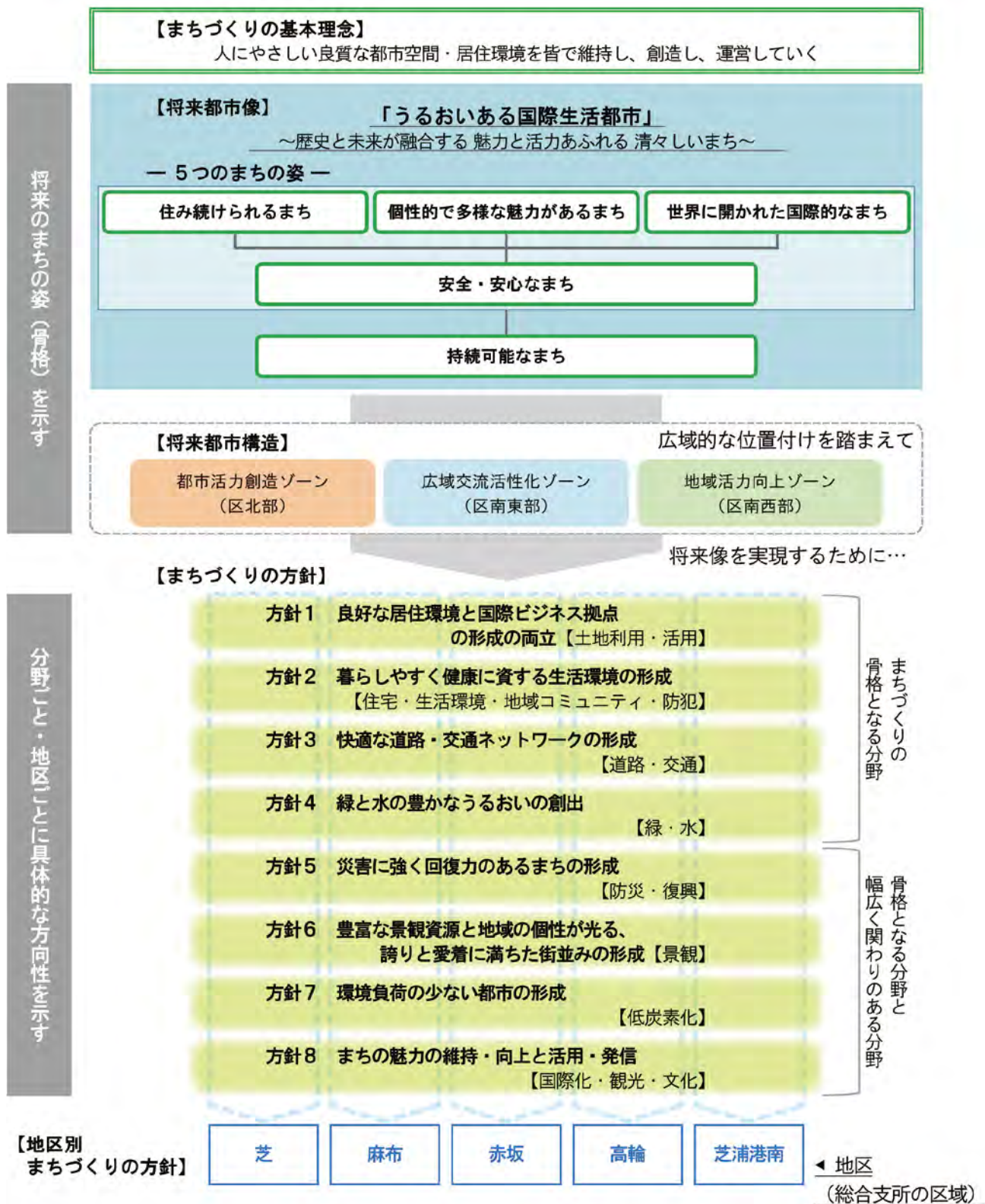


	都市活力創造ゾーン（区北部）	広域交流活性化ゾーン（区南東部）	地域活力向上ゾーン（区南西部）
ゾーンの整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○日本経済の中心的な商業・業務地として、国内外の人々から選択され続ける都市となるために、常に時代を先取りした快適で利便性の高いビジネス環境やその支援機能を導入し、世界に向けて発信・提供します。また、新しい拠点の創造や多様な人々の交流を促進します。 ○地域特性に応じた住宅や商業・教育・医療等を含めた外国人にも住みやすい居住環境を充実させます。 ○文化・芸術機能や迎賓・交流機能の歴史と集積をいかし、これまでの業務を中心とした機能にとどまらず、観光・交流機能や、まちを楽しむにぎわい機能を導入するなど、人々を魅了する都市環境を充実させます。 ○拠点相互の近接性をいかし、交通環境を充実することで連携を強化し、各拠点の価値を向上させます。 ○シンボルとなる緑や多様な手法を駆使した質の高い緑化を推進します。 ○都心の風格やにぎわいを感じられるとともに、商業・業務地としての活気ある魅力的な景観を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運河や海などの水辺の開放的な空間をいかした、にぎわいと個性ある景観の創出や舟運の活性化を図ります。 ○良好な居住環境創出のため、人口増加に対応した公共施設・生活利便施設を整備・誘導します。 ○品川駅周辺においては、国内外へのアクセスに優れた立地をいかし、東京の南の玄関口として、業務・商業・交流・宿泊・居住などの多様な都市機能を導入、集積します。 ○東京湾からの風の道や開発事業に伴う緑・オープンスペースの創出、運河・下水熱などの豊富な環境資源をいかした先進的な環境モデルとなるまちを形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○居住機能を中心とした落ち着いた街並みや、歴史や文化を感じられる街並み、最先端の文化や情報を発信する店舗や事務所などが共存する、個性的な複合市街地を形成します。 ○開発事業等においては、地域コミュニティの保全と生活利便性向上のバランスに配慮した街並みを誘導します。 ○地域の生活を支える交通環境の利便性・安全性の向上や、地域コミュニティの核となる商店街の活性化を推進します。 ○豊かな緑の保全・創出による、うるおいのある生活環境を向上させます。
（イメージ）			
都市機能が集積する拠点の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節拠点としての利便性の高さをいかして、業務・商業・交流・宿泊・居住などの多様な都市機能の集積を促進するとともに、駅前広場空間の整備など駅前の顔づくりを推進します。 ○拠点相互の関係性に留意しつつ、適正な機能分担を図りながら、地域の特色をいかしたまちづくりを推進し、時間軸も考慮した拠点の持続的な更新を計画的・積極的に推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 新橋・汐留周辺 新橋周辺は、駅を中心とした商業・業務・交流機能のさらなる魅力向上を促進するとともに、環状第2号線沿道の街区再編によるにぎわい空間の連続化と厚みのある緑豊かな都市空間を創出します。 汐留周辺は、都心と臨海部の結節点として、商業・業務・文化・交流・居住機能が複合した質の高い都市空間を形成します。 ■ 虎ノ門周辺 地下鉄駅の新設及び改良、地下広場及びバスターミナルの整備、歩行者ネットワークの強化により交通結節拠点を形成し、外国人を含めた国際水準のビジネス、交流、宿泊、医療、居住環境を整備し、平日休日問わずにぎわうまちを形成します。都心や官庁街との近接性をいかし、起業など新たな価値・技術の創造・発信拠点を形成します。 ■ 六本木周辺 日本のビジネスと文化力の高さを発信する拠点として、地下鉄駅等の交通結節機能を強化し、文化性・国際性豊かな商業・業務・交流機能の集積を促進するとともに、外国人を含めた多様な人々のニーズに対応した居住、文化、教育等の生活環境を整備します。 ■ 浜松町・竹芝周辺 陸・海・空の玄関口として、周辺の歩行者ネットワークの整備により埠頭や旧芝離宮恩賜庭園を含めて東西の一体性を強化し交通結節機能を強化するとともに、観光案内機能やコンテンツ研究・人材育成機能、先端水素技術の発信など、ビジネス交流拠点を形成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田町・芝浦周辺 駅周辺の多様な機能が集積する複合市街地を維持・発展させるとともに、縦横に巡る運河をいかし、水辺のにぎわいの創出や快適な歩行者ネットワークの形成、業務・商業・文化・交流・居住が複合した水辺に開かれた魅力的な市街地を形成します。 ■ 品川周辺 羽田空港国際化やリニア中央新幹線開業など広域交通ネットワークの強化を踏まえ、周辺都市や大阪・名古屋等の大都市等と連携する、国内外への広域的な交通結節拠点としての基盤整備や、最先端技術の交流する国際的な新拠点の形成と多様な都市機能の集積やにぎわい空間の充実、周辺の歴史・文化資源をいかした景観形成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青山周辺 気品と風格のある質の高い魅力的な街並みを継承し、最先端の文化や情報を発信する洗練された市街地を形成するとともに、落ち着きのある居住環境を保全します。
中心的な緑の拠点の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史を踏まえたまとまりのある緑を一体的に保全します。 ○都市計画公園の未開設部分の整備を促進します。 ○生物多様性などの環境保全、防災、景観、地域のにぎわいなど、緑の特性にあわせた役割を担うよう整備・利活用します。 		
広域連携軸の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺都市と連携する都市の骨格軸として、交通環境を充実させることにより、拠点間の連携の強化と相互に刺激・補完・強調する関係を創出し、各拠点の価値を向上させます。 ○海外や日本各地との交流を支える空港・港湾・鉄道・道路の広域交通網との連携をより一層強化するとともに、広域交通網から区内の個性ある多様な拠点まで、利便性が高いアクセス経路を確保します。 		

第4章
〔全体構想〕
まちづくりの方針

1 まちづくりの方針の役割と位置付け

「うるおいある国際生活都市」を目指し、将来都市像を構成する「目指すべきまちの姿」の実現に向けて、港区全体のまちづくりの方針を分野別に示します。まちづくりの方針は、広域的な視点から見た港区の位置付けを踏まえた「将来都市構造」を前提とします。



区全体のまちの将来像や分野別のまちづくりの方向性を踏まえて、地域特性をいかした身近なまちづくりの方向性を具体的に示すため、5つの総合支所の地区別にまちづくりの方針を示します。

分野別の8つのまちづくりの方針は、方針1～4に示す「土地利用・活用」「住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯」「道路・交通」「緑・水」のまちづくりの骨格となる分野と、方針5～8に示す「防災・復興」「景観」「低炭素化」「国際化・観光・文化」の、骨格となる分野と幅広く関わりのある分野とに分けられます。分野別の方針に基づく各取組は、複数の分野に関わる横断的な視点でとらえ取り組むことが重要です。

まちづくりの骨格となる分野 一方針1～方針4—

方針1 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 【土地利用・活用】	36
取組の方向性	(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導 (2) 市街地整備の展開 (3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上
方針2 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】	42
取組の方向性	(1) 多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実 (2) 人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成 (3) 地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備 (4) 日常の安全・安心を確保する環境づくり
方針3 快適な道路・交通ネットワークの形成 【道路・交通】	48
取組の方向性	(1) 公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上 (2) 道路ネットワークの整備と交通の円滑化 (3) 快適に楽しく歩ける環境の整備
方針4 緑と水の豊かなうるおいの創出 【緑・水】	56
取組の方向性	(1) 都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成 (2) 生物多様性に資する自然回復の場づくり (3) 緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出 (4) 災害時に機能を発揮する緑と水 (5) 緑と水による景観の継承と創造

骨格となる分野と幅広く関わりのある分野 一方針5～方針8—

方針5 災害に強く回復力のあるまちの形成 【防災・復興】	64
取組の方向性	(1) 市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理 (2) 災害時の都市機能の早期回復マネジメント (3) 速やかでしなやかな回復力をもったコミュニティづくり (4) 災害発生後の中長期的な都市の復興まちづくり (5) 都市型水害、津波等に強い市街地の形成
方針6 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 【景観】	74
取組の方向性	(1) 地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成 (2) まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成 (3) 景観に対する意識の共有と地域主体のルールづくり
方針7 環境負荷の少ない都市の形成 【低炭素化】	80
取組の方向性	(1) 先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進 (2) 地球温暖化対策の推進 (3) 環境に配慮した交通環境の形成
方針8 まちの魅力の維持・向上と活用・発信 【国際化・観光・文化】	86
取組の方向性	(1) 国際都市にふさわしい環境整備 (2) 地域の資源の魅力向上 (3) 観光資源の活用とネットワーク化 (4) 多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

2 まちづくりの方針

方針1 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立 【土地利用・活用】

<基本的な考え方>

- 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の両立を目指し、メリハリのあるまちづくりを促進するため、計画的に土地利用を誘導します。
- 地域の個性やポテンシャルを最大限発揮するため、戦略的に市街地整備を展開します。
- 今後も続く旺盛な開発事業等を契機として、まちの課題解決を図ります。
- エリアマネジメント等の新しい手法を活用し、地域の魅力や価値を向上させます。

土地利用・活用の方針の基礎となる位置付け



【凡例】

- | | |
|------------------|----------|
| 都市活力創造ゾーン（区北部） | 主な公園・緑地等 |
| 広域交流活性化ゾーン（区南東部） | 都市計画道路 |
| 地域活力向上ゾーン（区南西部） | JR線 |
| 特定都市再生緊急整備地域 | 私鉄・地下鉄駅 |

(1) 地域特性に応じた土地利用の誘導

取組の方向性

都市機能のバランスに配慮した、メリハリのある都市空間・居住環境を形成するため、市街地形成の経緯を踏まえた従来の住・商・工の土地利用をベースとし、福祉・産業・文化・交流・スポーツなど新たな視点を重ね合わせ、市街地環境を維持・保全するとともに適切に更新します。

社会の変化に合わせて都市機能の更新を促進する必要がある地域においては、柔軟に土地利用転換を推進するなど、地域特性に応じて適切に土地利用を誘導します。

● 主な取組

■ 地域特性の維持・保全・更新

○市街地形成の経緯を踏まえ、既存の市街地環境を維持・保全するとともに適切に更新し、地域の魅力を継承するため、土地利用を誘導します。

■ 土地利用転換の適切な誘導

○新たな都市機能の導入等により都市の活力を生み出すため、周辺市街地と調和した土地利用転換や交通利便性が高い地域における都市機能の集積を推進します。

■ 土地利用の誘導

まとまった良好な住宅市街地	○落ち着いたある街並みを保全するため、無秩序な業務地化を抑制するとともに、良好な居住環境を形成します。
住宅と商業・業務等が共存する市街地	○居住環境と商業・業務・交流等の機能が調和した土地利用を誘導するとともに、交通利便性の高い地域では地域の拠点形成を形成します。
業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地	○国際ビジネス拠点の形成に向け、都市の魅力やにぎわいを備えた、質の高い業務・商業・文化・交流を中心とした多様な機能の集積を促進します。 ○幹線道路沿道では、創造的な都市活動施設の立地を誘導するとともに、居住機能も含めた複合的な土地利用の誘導を図ります。
集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地	○居住を中心として商業・業務等の多様な機能の調和を図るとともに、人口増加に対応した公共公益施設等の整備を推進します。
港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地	○港湾機能を維持しつつ、既存施設のリノベーションなどさまざまな手法により、新しい商業・文化・交流機能の導入を推進します。

(2) 市街地整備の展開

取組の方向性

地域の個性やポテンシャルを最大限発揮するため、地域の現状や位置付けを踏まえて、戦略的に市街地整備を展開します。

●主な取組

■ 街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進

○都市機能の更新が必要な地域や低未利用地などについては、周辺の環境に配慮しつつ、土地利用転換によって新しい業務・商業・文化・交流機能と住宅が共存するとともに、都市機能の集積を支える都市基盤の整備を一体的に行うまちづくりを計画的に推進します。

○道路密度が高く街区規模が小さい地域では、街区の再編を進め、道路・公園等の都市基盤の整備と併せて土地の有効活用によるまちづくりを推進します。

■ ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進

○古川流域の白金地域などでは、下町的な活気のある、地域に密着したものづくり産業と居住機能が調和した環境づくりを推進します。

■ 道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進

○幹線道路沿道においては、景観や街区内部などの周辺環境に配慮した土地利用や都市機能の更新を誘導し、道路と沿道が調和する計画的なまちづくりを推進します。

■ 水辺に開かれたまちづくりの推進

○湾岸部においては、運河や海などの水辺の魅力を向上させるため、連続したにぎわい空間の確保や水辺に対して開放性のあるデザインなど、水辺に顔を向けた魅力あるまちづくりを推進します。

■ 公有地の有効活用

○区内に点在する低未利用の公有地については、地域の課題を踏まえて、将来のまちづくりや今後新たに生まれるニーズなどに弾力的に対応する活用を図ります。



道路と沿道が調和する
計画的なまちづくりを推進
(新虎通り)



水辺に開かれたにぎわい空間
(芝浦アイランド)

(3) 開発事業等の計画的な誘導と地域連携による魅力・価値の向上

取組の方向性

開発事業等においては、港区のまちづくりの目標にあわせた計画的な誘導により地域の課題解決を図るとともに、地域連携による魅力・価値の向上を推進します。

●主な取組

■ 開発事業等の計画的な誘導

- 都市開発諸制度等を活用した開発事業等により、老朽化した小規模建築物を更新するとともに、都市・生活基盤を一体的に再編整備します。
- 開発事業等に当たっては、地域の特性を踏まえて個性や魅力を伸ばすことを念頭に置き、都市基盤や住宅、生活利便施設、緑化、環境、防災・防犯等に配慮した施設整備、景観資源の保全・再生・創造、周辺の景観との調和等を誘導します。
- 良好な風環境を維持するため、風の道に留意するとともに、周辺環境に配慮したビル風対策を促進します。

■ 開発事業等と地域連携による魅力・価値の向上

- 開発事業等を契機として、エリアマネジメント等の手法を活用し、開発事業等の敷地内で行われる空間整備や様々な活動と、周辺の地域の文化資源や魅力的なにぎわい、防災・防犯、エネルギー、まちづくり活動等を連携させることにより、地域の魅力・価値を向上させます。
- 民有地のオープンスペースと道路・公園等を一体的に活用し、地域のにぎわい創出やまちの安全・安心の確保など、地域環境を改善します。
- 開発事業等が連担する地域においては、計画段階から工事中、完成後の維持管理・活用・更新に至るまで、地域間で連携し、一体となってまちづくりを進めます。

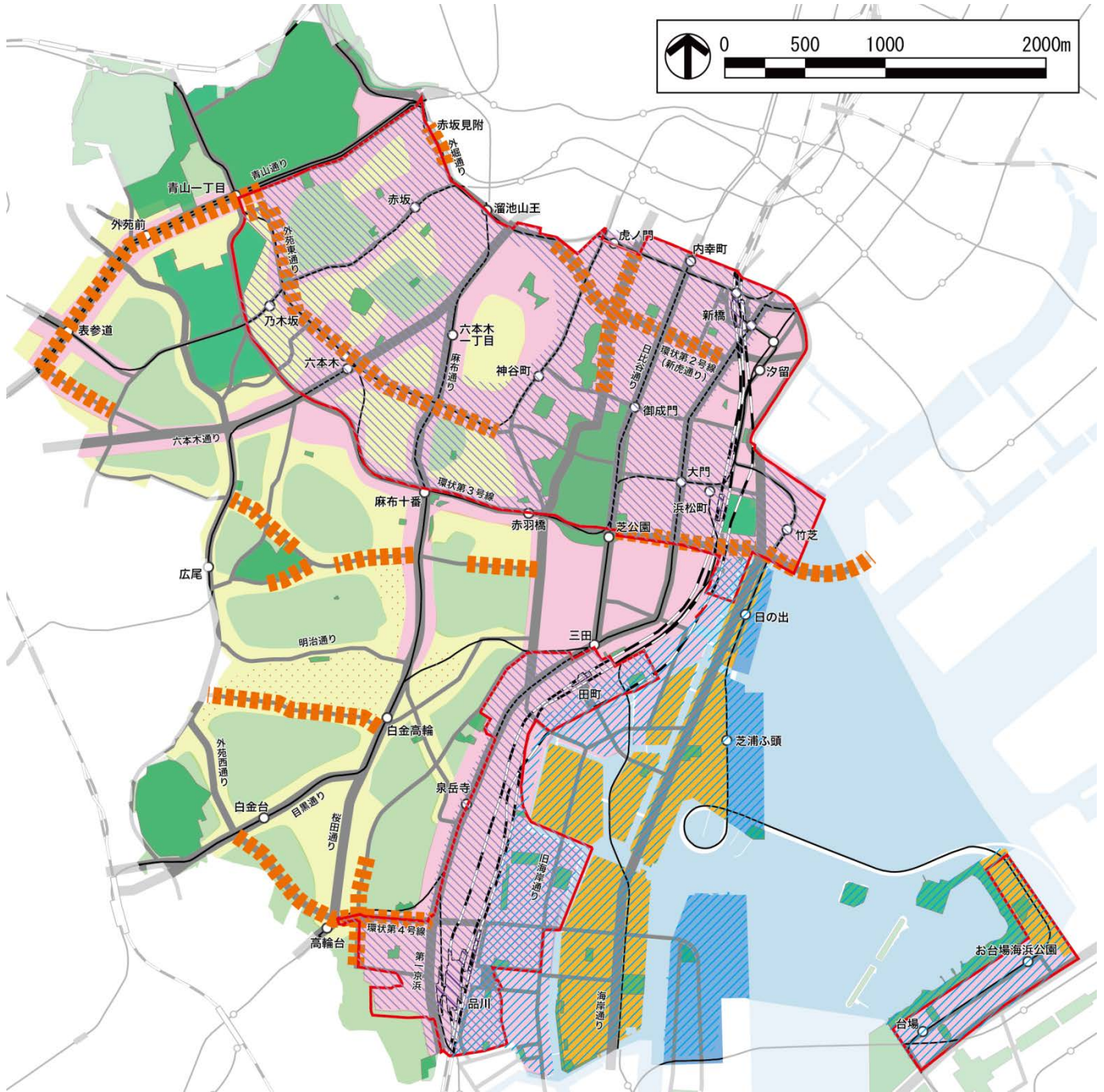


地域のお祭りと連携したイベントの開催
(六本木ヒルズ)



港区の公園と民間施設の
オープンスペースを一体的に整備
(東京ミッドタウンと区立檜町公園)

方針図 良好な居住環境と国際ビジネス拠点の形成の両立



【凡例】

(地域特性に応じた土地利用の誘導)		(市街地整備の展開)		<ul style="list-style-type: none"> 道路と沿道が調和する計画的なまちづくりの推進 都市再生を緊急に促進する必要がある地域 (特定都市再生緊急整備地域) 主な公園・緑地等 都市計画道路 JR線 — 私鉄・地下鉄線
 まとまった良好な住宅市街地	 住宅と商業・業務等が共存する市街地	 業務・商業・文化・交流施設を中心とした市街地	 集合住宅と商業・業務をはじめとした多様な機能が共存する市街地	
 港湾機能を維持しつつ、商業・文化・交流機能が共存する市街地	 街区再編や土地利用の転換など、土地の有効利用による計画的なまちづくりの推進	 ものづくり産業と居住機能が調和したまちづくりの推進	 水辺に開かれたまちづくりの推進	
				

※「土地利用の誘導」は、広域的な地域特性を捉えて示したものであり、隣り合う地域区分の境界域は、相互の地域特性をゆるやかに変化・融合させながら連続性を有しています。

方針2

暮らしやすく健康に資する生活環境の形成

【住宅・生活環境・地域コミュニティ・防犯】

<基本的な考え方>

- 多様化するニーズやライフスタイルに対応できるよう、良質な住宅を供給し、高齢者や子育て世帯など多様な人々が憩い、居住できる住まいを充実させます。
- 人口増加に対応して、公共施設や生活利便施設を整備・誘導します。
- 都心にあって自然のうるおいが感じられる、質の高い魅力的な生活環境を形成します。
- 都心における新しい形の地域コミュニティの活性化や、国際色豊かな港区の特色をいかした多文化共生社会の構築に資するまちづくりを推進します。
- 誰もが日常的に楽しみながら手軽にスポーツ活動等を行うことができ、健康の維持・増進や介護予防にもつながる環境を整備します。
- 安全な生活環境づくり及び繁華街や公園、通学路等での防犯対策など、犯罪を防止する環境づくりを推進します。

暮らしやすく健康に資する生活環境の形成 イメージ



(1) 多様な世帯が住み続けられる居住機能の充実

取組の方向性

人々の多様化する価値観やライフスタイルに対応できるよう、地域ごとの住宅の形態や住まい方の違いに応じて安全性、利便性、快適性、持続性を確保し、多様な世帯が憩い、居住できる場を提供します。

● 主な取組

■ 多様な世帯が住み続けられる住まいづくり

- 高齢者や障害者、外国人、単身者、子育て世帯や外国人ビジネスパーソンの中長期滞在等の様々なライフステージやニーズに応じた、多様な世帯が住み続けられる住まいづくりを推進します。
- リノベーションやリバースモーゲージ等の住宅資産の活用や住み替えなど住宅関連の情報を収集するとともに、住まいに関する相談体制を充実し、多様な世帯のニーズに応じた支援を行います。

■ 住宅セーフティネットの構築

- 高齢者や障害者、低額所得者など、住まいの確保や住み慣れた地域で生活し続けることが困難な世帯が安心して住み続けられるよう、既存の住宅ストックを活用した区民向け住宅の確保や、居住継続支援、円滑な住み替えの支援など、重層的な住宅セーフティネットを構築します。

■ ゆとりやうるおいのある居住空間の整備・誘導

- ライフスタイルに応じた豊かな生活を実現するため、ゆとりやうるおいのある居住空間の整備を誘導します。
- 開発事業等において住宅を整備する際には、身近な生活圏において医療や芸術・文化・スポーツなどニーズに応じたサービスが享受できるよう、周辺を含めて多様な機能の導入を誘導し、職住近接でゆとりやうるおいのある都心ならではの居住環境の形成を推進します。

■ 良質な住宅ストックの形成

- 分譲マンションの実態を把握し、適切な維持管理や耐震化をより促進するよう支援し、都市の貴重なストックとして活用していくとともに、建替え後も住み続けられる仕組みづくりや、まちづくりと連携した再生を積極的に推進します。

(2) 人口増加やニーズに対応した魅力的な生活環境の形成

取組の方向性

人口増加や人口構成の変化に応じて生活基盤を支える施設などを整備・誘導し、将来にわたって楽しく住み続けられるよう、質や利便性を重視して魅力的な生活環境を形成します。

子育て世帯が増加傾向にあることから、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる生活環境を形成します。

多様な人々が活動的に暮らせるとともに、助けが必要な高齢者・障害者等に対しては、地域包括ケアシステムの構築などにより、地域全体で生活を支えられるまちづくりを推進します。

●主な取組

■ 人口増加、人口構成の変化に応じた生活利便施設の整備・誘導

○人口増加や人口構成の変化に応じて、公共施設等を整備するとともに、施設の用途転用や長寿命化を推進します。

○開発事業等においては、日常生活に必要な食料品・日用品を扱う店舗、医療施設、子育て支援施設、地域防災施設など、地域で必要とされる生活利便施設の整備を誘導します。

■ 子育て世帯や子どもたちが安心して生活できる環境の形成

○子育て世帯が安心して生活できるよう、子育て支援施設や教育関連施設を整備・誘導します。

○子どもや子育て中の親が親子で楽しく外出できるよう、歩行空間の充実や親子で遊べる身近な児童遊園等の整備などを推進します。

○託児スペースの設置やトイレのベビーチェア、ベビーベッドの設置など、乳幼児と一緒に安心して利用できる環境整備を推進します。

■ 高齢者や障害者が自立して生活できる環境の形成

○高齢者や障害者が住み慣れたまちで自立して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築やグループホームの整備・誘導などを推進します。

■ 質を重視した生活環境の維持・創出

○地域固有の歴史的・文化的な環境が作り出す地域のイメージや、公園・緑地・民有地内の豊かな緑と景観等に配慮した、質の高い魅力ある生活環境を維持・創出します。

■ 商店街や地場産業の活性化

○日常の生活を支え地域コミュニティの核となる商店街や地域に根差した地場産業を、地域の個性として活性化します。

(3) 地域コミュニティの活性化と健康に過ごせる環境の整備

取組の方向性

多様な人々が地域において交流し、健康を維持・増進して地域に愛着を持って暮らせるよう、地域コミュニティの活性化に資する場づくりや、外出の利便性や魅力を高めるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

●主な取組

■ 地域コミュニティの活性化のための交流の場づくり

- 地域コミュニティの活性化や再生のために、公園やオープンスペース、水辺等の公共空間を地域に開かれた交流の場として整備・活用します。
- 公園やオープンスペース、水辺空間等の活用にあたっては、多様な世代との協働を積極的に展開し、コミュニティ活動への参加意識を高めます。

■ 健康増進のまちづくり

- 健康の維持・増進のため、日常生活において手軽にウォーキングやジョギングができるよう、歩行空間や水辺の散歩道の整備を推進します。
- ポケットパークの整備や健康遊具の設置等により、地域の憩いの場となる交流空間を形成し、身近にスポーツ等が楽しめる環境を整備します。

■ 誰もが楽しく外出できる環境づくり

- 高齢者や障害者、子育て世代など誰もが安全・円滑に自立移動できる連続的な空間を形成し、交流の場や気軽に休めるオープンスペースを確保する等、楽しく外出できる環境づくりを推進します。
- 医療・福祉・子育て支援・教育・文化・商業など生活を支える様々な都市機能については、アクセシビリティの高い駅周辺などに集約し、歩いて暮らせるまちへと再構築します。

■ 多文化共生のコミュニティの形成

- 外国人居住者の生活利便性の向上のため、外国人にも対応した医療施設や子育て支援・教育関連施設の整備を誘導するとともに、案内や誘導サインの多言語化などユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 仕事や暮らし、地域での交流などを通じて外国人とコミュニケーションする機会をさらに増やす中で、異文化への理解と尊重を深め、多様な人々が共生し、支え合うコミュニティを形成します。

(4) 日常の安全・安心を確保する環境づくり

取組の方向性

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等の誰もが安全・安心して暮らせる環境をつくります。また、国内外からの旅行者の増加等を踏まえて、安全で再訪したくなるまちを目指します。

● 主な取組

■ 安全・安心な環境整備

- 屋外のオープンスペースは、周囲からの見通しの確保など、防犯性を考慮します。
- 公園については、周囲からの見通しの確保、公園灯の増設、植栽の剪定等により防犯性を考慮して整備します。また、昼夜問わず人の目が届きにくい公園については、防犯カメラの設置についても検討します。
- 通学路など、主に子どもたちが利用する空間については、特に安全・安心な空間となるよう整備します。
- 繁華街等における犯罪を抑止するため、客引きや落書き等が多く犯罪が発生しやすい場所の改善や街路灯・防犯灯の増設、防犯カメラ設置などとともに、まちの美観を向上させます。

■ 住まいの防犯対策の強化

- 住まいの防犯対策を強化するため、犯罪に強い住宅のあり方等について情報提供を行うとともに、防犯性の高い建築物部品の活用や共同住宅における防犯カメラの導入等を推進します。

■ 地域防犯力の向上

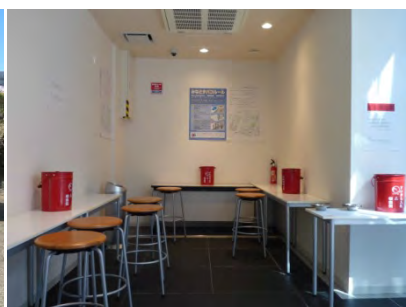
- 区民、企業、関係機関等の防犯への意識を高めるとともに、地域が協働したパトロール等の防犯活動を推進します。

■ 「みなとタバコルール」など環境美化の推進

- 環境美化の普及や適正な喫煙場所の確保など、受動喫煙防止対策を推進します。



「六本木安全安心プロジェクト」
啓発活動、安全パトロールの様子



みなとタバコルール推進のため整備された
指定喫煙場所

方針図 暮らしやすく健康に資する生活環境の形成



【凡例】	
(生活環境の形成)	(地域コミュニティ・健康増進)
<ul style="list-style-type: none"> 活発な商店街活動が行われているエリア ※1 大規模小売店舗 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ウォーキングルート※3 健康遊具のある公園 ※3
	<ul style="list-style-type: none"> 区役所、総合支所 小中学校 主な公園・緑地等
	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 JR線 私鉄・地下鉄線

※1 スマイル商品券取扱店一覧（港区商店街連合会／港区商店街振興組合連合会）
 港区産業観光ネットワーク MINATO あらかると（港区産業・地域振興支援部産業振興課）
 ※2 全国大型小売店総覧（東洋経済）
 ※3 MINATO CITY VIEW& すこやかマップ ウォーキング（平成 28 年 1 月）

方針3

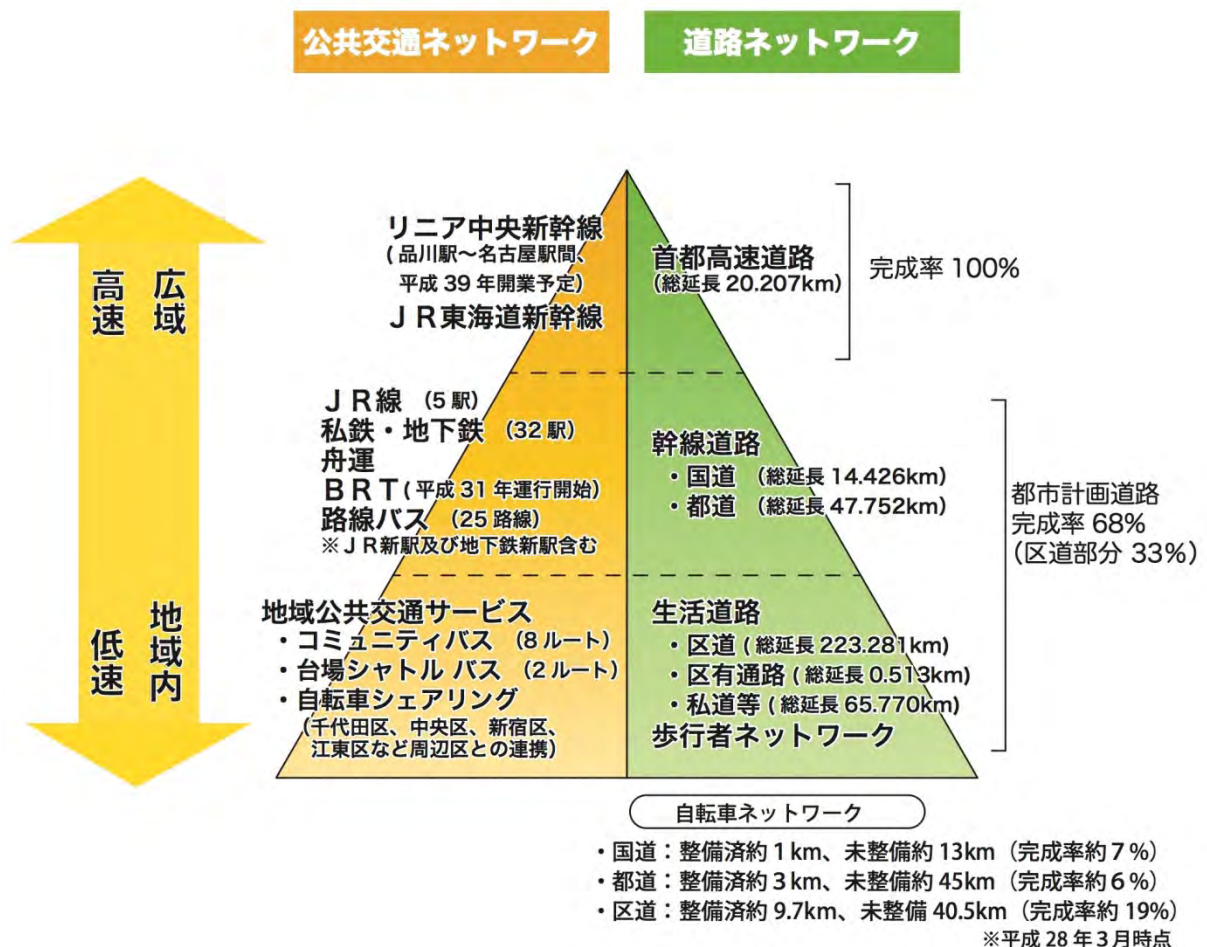
快適な道路・交通ネットワークの形成

【道路・交通】

＜基本的な考え方＞

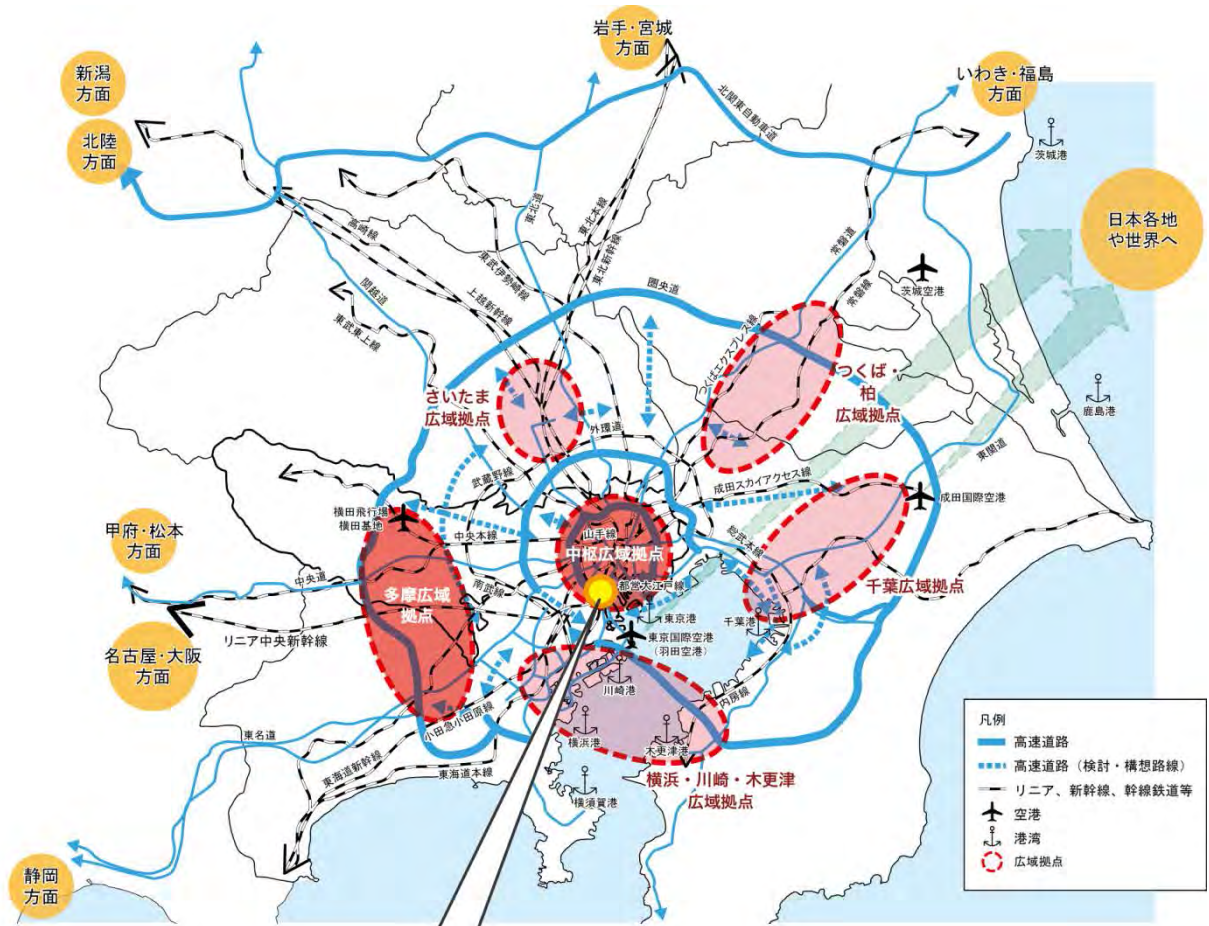
- リニア中央新幹線の開業や新駅設置などの広域交通ネットワークの強化を含め、多様な交通手段の連携による総合的・階層的な交通体系を構築します。
- 主要駅は既に多くの利用があり、今後も昼間人口の増加によりさらなる利用者増が見込まれるため、駅へのアクセスや乗換等の利便性を高め、交通結節機能を強化します。
- 幹線道路と生活道路それぞれの機能・役割を踏まえて計画的な整備を推進し、適正な道路ネットワークを構築します。
- 健康増進や観光等への活用も視野に入れて、自転車の利用環境を向上させます。
- バリアフリー空間のネットワーク化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、今後、増加する高齢者にとっても、歩いて楽しいまちを目指し、楽に移動でき快適な歩行空間を形成します。

港区の都市基盤（公共交通・道路）ネットワーク

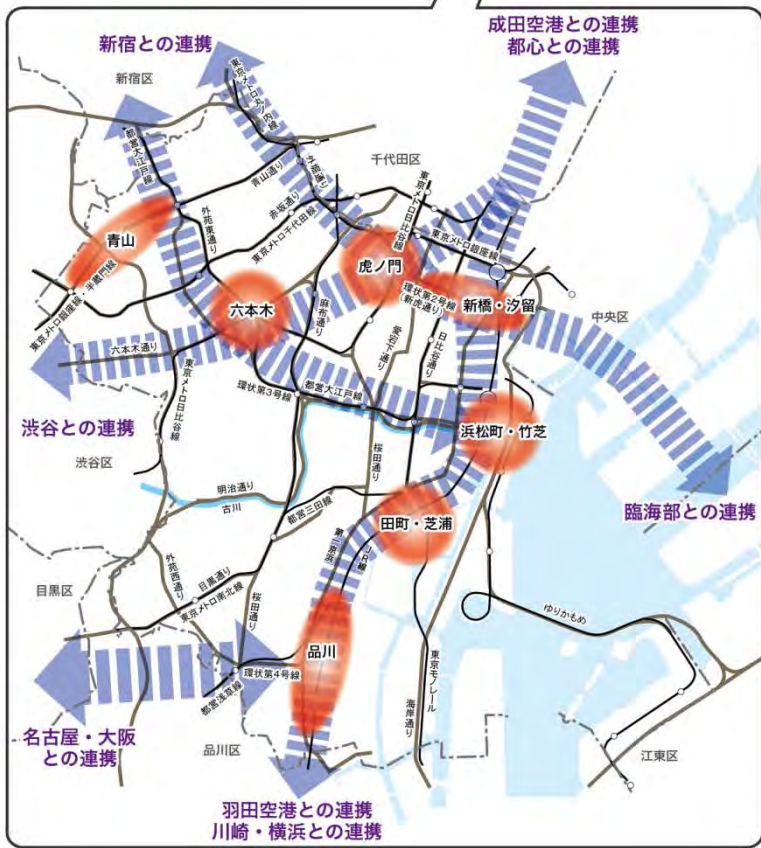


広域的な道路・交通ネットワークの中での港区の広域連携軸の位置付け

広域的な道路・交通ネットワーク



港区の広域連携軸



上図：2040 年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について 答申（東京都都市計画審議会 答申／平成 28 年 9 月）の都市構造図を参照し作成

下図：将来都市構造図より

(1) 公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上

取組の方向性

鉄道・地下鉄・バス・舟運など、各交通手段の適切な役割分担に基づく、公共交通ネットワークを形成し、総合的・階層的な交通体系を構築します。

円滑に移動や乗換・乗継ができる環境の整備を推進するとともに、駅とまちをより強く連携させることで、交通結節点の利便性を高め、物流や観光などの活性化を図ります。

●主な取組

■ 広域公共交通と地域特性に応じた交通体系の構築

○既存の交通ネットワークに加え、リニア中央新幹線の開業や新駅の設置、BRTの導入、舟運の活性化などの広域公共交通の充実に合わせて、コミュニティバスや自転車利用との連携を強化することで、さらに交通利便性の向上を図り、総合的・階層的な交通体系を構築します。

○公共交通の拠点となる駅においては、乗換・乗継の利便性の向上を図るとともに、空港や客船ターミナル、棧橋へのアクセスを強化します。

○広域公共交通や身近な公共施設へのアクセス性を高めるため、地域の実情に応じた交通体系を整備します。

■ 交通結節点の機能強化

○駅周辺の都市機能の更新に合わせて、駅機能の改善・充実を行うとともに、駅へのアクセスや乗換・乗継の利便性を向上させます。空間を立体的に有効活用した駅前広場空間や道路、歩行者通路の整備、自転車シェアリングポートの設置などにより、多様な交通手段が便利に使いこなせるよう交通結節点を形成します。

○駅や駅周辺に子育て支援・コミュニティ機能や広場空間、防災機能を確保するなど、駅とまちがより強く一体となるまちづくりを推進します。

○地下鉄駅周辺では、周辺の開発事業等に合わせて、電車の乗り降りのための通路機能だけでなく、休息や憩いの場となる空間として、まちに顔を向けた整備を推進します。

○JR駅では、周辺の開発事業等に合わせて、東西のアクセス性を向上させ、陸側と海側の連続性を高め、移動の円滑化を図ります。

■ バスの利用環境の向上

○バス利用時の環境改善のため、バス停屋根やベンチを整備し、運行情報配信などの案内システムの充実等を図ります。

■ 舟運の活性化

○舟運を公共交通ネットワークの一部として位置付け、身近な観光・交通手段として定着させるため、防災船着場を試験的に開放するなどし、駅などの近くにある利便性の高い船着場を増やします。

○船着場など水辺空間の整備と併せて、船着場から他の交通機関までのアクセス性を向上させ、水上交通と陸上交通との連携を図ります。

(2) 道路ネットワークの整備と交通の円滑化

取組の方向性

自動車、自転車、歩行者それぞれがより安全で快適な道路空間となるよう、幹線道路と生活道路それぞれの役割に応じた機能分化を推進し、階層性のある道路空間を構築します。また、それぞれの道路整備を確実に推進し、適正な道路ネットワークの早期実現を図ります。

日常の移動や観光での活用、健康増進の効果などを踏まえ、自転車の利用環境の充実を図ります。駐車施設を適正に配置することによって、道路交通の円滑性・安全性を高めます。

●主な取組

■ 都市の骨格となる幹線道路網の整備

○交通の円滑化を図り、効率的な都市活動を支えるとともに、拠点相互の連携を強化するため、都市計画道路の整備を計画的に推進します。

■ 身近な生活道路の安全性の確保

○身近な生活道路では、歩道の設置や自転車走行空間の整備など、歩行者と自転車の安全性に強く配慮した整備を推進します。

○道路幅員が狭く歩道の設置が困難な道路では、通過する自動車の交通量や速度を抑制させる安全対策、歩行者優先の安全な通行空間の確保など、交通事故防止のための整備を行います。

■ 自転車の利用環境の整備

○安全で快適な自転車の利用環境を形成するため、自転車ネットワークを構築するとともに、鉄道駅や自転車等駐車場、自転車シェアリングポートなどの施設に至る自転車走行空間を整備します。走行空間の整備にあたっては、自動車・自転車・歩行者それぞれの快適性や安全性を高めます。

○鉄道駅や集客施設等における適正な自転車等駐車場の確保を推進するとともに、自転車等放置禁止区域の指定など、放置自転車対策を推進します。

○自転車シェアリングポートや台数を拡充するとともに、周辺区との広域連携により自転車シェアリングの事業を拡大します。

■ 駐車施設の適正配置

○道路交通の円滑性及び歩行者の安全性を高めるため、駐車施設を適正に配置します。

○地域特性や交通需要に応じて、駐車施設の附置台数の適正化や荷捌き施設の配置のあり方、駐車施設の集約化を検討します。

○違法駐車・駐輪対策のため、開発事業等にあわせて自動車駐車場及び自転車等駐車場の設置を推進します。

(3) 快適に楽しく歩ける環境の整備

取組の方向性

誰もが安全で快適に移動できるよう、バリアフリー空間のネットワーク化を進めるとともに、案内標識等についてもユニバーサルデザインに配慮します。

歩行者の安全性や利便性を高めるとともに、沿道と一体となって魅力的な歩行空間をつくることによって、「楽しく歩けるまち」が実感できる空間整備を推進します。

● 主な取組

■ バリアフリー空間のネットワーク化

- 道路などの公共施設や公共交通機関及びその周辺の民間施設も含めて、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、案内標識やサインの充実、連続的なバリアフリー空間のネットワーク化を推進します。
- 鉄道駅など公共交通機関においては、複数の移動円滑化経路を設け、周辺も含めて連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- 坂道等の階段部においては、斜路を設置するなどバリアフリー対策を推進するとともに、地域交通サービス等と連携して円滑な坂道の移動を推進します。
- 運河や古川などの水辺の散歩道や水上交通施設のバリアフリー化を推進します。

■ 高低差を解消する歩行空間の魅力向上

- 主要な駅の周辺や地形による高低差の大きい地域においては、地下空間の利活用やデッキレベルでのネットワークなどにより移動の円滑化を図り、歩行者の利便性を高めるとともに、高低差の特性をいかしてゆとりやうるおい、にぎわいのある空間として整備し、歩行空間の魅力を高めます。

■ 楽しく歩ける環境の整備

- 街路樹で彩られた並木道や水辺の散歩道の整備などにより、個性的で魅力ある歩行空間を創出します。
- 開発事業等においては、民有地と歩道の一体的な整備を行い、快適で質の高い歩行空間の形成はもとより、人々が交流できる場や気軽に休むことのできるオープンスペース等をあわせて確保します。

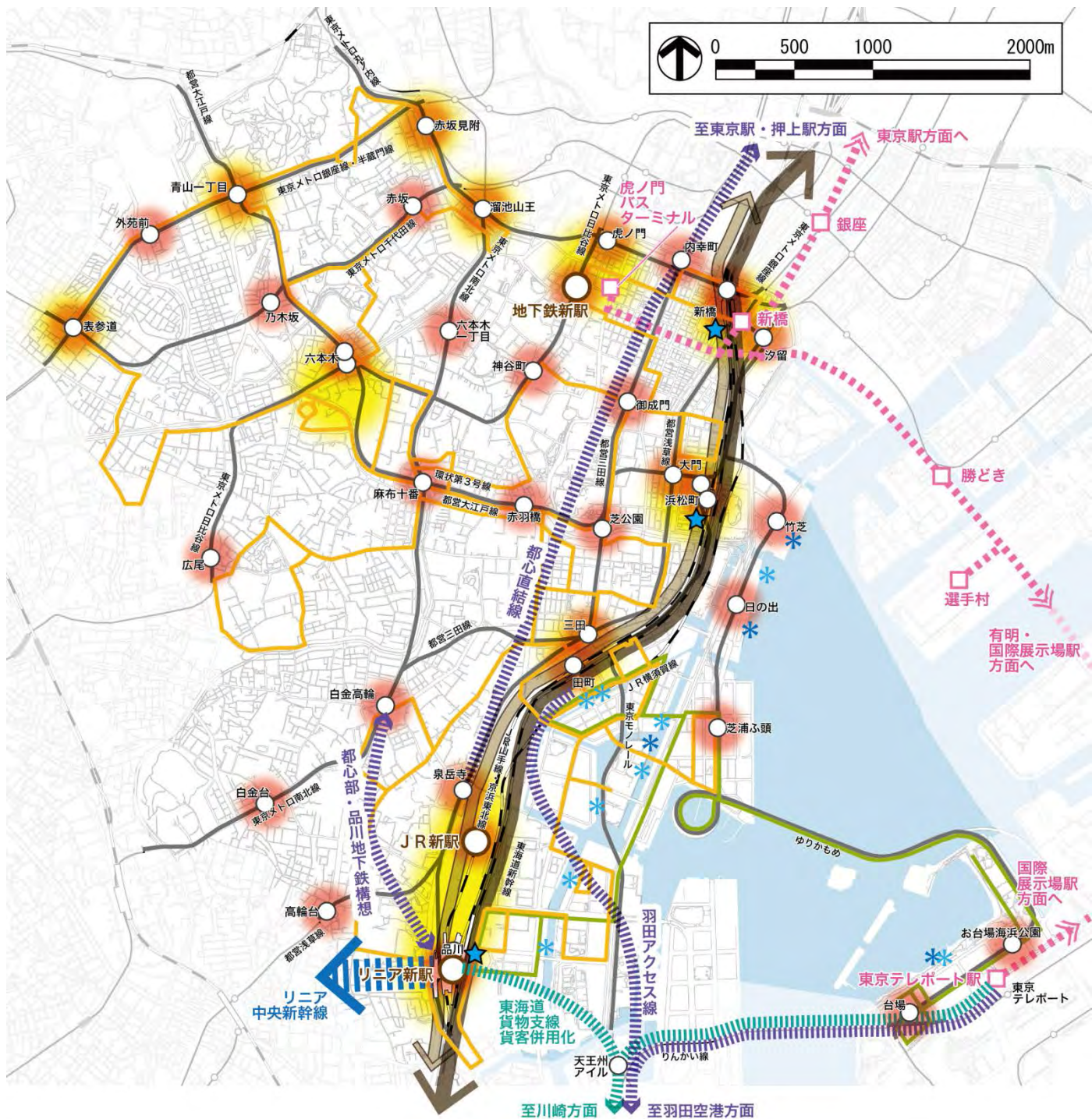
■ 電線類地中化の推進

- 歩行者の安全な移動と魅力ある街並みの形成や、災害時の避難や緊急車両の通行空間の確保のため、電線類地中化を推進します。

■ 交通安全対策の推進

- 交通安全に配慮した、歩道及び自転車走行空間の整備やわかりやすい案内標識やサイン等の設置、高齢者や障害者等にやさしい交差点改良などを推進します。
- タクシーが関与する事故の防止や自転車利用者等の交通安全のマナー・ルールの遵守の徹底、浸透に向けた対策を強化し、交通安全施策を推進します。

方針図 快適な道路・交通ネットワークの形成 公共交通ネットワークの整備と交通結節点の利便性向上



【凡例】		<ul style="list-style-type: none"> ●国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト ●地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト ●貨客の併用化及び一部区間の路線の新設 ●駅空間の質的進化に資するプロジェクト等 ★ 駅プロジェクト等 <p>交通政策審議会答申（平成28年4月20日）より</p>		
←→	リニア中央新幹線		◻	BRT
←→	JR東海道新幹線		—	コミュニティバス (平成28年10月現在)
←→	JR在来線		—	台場シャトルバス (平成28年10月現在)
○	私鉄・地下鉄線		*	舟運の船着場 ※1
○	新駅設置計画	*	防災船着場の 平常時利用の促進※2	
●	駅のバリアフリー化			
●	乗継利便性の向上を 推進する交通結節点			

※1 舟運の楽しみ方ガイド（水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会）

※2 東京港防災船着場整備計画（東京都港湾局）

方針図 快適な道路・交通ネットワークの形成

道路ネットワークの整備と交通の円滑化、快適に楽しく歩ける環境の整備



【凡例】		
	高速道路	
	都市計画道路 (完成)	
	都市計画道路 (未完成)	
	都市計画道路 (早期に整備する部分)	

方針4

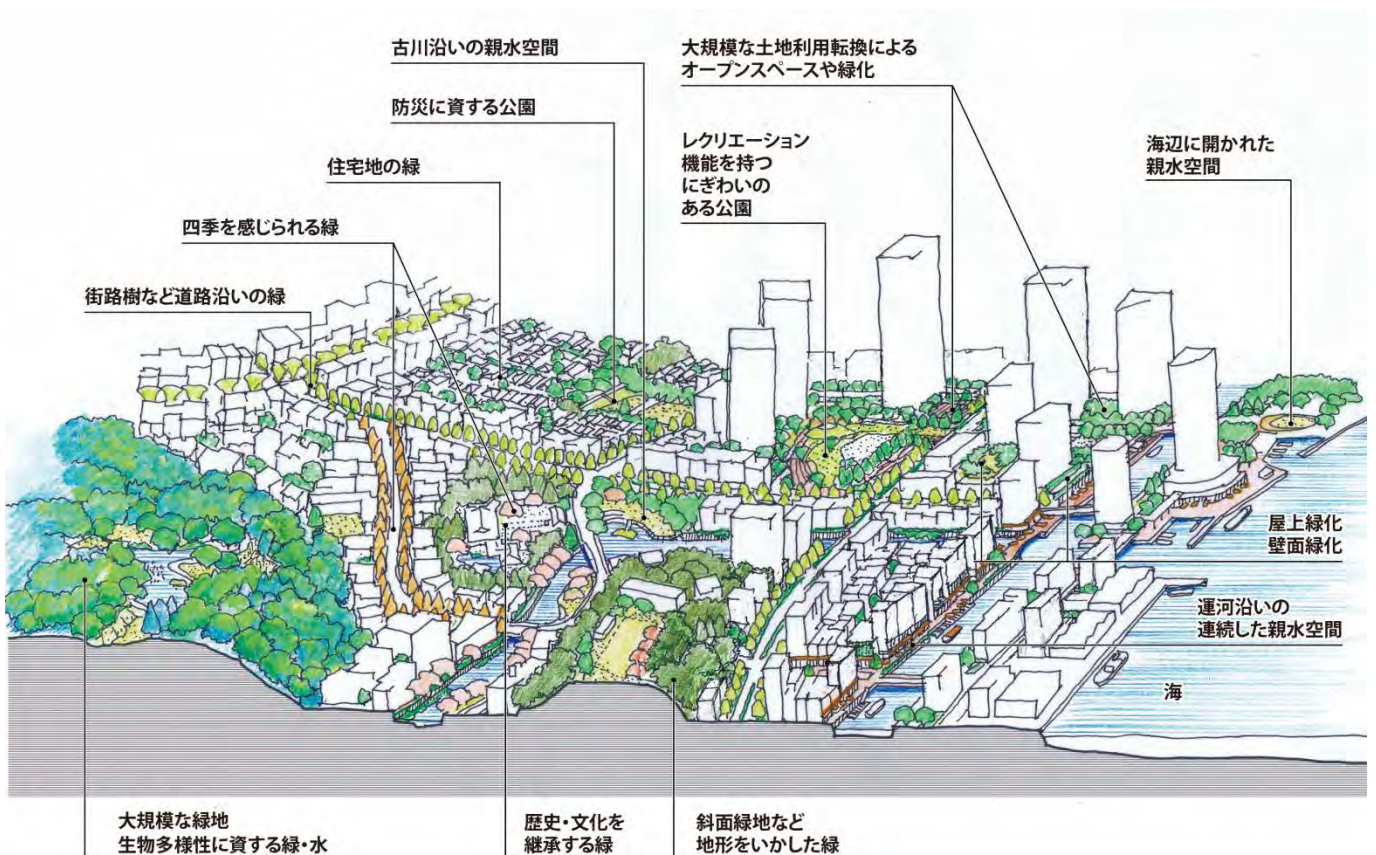
緑と水の豊かなうるおいの創出

【緑・水】

＜基本的な考え方＞

- 都市の基盤となる緑と水のネットワークを形成し、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など緑と水が有する多様な機能の視点から、質の高い緑と水の保全・再生・創出を図ります。
- 生きものの生息・生育に配慮した緑化や健全な水循環系の保全を推進し、生物多様性に資する自然回復の場づくりに取り組みます。
- 緑と水の魅力をいかしたにぎわい機能を拡充するため、公園やオープンスペース等の確保や多様なニーズに対応した維持管理・運営を推進し、レクリエーションや観光の場を創出します。
- まちの安全や防災に役立つ緑と水の確保・活用を推進します。
- 歴史的なゆかりのある緑や地形をいかした景観形成を推進します。
- 民間活力をいかした公園等の維持管理や、地域が協働した緑と水の保全・創出など、多様な主体が連携したうるおいのある場づくりを推進します。

緑・水の役割のイメージ



(1) 都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成

取組の方向性

緑豊かな大規模な公園・緑地や水と触れ合うことができる公園などを、緑と水の拠点として保全・活用するとともに、斜面緑地や街路樹、古川や運河などをいかした緑と水の軸を創出し、緑と水のネットワークを形成します。

さらに、これらの拠点や軸を取り巻く公共施設や民有地が連携し、連続する小規模な緑と水の空間を保全・創出していくことで、緑と水のネットワークを強化します。

●主な取組

■ 緑と水が有する多様な機能を効果的に発揮する取組の推進

○緑と水が有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の機能を効果的に発揮させていくことを念頭に置き、それぞれの機能の視点から、拠点となる緑と水を保全・育成するとともに、道路や古川、運河など緑と水の軸を形成し、緑と水のネットワークの充実を図ります。

■ 緑と水の拠点の保全・充実

○寺社・庭園等の歴史・文化資源や保護樹木、歴史的なゆかりのある大規模な緑地空間など、まとまりのある緑の保全を図ります。

○古川や運河沿いでは、水と触れ合うことのできる空間や水辺を活用したにぎわい拠点を創出し、親水空間の充実を図ります。

■ 開発事業等におけるオープンスペースの確保や民有地内の緑化の推進

○開発事業等の際には、周辺の公園やオープンスペースとの連続性に配慮したうまいあるオープンスペースを確保し、地域特性を踏まえた質の高い民有地の緑の保全・創出を図ります。

○開発事業等に伴い新設する公園等については、地域特性などに応じて緑と水の役割の中で特に重点を置くべき事項を考慮し、例えば子どもの増加が見込まれる地域ではレクリエーション・交流の場の役割を担う計画内容とするなど、特性に応じた整備を誘導します。

○屋上緑化や壁面緑化等、敷地内を立体的に活用した緑化を推進します。

■ 緑と水の軸の形成

○斜面地の緑を保全するとともに、その周辺において緑の保全・創出を推進することで、緑の連なりを拡充し、地形をいかした緑の軸を形成します。

○街路樹の整備など道路緑化を推進するとともに、沿道において厚みと広がりのある緑化を推進し、道路をいかした緑の軸を形成します。

○古川や運河沿いでは、水辺に沿って散策を楽しめる水辺の散歩道の整備など、水辺空間の連続化を推進し、水の軸を形成します。

■ 区民一人あたりの公園等面積の確保

○人口の増加に伴い、区民一人あたりの公園等面積は年々減少しています。区民一人あたりの公園等面積確保のため、都市計画公園の整備を推進するとともに、公園機能を補完する緑地やオープンスペース等の緑の整備を促進します。

(2) 生物多様性に資する自然回復の場づくり

取組の方向性

港区には、2,000種以上の生きものが生息しており、このうちの98種が絶滅危惧種として確認されています。また、自然教育園と5本の樹木が天然記念物として指定されており、市街化の進んだ港区でも、様々な生きものや多様性に富んだ緑が多く存在しています。

こうした現状を踏まえ、港区では、生きものの生息・生育に配慮した緑化を推進し、自然や生きものと共存できる自然回復の場づくりに取り組めます。

● 主な取組

■ エコロジカルネットワークの形成

○生きものの生息環境の保全・再生・創出のため、緑地の配置や質を向上させ、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

○生物多様性に資する供給地や緑と水の拠点とそれらをつなぐ回廊となる軸の形成を推進します。

■ 生きものに配慮した公園及びオープンスペース等の整備・再生・管理

○公園やオープンスペース等の整備・再生を通じて、ビオトープの保全・創出を推進します。また、虫や野鳥が好む草木を植栽するなど、生きものの生息や移動に配慮した整備を推進します。

○古川や運河等の臨海部では、隣接する公園や緑地の親水化に取り組むとともに、東京都と協力して、生きものの生息に配慮した護岸整備、護岸緑化等を推進します。また、区民・企業等との協働によるふるさとの海づくり事業を継続します。

■ 民有地内の既存の緑の保全

○民有地内にある既存のまとまりのある樹木・樹林は、生きものの生息・生育環境となるほか、大気の冷却や雨水の地下浸透を調整する機能を有しているため、保全を促進します。

■ 在来種の活用の誘導

○公園やオープンスペース等を緑化する際には、地域固有の在来種の活用を誘導します。階層構造の発達した森林群落とすることで、虫や鳥が暮らしやすい環境を整えるとともに、在来種からなる地域本来の生態系を守り育て、人と生きものが共存できるまちを目指します。

■ 健全な水循環系の保全

○健全な水循環系は、地上に降った雨が地面に浸透し、地下を流れ、湧水として地上に湧き出し、河川、海へと流れていくことで保たれます。そのため、集水域における樹林の保全及び雨水浸透施設の設置を促進し、湧水地の保全を図ります。

○港区を代表する水辺空間である古川や運河、東京湾の環境をより良いものとするため、東京都と連携し、水質改善を推進します。

(3) 緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出

取組の方向性

緑と水の魅力をいかしたにぎわいを創出するため、緑と水に触れ合える公園づくりやオープンスペースの整備・確保を進め、多様なレクリエーションや観光などの場を創出します。

民間活力の導入や、地域の協働による緑の管理・創出により、緑と水のにぎわいの場を創出します。

●主な取組

■ 歩いて行ける公園の整備促進及びオープンスペースの誘導

○歩いて行ける範囲に公園が不足する地域では、開発事業等における公園やオープンスペースの適切な配置の誘導、私有庭園等の公開や利活用を図り、身近な公園の整備を促進します。

■ 多様なニーズに対応した公園やオープンスペースづくりの促進

○誰もが気軽にくつろぎやすさぐ場所、子どもの遊び空間が充実した場所、自然や歴史・文化に親しむ場所、健康づくりに役立つ場所、ペットと触れ合いができる場所、プレーパークを実施する場所など、多様なニーズに対応した公園及びオープンスペースづくりを推進します。

■ 水との触れ合いをいかしたにぎわいの創出

○古川や運河、海等をいかした、水と触れ合えるにぎわい空間を創出します。

○親水空間の環境改善、親水性・アクセス性の向上を図るとともに、舟運の活性化やにぎわい創出のためのイベントやオープンカフェなど、水辺空間の多様な活用を推進します。

■ 民間活力をいかした公園等の管理

○公園等の維持管理においては、地域特性やニーズに対応した柔軟な運営を行うため、民間活力を導入するなど充実を図ります。

■ 地域の協働による緑の管理・創出の推進

○みどりの活動員制度やアドプト・プログラムなどを活用し、区民や企業等との協働による緑の保全と創出を推進します。

○人通りの多い通りや公園、公共施設周辺の街路樹や植え込みを、四季折々の草花で彩り、うるおいと安らぎを感じることができる街並みを目指すため、フラワーランド計画を推進します。

○沿道や軒先・店先の空間を活用した緑のつながりを形成することで、緑に囲まれたまちづくりを推進します。



地域で暮らし働く人々の休息・リフレッシュの場となる公園（芝浦中央公園）



にぎわい創出のイベント（区立芝公園）

(4) 災害時に機能を発揮する緑と水

取組の方向性

避難場所などの防災活動の拠点となるとともに延焼遮断空間ともなる公園及びオープンスペースを確保し、地域の防災機能を高めます。また、延焼遮断帯の機能を強化する街路樹の育成や、水上利用の可能性を検討します。

●主な取組

■ 防災に資する公園及びオープンスペースづくり

○災害時の避難場所や被災時の復旧活動など、防災活動の拠点としての機能を有し、延焼遮断空間ともなる公園やオープンスペースは、適切な維持管理をするとともに、防火水槽、防災備蓄倉庫、マンホール型トイレ、防災かまどベンチなどの防災施設の設置を進め、防災機能の強化を図ります。

■ 防災に資する道路緑化の推進

○災害時に緊急輸送道路として機能するほか、延焼遮断空間としての役割を果たす道路は、防災性を向上させるため、街路樹を育成し、緑量を確保します。

■ 災害時における地下水利用の可能性の検討

○災害発生時等に身近な公園が一時的な避難生活や復旧活動の場として役立つよう、雨水貯水槽など生活水の確保のための施設の整備を進めるとともに、地下水利用の可能性について検討します。

■ 災害時における水上利用の可能性の検討

○物資や応急対応職員の輸送など、既存の船着場の活用による海上輸送・水上輸送等の可能性について検討し、災害時の水上利用に取り組みます。



水上輸送訓練



公園に設置された防災かまどベンチ

(5) 緑と水による景観の継承と創造

取組の方向性

地域の歴史や地形を継承する緑の保全とともに、古川や運河、海辺等、水辺の親水空間の拡充を図るなど、地域特性をいかした景観形成を推進します。

景観形成に資する資源の保全にあたっては、適切なメンテナンスを行い、美しい景観を保ち続ける取組を促進します。

● 主な取組

■ 斜面緑地の保全

○多くの水源涵養機能を有し、動植物の生息空間となるなど、自然景観的にも重要な役割を担う、斜面緑地を保全します。

■ 歴史・文化を継承する緑の保全

○寺社、史跡・名勝、歴史的建造物などに付随する豊かな緑を保全し、地域の歴史・文化を継承する緑ある景観を形成します。

○屋敷林や社寺林、庭園や大使館等のまとまりある緑を保全します。

■ 緑の質の充実

○開発事業等の機会を捉えて、美しい景観や涼風を感じる緑など、生活の中で緑の豊かさや季節の移り変わりが実感できる花や緑を創出・育成します。

■ 水辺の親水空間の拡充

○古川や運河、海辺等では、まちと水辺が融合した開放的な景観を楽しめるよう、水上からの視点にも配慮し、水辺の親水空間の拡充を図ります。



斜面地に沿って連なる緑地



歴史・文化を継承する緑
(旧芝離宮恩賜庭園)

方針図 緑と水の豊かなうろの創出



【凡例】			
	生物多様性に資する供給地		地形をいかした緑の軸 (斜面緑地など)
	緑の拠点		道路をいかした緑の軸 (街路樹など)
	水の拠点		水の軸
	都市計画公園		緑被地
	都市計画公園 (未開設)		都市計画道路
	歩いて行ける公園を整備する地域 ※1		JR線
			私鉄・地下鉄線

※1 みんなでつくろう！にぎわい公園 2016 港にぎわい公園づくり基本方針 (平成 28 年 3 月)

方針5

災害に強く回復力のあるまちの形成

【防災・復興】

<基本的な考え方>

- 都市基幹施設や建築物等の適切な維持管理・更新により、予防段階の備えを進め、市街地の安全性・防災性を向上させます。
- 地震災害、都市型水害、津波・高潮災害、土砂災害など自然災害に強く、都市機能の維持・継続ができるまちの形成を目指します。
- 区民、企業等、行政が連携し、ハード・ソフト両面での対策により、地域防災力を向上させます。
- 災害発生後の中長期的な都市の復興まちづくりを推進し、将来にわたってより安全・安心で快適なまちを目指します。
- 都市型水害や津波等による水害発生を未然に防ぐとともに、被害の低減にむけた対策を推進します。

災害に強く回復力のあるまちの形成 イメージ

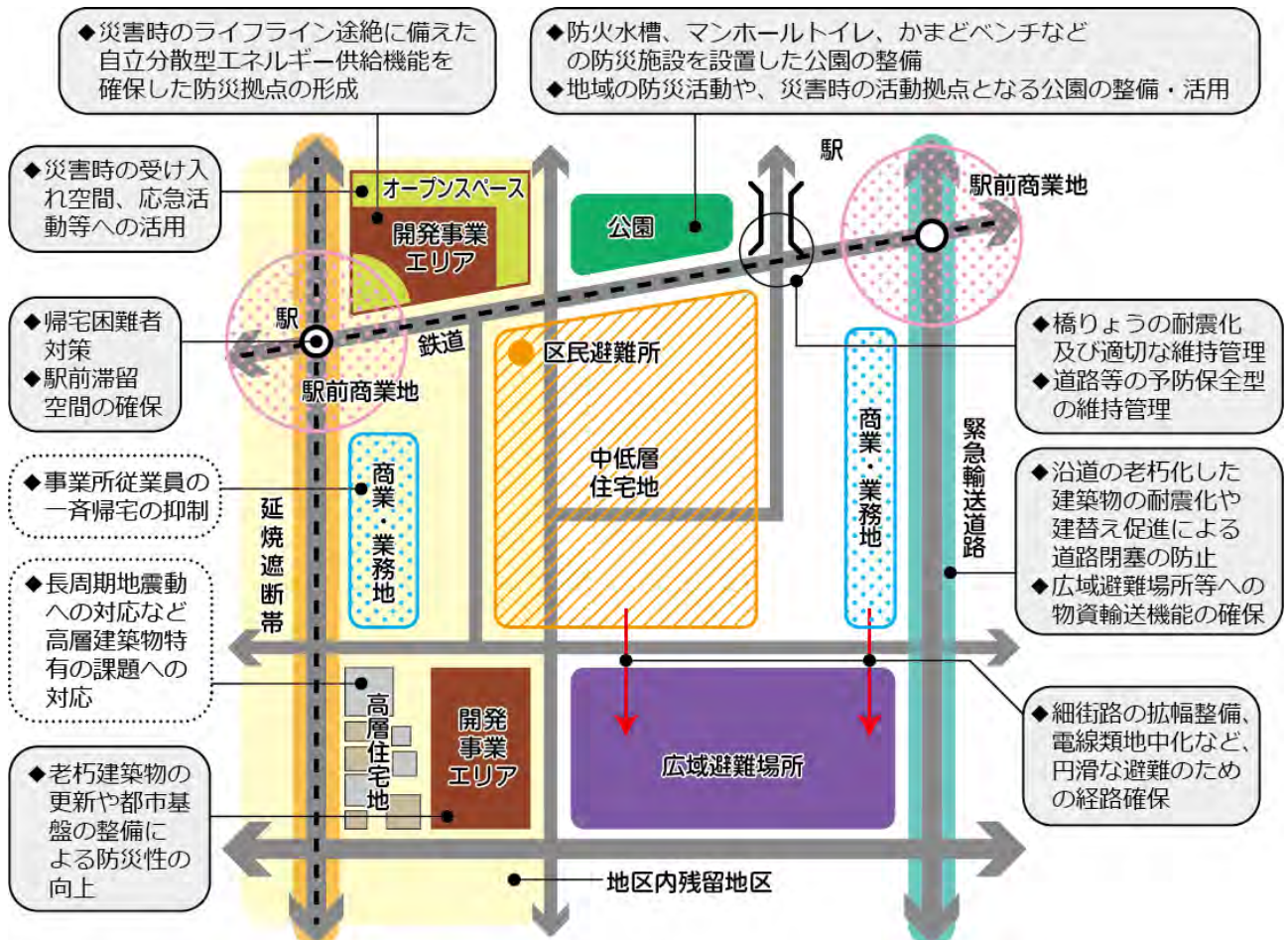
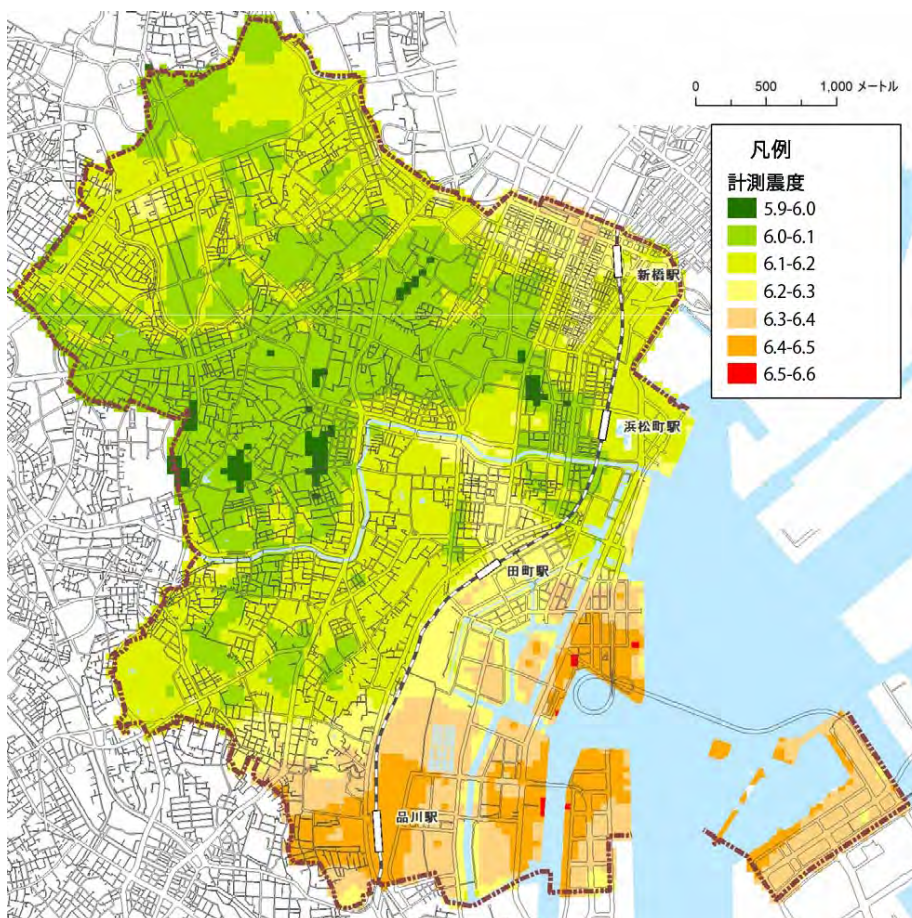


表 被害想定

前提条件		港区	東京都全体	
夜間人口(国勢調査)		205,131人(平成22年)	13,159,388人(平成22年)	
昼間人口(国勢調査)		908,940人(平成17年)	14,977,580(平成17年)	
面積		20.34km ² (平成24年)	2,188.67km ² (平成24年)	
震度別面積率	5弱以下	0.0%	32.8%	
	5強	0.0%	13.7%	
	6弱	6.9%	29.0%	
	6強	93.1%	24.4%	
	7	0.1%	0.1%	
人的被害	死者	200人	9,641人	
	負傷者(うち重傷者)	9,127人(1,162人)	147,611人(21,893人)	
物的被害	建物全壊棟数	2,150棟	116,224棟	
	建物半壊棟数	4,388棟	329,484棟	
	出火件数	34件	811件	
	焼失棟数(建物倒壊を含まない)	260棟	188,076棟	
	ライフインフラ	電力施設	23.4%	17.6%
		通信施設	1.9%	7.6%
		ガス施設	77.5%-100%	26.8%-74.2%
		上水道施設	44.5%	34.5%
		下水道施設	28.0%	23.0%
	その他	帰宅困難者(滞留者数)	1,052,177人	5,166,126人
避難者		51,313人	3,385,489人	
エレベーター停止		745台	7,473台	

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある

出典：「首都直下型地震等による東京の被害想定」(東京都/平成24年4月18日公表)



出典：「港区地域防災計画(震災資料編)」(港区/平成24年修正)

図 港区の震度分布

【想定する地震の前提条件】

(規模) 東京湾北部地震 M7.3 (時期及び時刻) 冬の夕方 18 時 (風速) 8m/s

(1) 市街地の安全性・防災性の向上と施設の適切な維持管理

取組の方向性

予防段階の備えを進め、応急段階、復旧・復興段階にかかる負担を最小化するため、道路、公園をはじめとする都市基幹施設や建築物の適切な維持管理・更新により、市街地の安全性・防災性の向上を図ります。

● 主な取組

■ 地震時の被害を低減させる市街地の形成

- 市街地再開発事業等の大規模な開発事業等によって、老朽建築物の更新及び街区再編とあわせた都市基盤の整備を一体的に図り、市街地の安全性・防災性を向上させるとともに、オープンスペースや防災備蓄倉庫、非常用施設や自立分散型エネルギーシステムなどを確保した防災機能の高い拠点を形成し、地域全体としての防災機能の強化を図ります。
- 延焼の危険性が高い地域では、建築物の共同化の推進など防災まちづくりを進めるとともに、円滑な消火活動を促進するため、消火栓の増設や防災井戸及び消防水利の設置、防火用水の貯留により、消火用水を確保します。
- 都市計画道路の整備や、幹線道路沿道の建築物の不燃化、公園・緑地、河川の適切な維持管理・整備などにより、延焼遮断帯の形成を図ります。また、壁面の後退、隣棟間隔の確保、敷地内緑化、細街路の解消、広場・空地などの適切な配置をはじめとする多様な手段によって、延焼を遮断できるような空間の確保を推進します。
- 安定度の低い急斜面地においては、緑地の保全に配慮しつつ、がけ崩れの発生を防止するため、がけや擁壁の安全性の向上を図ります。
- 液状化のおそれがある地域では、設計段階で詳細な地盤調査を行い、適切な対策を講じます。

■ 道路の防災性の向上

- 緊急輸送道路においては、沿道の老朽建築物の耐震化や建替えを促進し、地震発生時の倒壊による道路閉塞を防止し、物資輸送機能の確保を図ります。
- 円滑に避難・応急活動ができる経路を確保するため、細街路の拡幅整備や電線類地中化を推進します。
- 道路構造物や街路樹等の定期的な点検など、公共施設やインフラの安全性確保と予防保全型の維持管理を実施します。
- 災害時における避難路等としての機能を確保するため、橋りょうの耐震化を推進します。

■ 公園及びオープンスペース等の確保・活用

- 地域の防災活動や復旧・復興活動など、地域の対応本部や活動拠点としての機能を発揮できるように、災害時における公園の効果的な活用に向けた整備を図ります。
- 開発事業等の機会を捉え、災害時の受け入れ空間、応急活動の実施、延焼防止など、災害活動拠点として活用できるオープンスペースの確保を図ります。

○公園等やオープンスペースは、災害時の円滑な防災活動のため、港区全体での適正な配置を考慮しながら、防火水槽、マンホールトイレ、かまどベンチなどの防災施設を設置し、活用します。

■ 建築物の安全性の向上

○老朽化した建築物の耐震化や建替えを推進します。特に住宅やマンションについては、居住者の生命・身体の保護の観点から、行政は指導・助言や技術的・財政的な支援を行い、耐震化や建替えを促進します。

○病院等の防災上重要な施設や店舗・駅・地下街等の不特定多数の人が集まる施設においては、計画的な耐震化や更新を促進します。

■ 高層建築物特有の課題への対応

○高層建築物では、長周期地震動への対応、エレベーター内への閉じ込め対策、自家用発電機の設置、受水槽・高架水槽の活用などを促進します。

○高層住宅の建築時等には、一定の階層ごとの防災備蓄倉庫の確保と停電時を想定した7日間を目安とした備蓄を誘導します。

■ 土地管理の適正化

○災害時の復旧が迅速に可能となるよう、土地境界を明確にするための地籍調査を計画的に推進します。

長周期地震動とは

出典：「知ってる？長周期地震動のこと」（気象庁）

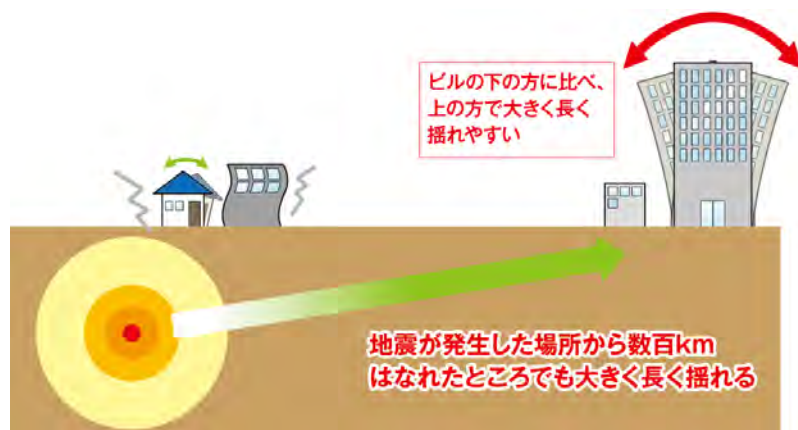
◇大きな地震が発生すると、周期（1往復するのにかかる時間）が長いゆっくりとした大きな揺れが生じます。

これを「長周期地震動」といいます。

◇「高層ビルを大きく長く揺らす」「遠くまで伝わりやすい」などの特徴があります。

◇震源が浅くて大きな地震ほど、長周期地震動が発生しやすくなります。南海トラフ地震が発生した場合などには、震源から遠くはなれた港区でも、長周期地震動が発生するおそれがあります。

◇2011年の東日本大震災のときには、地震の発生場所から約700kmはなれた大阪でも、高層ビルが大きく揺れ、エレベーター停止による閉じ込め事故、内装材や防火扉が破損するなどの被害が発生しました。



建築物にはそれぞれ固有の揺れやすい周期（固有周期）があります。地震波の周期と建築物の固有周期が一致すると、建築物が大きく揺れます。

(2) 災害時の都市機能の早期回復マネジメント

取組の方向性

港区は、都市機能が高度に集積する日本の経済・文化・交流の中心であり、多くの事業所が立地するとともに多くの区民が生活しているため、災害時にも都市活動の維持・継続が可能な市街地の形成を目指します。

● 主な取組

■ 地域の防災拠点の形成

- 災害時にも都市活動の維持・継続が可能な市街地の形成を目指し、上下水道、電力、ガス、通信等の途絶を防止し都市機能への影響を最小限にするため、ライフラインの耐震化・耐水化を推進します。
- 開発事業等に際し、非常用発電施設や自立分散型エネルギーシステムの導入によりエネルギー供給源の多様化を図るとともに、貯水槽の活用を進めるなど、防災機能の高い拠点を形成し、区民等の生活及び事業の継続性が高い地域づくりを推進します。
- 災害時の生活用水を確保するため、災害井戸や雨水貯留槽等の整備を推進します。

■ 地域と企業等が一体となったエリア防災の取組の推進

- 開発事業等に伴う都市の機能更新に合わせて、地域と企業等が一体となった災害時の連携体制を構築し、都市再生安全確保計画の策定・運用など、エリア防災の取組を推進します。

■ 帰宅困難者対策の推進

- 港区は、東京 23 区でも最多の昼間人口を抱え、多くの旅行者が訪れることから、開発事業等に際し、帰宅困難者の一時滞在施設や物資の保管場所を確保するなど、駅周辺滞留者等の帰宅困難者対策に資するまちづくりを推進します。
- 災害時の帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、企業等と連携を図り、安全性が確認された事業所においては、従業員の一斉帰宅を抑制します。

■ 水上利用の可能性の検討

- 物資や応急対応職員など、既存の船着場の運用による海上輸送・水上輸送等の可能性について検討し、災害時の水辺利用に取り組みます。

■ 迅速かつ正確な情報提供

- 迅速かつ正確な災害情報を提供するため、駅等の交通機関や公共公益施設、民間施設におけるデジタルサイネージや公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境などの多種多様な情報発信手段の整備・活用を推進します。
- また、多言語化やピクトグラムの活用など、外国人を含め誰もが安全に迅速な避難・誘導ができるわかりやすい案内サインの設置を推進します。

(3) 速やかでしなやかな回復力をもったコミュニティづくり

取組の方向性

災害時には、自助・共助・公助の考え方にに基づき、区民・企業等と連携して災害時に助け合える防災コミュニティづくりを促進し、迅速な復興を目指します。

●主な取組

■ 事前復興対策の推進

○首都直下地震等の災害により甚大な被害が発生することを想定し、迅速なまちの復興ができることはもちろんのこと、地域が主体となった共助体制によって都市機能の維持・継続が図られるよう、震災復興まちづくり模擬訓練の実施など、事前復興対策を計画的に推進します。

■ マンションにおける共助体制づくり

○マンションにおいては、災害時に管理組合や居住者で構成される防災組織が中心となって相互に助け合う体制づくりを目指し、防災訓練の実施や防災マニュアルの作成・配布、災害物資の備蓄などの対策を、日頃からしておく必要があります。行政は、それらの活動等に対して防災アドバイザー派遣などの支援を行うとともに、居住者が協力して被災後の生活も維持できる共助体制づくりを推進します。

○マンション内のコミュニティだけでなく、マンションと周辺地域が連携することは、災害への対応や地域の良好なコミュニティ形成においても大変有効であるため、マンションと周辺地域とのまちづくりにおける連携を推進します。

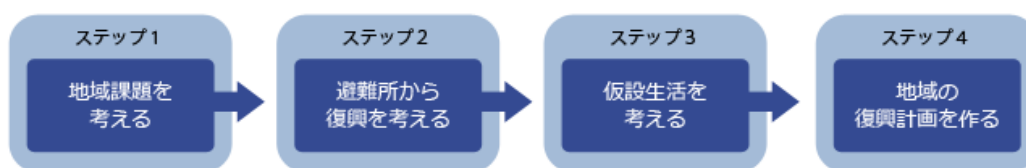
震災復興まちづくり模擬訓練とは

出典：公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
ホームページ

- ◇地域住民と区市町村が主体となって行い、まちづくりの専門家も加わって、被災後のまちの復興過程を仮想体験する訓練です。
- ◇まちづくりや防災に必要な“地域力”を高め、地域の活動や将来のまちづくりにいかしていく取組です。
- ◇平常時にあらかじめ、災害が起きると地域のどこが危険なのか、被災したときにどのような手順で復興を進めていくのか、再び被災しないために復興後にどのようなまちを目指すのかなどについて考え、地域で共有しておくことで、実際に災害が起きたときに円滑に復興を進めることができます。



平成26年度に実施した訓練の様子（芝地区）



◇施設整備や面整備のあり方などのハードな課題から、まちに魅力と潤いや活力をもたらすソフトな課題など、地域特性に応じた多様な課題（まちづくり、住宅、福祉・保健、産業・雇用、環境問題など）を想定し、以上のステップで模擬訓練を行います。

(4) 災害発生後の中長期的な都市の復興まちづくり

取組の方向性

より安全・安心なまちを形成していくためには、事前対策や発生直後の応急・復旧対策はもとより、中長期的な視点での都市の復興を見据えておく必要があります。被災前のまちに戻すのではなく、従来からの課題を解決し、これまでよりも更に災害に強いまちにすること、区民等がより安全・安心で快適に過ごせるまちにすること、将来にわたって再び被災しないためのまちづくりを推進します。

● 主な取組

■ より安全・安心なまちへの再建

○被災者の早期の生活再建と地域協働による復興まちづくりを円滑かつ迅速に進めるため、甚大な被害が生じた地域では被害状況に応じて復興地区を指定し、時限的市街地づくりを行い、被災前の居住者などとともに、より安全・安心なまちへの再建を目指します。

■ 被災状況や都市基盤の整備状況に応じた復興まちづくり手法の導入

○大地震等が発生した際の備えとして、あらかじめ復興の目標像のイメージ等を検討し、復興段階における課題解決に要する負担軽減や円滑な合意形成を促します。復興の目標像のイメージは以下のようなパターンが想定され、実際に大地震等が発生した際には、この考え方を基本として、地域の被害状況など被災の程度と都市基盤の整備状況を考慮し、適切な復興まちづくりの手法を検討します。

<p>道路等の基盤整備を軸にした市街地の改善により復興を検討する地域</p>	<p>○木造建築物が密集しており、港区内で比較的地域危険度が高い地域では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による面的な市街地整備手法の導入を検討し、安全・安心なまちの形成を目指します。</p> <p>○小規模な敷地が密集し、細街路が多い地域では、既存の道路網を基にした道路の拡幅、敷地の共同化・協調建替等を組み合わせた復興まちづくりを検討します。</p>
<p>既存の都市基盤をいかした市街地の修復により復興を検討する地域</p>	<p>○道路が格子状に形成されているなど、都市基盤が一定程度整備されている地域では、既存の都市基盤をいかし、壁面線の指定や緑化の誘導、公園・広場の整備などにより、良好な街並みの形成を目指します。</p> <p>○未整備の都市計画道路がある場合は、将来の道路ネットワークを踏まえた道路整備を検討します。</p>
<p>都市機能の集積拠点として復興を検討する地域</p>	<p>○被災前にも都市機能が集積しており、鉄道等の交通結節点となる駅周辺等においては、被災状況や都市基盤の整備状況に応じて、市街地再開発事業等を検討し、駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を目指します。</p>

(5) 都市型水害、津波等に強い市街地の形成

取組の方向性

都市型水害に対応し、津波や高潮等による水害発生を未然に防ぐまちを形成していくとともに、被害の低減に向けた防災まちづくりを推進します。

●主な取組

■ 都市型水害等の発生防止のための対策

- 局地的集中豪雨などの都市型水害や台風による被害を防止するため、古川の地下調節池の適切な管理や老朽化した護岸の改善、防潮堤・内部護岸、下水道等の整備・耐震化を行い、治水機能の向上を図ります。
- 集中豪雨など大雨時の下水管や河川への負担軽減のため、建築物の更新に併せた敷地内の雨水の貯留・浸透施設など、雨水流出抑制施設の計画的な設置を進めるとともに、道路や公園等においても雨水が浸透可能な舗装を推進します。

■ 地下空間における浸水対策

- 鉄道駅や道路の下などを通る地下道など浸水のおそれがある場所では、対策を重点的に推進します。
- 地階を有する建築物や地下街等においては、防水板の設置や電気通信設備等の耐水構造化や上層階への設置とともに避難計画の作成、防災情報の発信方法など、浸水対策を推進します。

■ 津波等における対策

- 津波や台風に備え、防潮堤・水門・陸こう・古川護岸の耐震化及び老朽化対策、地震時の液状化対策などを推進し、施設の安全性を向上させます。

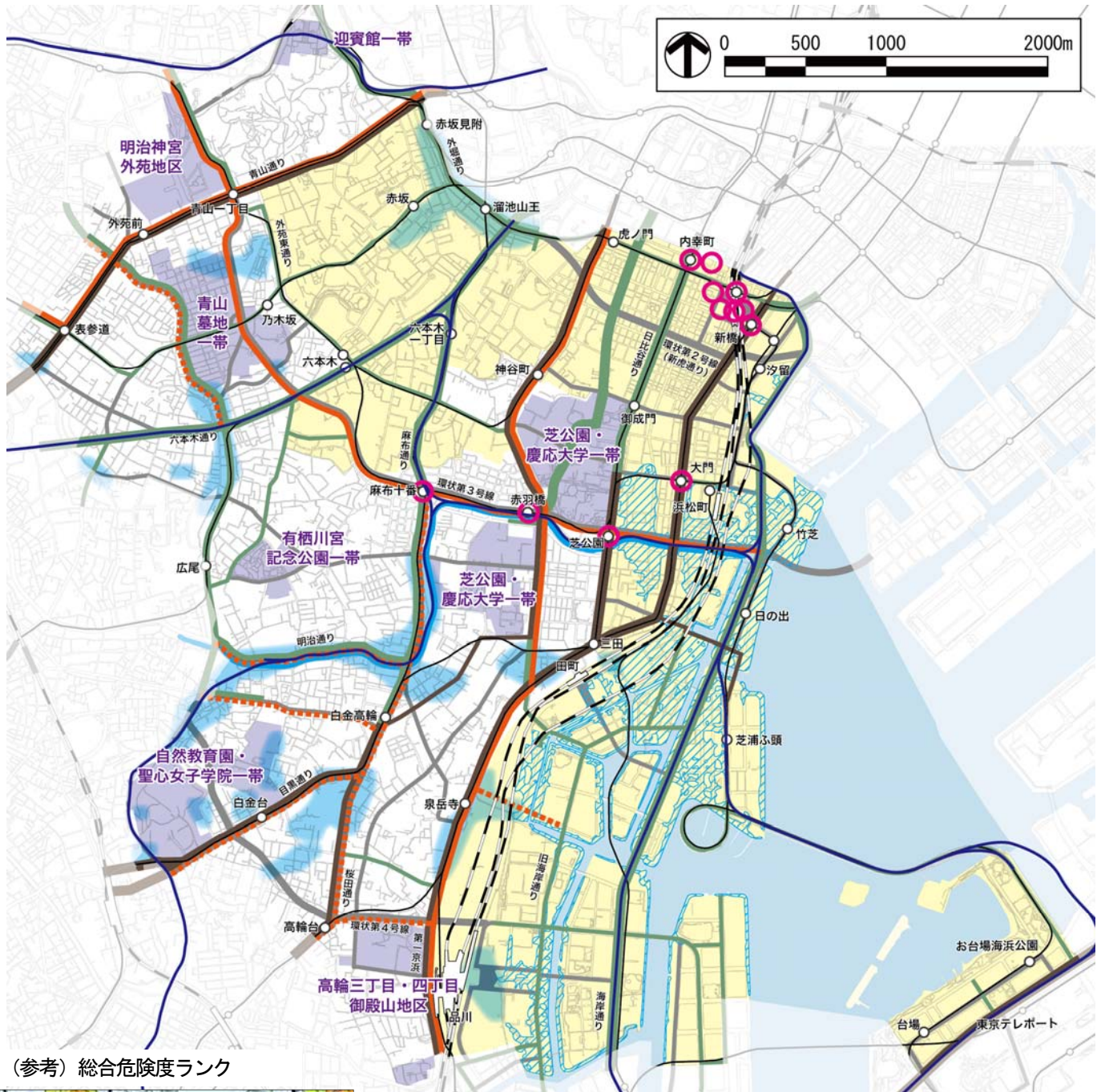


完成した古川地下調節池トンネル
(東京都第一建設事務所ホームページより)



雨水浸透施設の浸透管（浸透トレンチ）
(東京都下水道局ホームページより)

方針図 災害に強く回復力のあるまちの形成（予防防災・減災）



(参考) 総合危険度ランク

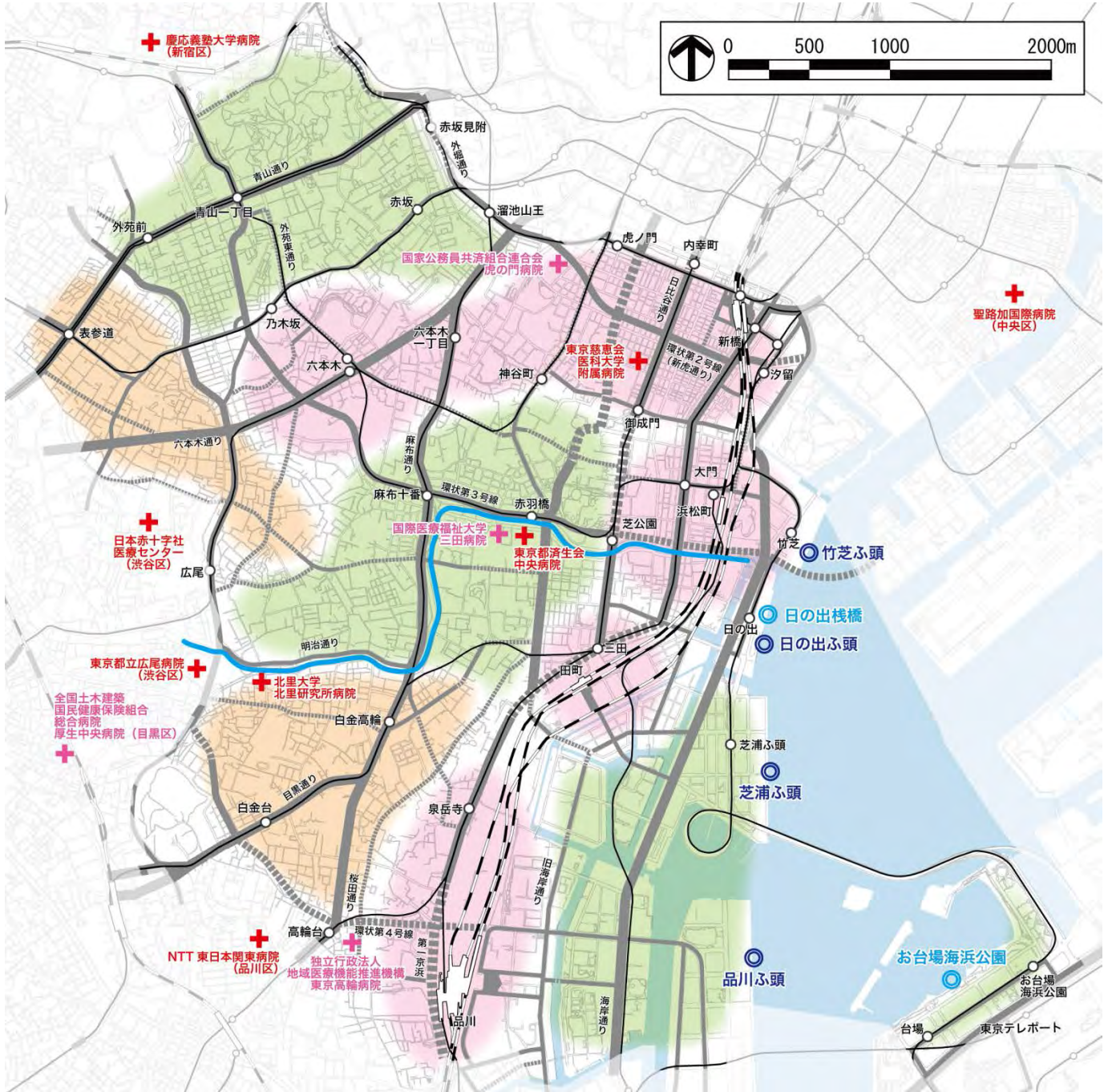


【凡例】	
(地震災害)	(水害)
— 特定緊急輸送道路 (高速道路)	▨ 津波浸水防止を重視する地域 (※1)
— 特定緊急輸送道路 (高速道路以外)	▨ 大雨浸水防止を重視する地域 (※2)
— 一般緊急輸送道路	○ 浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等
— 延焼遮断帯を形成する道路 (主要)	— 都市計画道路
— 延焼遮断帯を形成する道路 (一般)	— JR線
■ 広域避難場所	— 私鉄・地下鉄線
■ 地区内残留地区	— 古川

出典：「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第7回）」
（東京都／平成 25 年 9 月）

※延焼遮断帯：防災都市づくり推進計画（改定）（東京都／平成 28 年 3 月）より
 ※1 元禄型関東地震と同じ地震が発生し、防潮施設が損傷により機能不全、液状化により地盤が 50cm 沈下した場合を想定（出典：港区津波ハザードマップ／平成 27 年 4 月）
 ※2 東海豪雨（平成 12 年 9 月、総雨量 589mm、時間最大 114mm）と同じ雨が港区全域に降った場合を想定（出典：港区浸水ハザードマップ／平成 27 年 3 月）

方針図 災害に強く回復力のあるまちの形成（復興）



【凡例】

 道路等の基盤整備を軸にした市街地の改善により復興を検討する地域	+ 東京都災害拠点病院
 既存の都市基盤をいかした市街地の修復により復興を検討する地域	+ 東京都災害拠点連携病院
 都市機能の集積拠点として復興を検討する地域	◎ 海上輸送基地
	○ 水上輸送基地
 都市計画道路（破線は未完成）	 JR線
	 私鉄・地下鉄線
	 古川

方針6

豊富な景観資源と地域の個性が光る、 誇りと愛着に満ちた街並みの形成

【景観】

＜基本的な考え方＞

- 緑や水辺空間、起伏のある地形、歴史的建造物など、豊富な景観資源を核とした景観の形成を推進します。
- 落ち着いた住宅地やにぎわいある商業地、魅力的な通り、ランドマーク等をいかした景観など、地域の個性をいかした魅力ある街並みを形成します。
- 区民、企業等、行政が連携し、景観に対する意識の共有と配慮を積み重ね、誇りと愛着に満ちた街並みづくりを実現します。

豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成 イメージ





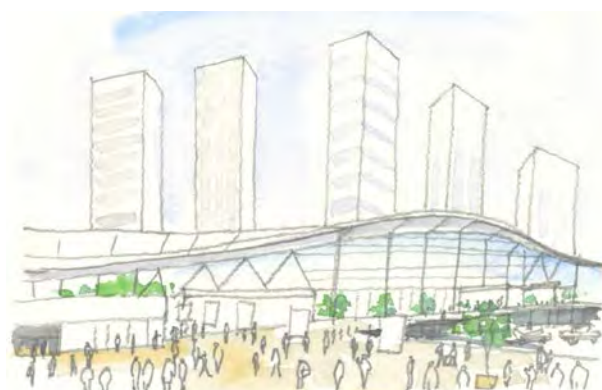
斜面緑地



坂道景観



運河沿いのにぎわい



シンボルとなる駅とその周辺の街並み



道路と沿道が一体となった魅力ある街並み



ランドマークを望む魅力的な通り



落ち着いたある住宅地



地域のルールに基づく街並みづくり

(1) 地形の特徴や地域資源等をいかした景観の形成

取組の方向性

斜面緑地、古川、臨海部、坂道の起伏など、地形の特徴をいかした景観や、寺社、文化財庭園及び歴史的建造物などの地域資源をいかした景観を保全・育成し、港区らしい景観形成を推進します。

●主な取組

■ 地形の特徴をいかした景観の形成

- 斜面緑地を保全するとともに、その周辺からの見え方を意識した建築物の誘導を進めることで、港区の地形的特徴を際立たせた景観形成を推進します。
- 坂道においては、沿道の修景を進め、まちの歴史や成り立ちを感じる街並みを創出します。
- 古川沿いでは、古川と建築物の一体的な景観形成を誘導するなど、総合的に魅力ある河川景観を創出します。
- 運河沿いや臨海部、外濠周辺では、水辺や緑と一体となったうおいある魅力的な景観形成に重点的に取り組みます。

■ 地域資源をいかした景観の形成

- 寺社、文化財庭園及び歴史的建造物など、歴史や文化を伝える地域の資源を保全します。その周辺では、主要な眺望点からの見え方の検証や歴史的な雰囲気をいかした景観形成を誘導し、歴史的景観の保全や味わいのある街並みの育成を推進します。
- 坂道や石垣など、土地の成り立ちや歴史の積み重ねを継承する地域の身近な景観を保全します。
- 敷地や屋上、壁面等の緑化を推進し、憩いとやすらぎある景観を創出します。
- 屋敷林や社寺林、庭園や大使館等のまとまりある緑を守り、育み、緑豊かで四季の彩りがある街並みを保全、育成します。
- 公園やオープンスペース等においては、より一層緑を育み、道路や水辺等の緑とのつながりを拡充し、緑の軸を形づくる景観を創出します。
- 湧水のせせらぎや池、井戸など、身近な水のある景観を守り、育みます。
- 東京タワーの展望台や超高層ビルの上層階など、街並みを俯瞰する視点場を地域の資源として捉え、魅力的な眺望景観を演出します。
- 旧芝離宮恩賜庭園周辺など、歴史的価値の高い文化財庭園などの周辺地域において、庭園等からの良好な眺望景観を保全することで、魅力的な景観形成に重点的に取り組みます。

(2) まちの個性を感じる魅力ある街並みの形成

取組の方向性

誰もが楽しく歩ける、道路と沿道が一体となった魅力的な街並みの創出や、ランドマークの活用、商業地・住宅地の景観形成など、まちの個性をいかした魅力ある街並みを形成します。

●主な取組

■ 通りの魅力づくりとランドマーク等をいかした景観形成

- 電線類地中化の推進などにより快適な歩行空間を創出するとともに、地域特性に応じた沿道の建築物等の景観形成の誘導などにより、道路と沿道が一体となった魅力ある街並みを創出します。また、サインや案内標識など沿道の施設と一体的に歩行空間の魅力を育み、まちの回遊性を向上させます。
- 良好な眺望を楽しむことができる視点場からの見え方に配慮した景観形成を推進します。また、ランドマーク周辺においては、ランドマークに配慮した景観形成を進め、首都の風格ある景観や地域の拠点として親しみの感じられる景観を演出します。
- 港区全域のランドマークである東京タワーについては、その全景が象徴的に映る眺望点から見た絵姿を保全します。
- 照明によるランドマークの演出効果など、魅力的な夜間景観を誘導します。
- 駅施設やその周辺、主要な道路の交差点では、まちの顔となる景観形成を誘導します。
- 主要な道路の沿道で特徴的な街並みを形成する地域や、国内外の玄関口となる主要駅周辺では、風格・にぎわいの創出やランドマークへの眺望を際立たせる象徴的な景観の保全など、その特性をいかした魅力的な景観形成に重点的に取り組みます。

■ 地域の街並み特性に応じた景観形成

- 地域ごとの街並み特性に応じた、個性を感じる景観を創出します。
- 商業地では、連続性のあるにぎわいを創出していくとともに、まちの中心となる交差点においては、ゆとりある空間整備を進め、建築物や屋外広告物の規制・誘導などにより、魅力ある景観を創出します。
- 閑静な住宅地では、良好な居住環境を守るため、周辺の街並みに調和した建築物の配置や高さを誘導するなど、落ち着いた景観形成を目指します。

■ 公共施設等の整備における景観形成

- 公園や公共建築物については、周辺地域の景観形成を先導するモデル的な景観を創出するとともに、その周辺においては一体的にサイン等の整備を進めるなど、地域生活の拠点として親しみの感じられる景観を創出します。
- 土木構造物や道路付属物などについては、周辺の街並みとの調和に配慮した整備を推進します。

■ 屋外広告物の適正な誘導

- 屋外広告物については、建築物の誘導と連携して、地域の景観特性や環境面を踏まえた表示・掲出を誘導することで、まちの魅力向上を目指します。

(3) 景観に対する意識の共有と地域主体のルールづくり

取組の方向性

区民・企業等、行政が連携し、良好な景観とまちの魅力向上に対する意識の共有を推進します。その上で、各主体が積極的な配慮を積み重ねるとともに、地区の特性に応じた、きめ細かな景観形成のルールづくりを目指します。

●主な取組

■ 景観形成に対する意識啓発

- 「景観に対する配慮の積み重ねがまちの総合的な魅力の向上につながる」という意識の共有を推進するため、建築行為等に対する指導や地域のまちづくりへの参画などの機会を捉えて区民・企業等に対する意識啓発を行い、各主体の積極的な取組を促進します。

■ 建築行為等に対する指導

- 建築物の建築計画に当たっては、景観法に基づく届出制度を活用し、良好な街並みを規制・誘導するとともに、企業等の意識向上を図ります。
- 大規模建築物や複数建築物等の建築にあたっては、質の高いまとまったオープンスペースの整備や一体的な建築計画を誘導するなど、ゆとりある街並みの創出と周辺と調和した魅力ある街並みを創出します。

■ 表彰制度等を活用した意識啓発

- 良好な景観形成に貢献した建築物や美しい街並みなどを保全・創出する活動などを表彰し、紹介することで、景観に対する意欲を更に高めます。

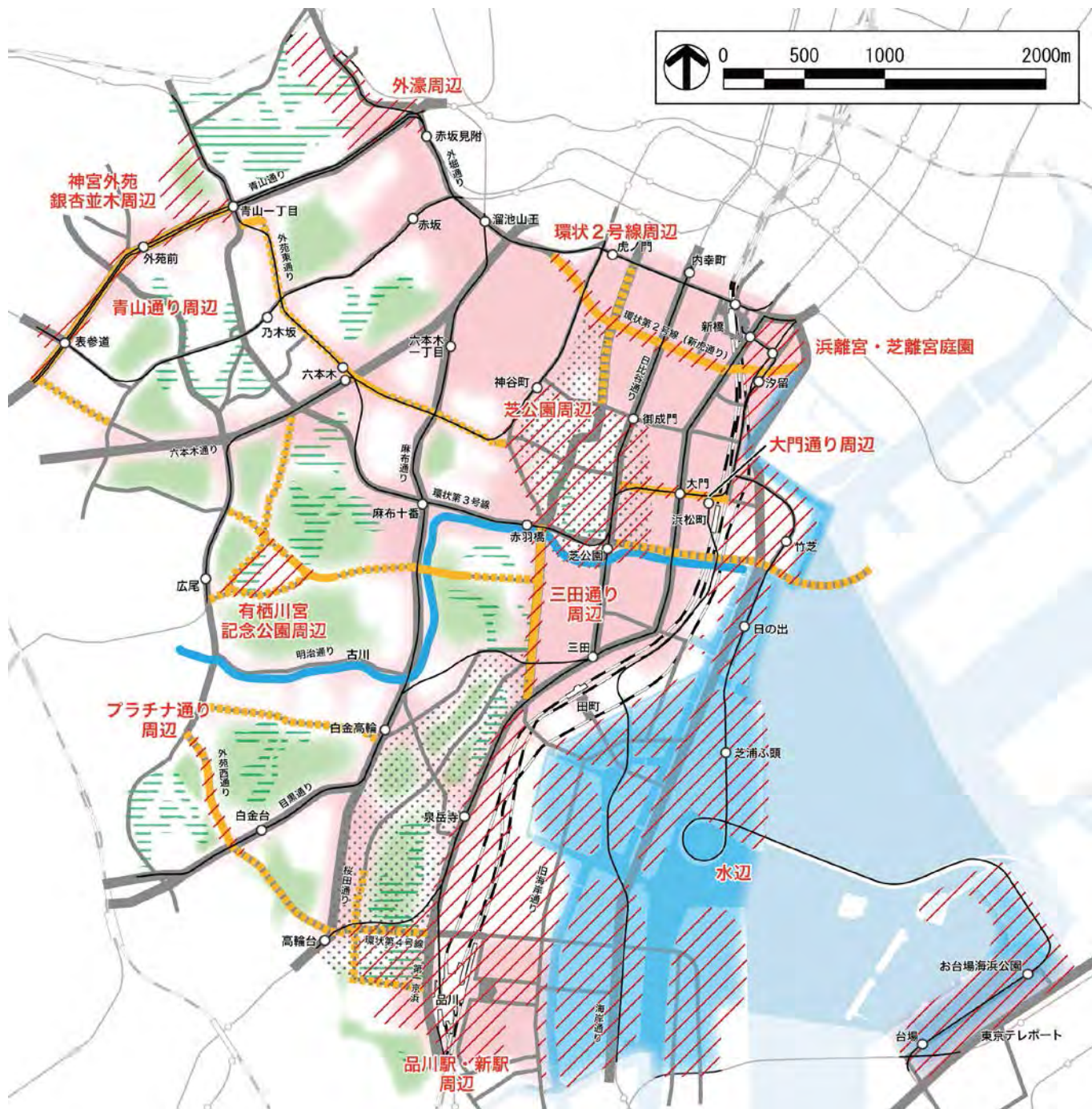
■ 地域主体のきめ細かなルールづくりや強制力をもった街並みの保全

- 港区まちづくり条例の仕組みを活用するなど、地域の区民等が主体となったきめ細かなルールづくりを推進します。
- 強制力をもった街並みの保全などを行うため、土地所有者等の合意のもとで、景観協定や緑化協定、広告協定等の自主協定の締結や、地区計画などの都市計画制度の活用を推進します。

■ 区民・企業等への取組支援

- 区民・企業等の主体的な景観形成の取組を促進するため、行政が取組を支援する仕組みや支援策を整えます。

方針図 豊富な景観資源と地域の個性が光る、誇りと愛着に満ちた街並みの形成



【凡例】			
	魅力的な景観形成に重点的に取り組む地区 (景観形成特別地区)		斜面緑地をいかした景観形成
	にぎわいのある街並みの創出		寺社の歴史的雰囲気と調和した景観形成
	落ち着いた街並みの保全		楽しく歩ける道路と沿道が一体となった景観形成 (破線は未完成の道路)
	水辺と一体となった開放感ある魅力的な街並みの創出		古川をいかした景観形成
			都市計画道路
			JR 線
			私鉄・地下鉄線

方針7

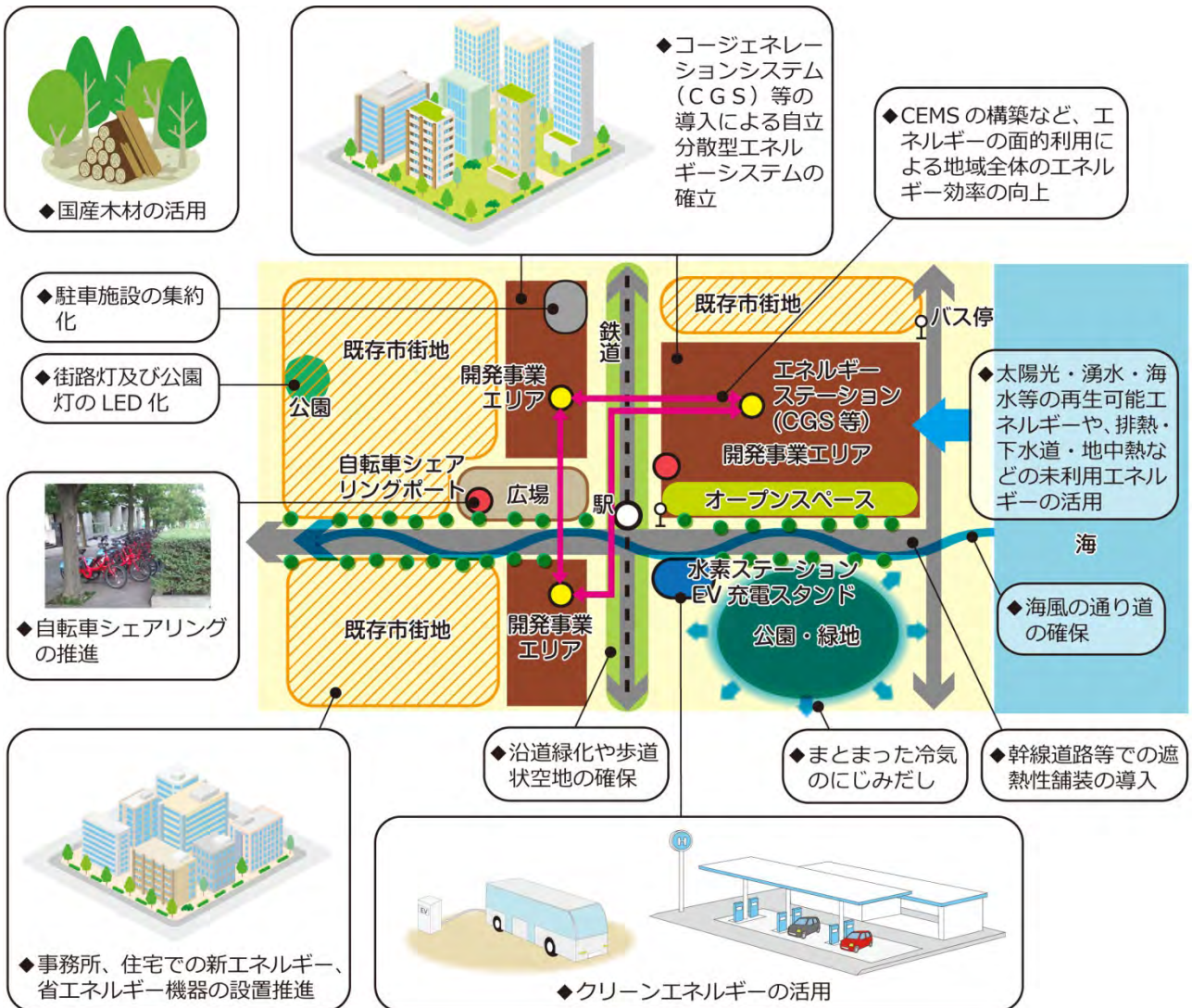
環境負荷の少ない都市の形成

【低炭素化】

<基本的な考え方>

- 今後予測される人口増加や業務機能の集積を見据え、活発な社会経済活動により発生する二酸化炭素排出量の削減を目的とした低炭素まちづくりを実践し、長期的には排出量ゼロを目指します。
- 先進技術の導入やエネルギーの効率的・面的利用など、良好な環境と経済活動の両立に向けて環境負荷の低減を図ります。
- 二酸化炭素の吸収源となり、ヒートアイランド現象を緩和する都市緑化の推進に取り組みます。
- 道路・交通分野など環境負荷の低減への寄与が期待される分野と連携し、取組を推進します。

環境負荷の少ない都市の形成 イメージ



(1) 先進技術の導入とエネルギーの効率的・面的な利用の促進

取組の方向性

効率的なエネルギー使用や防災性にも優れた自立分散型のエネルギーシステムを導入し、さらに地域でのエネルギーの面的利用を行うことで、環境負荷の少ない低炭素まちづくりを推進します。

再生可能エネルギー・新エネルギーなどの先端技術の導入を推進するとともに、個々の建築物の環境性能を向上させます。

●主な取組

■ 先端技術の導入によるエネルギー使用の効率化

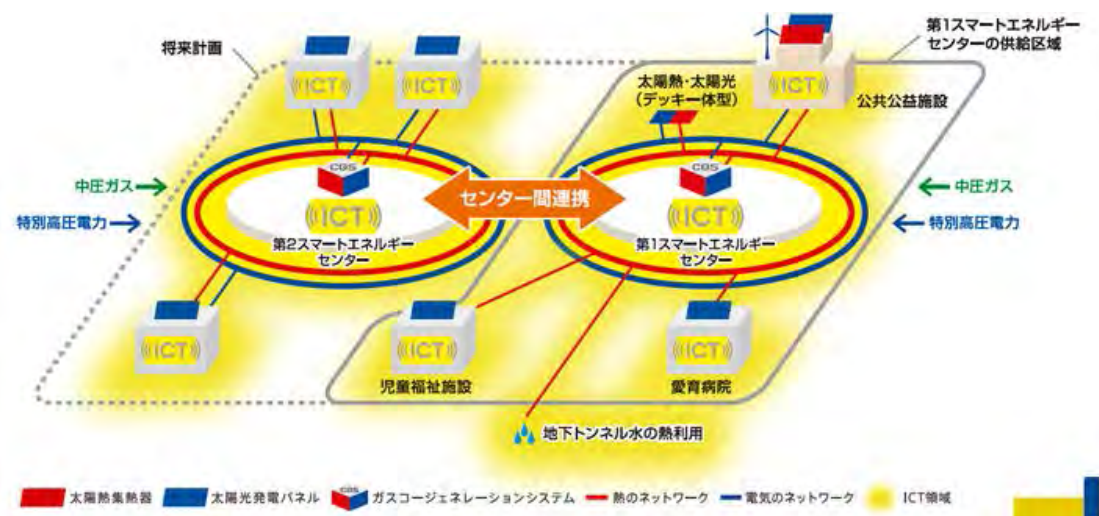
- 事業所ビルの新築・増築等に、省エネルギー効率の高い設備機器など先端技術を導入し、エネルギー使用の効率化を図ります。
- 開発事業等による都市機能の更新や街区再編等の機会をとらえて、コージェネレーションシステム等による自立分散型エネルギーシステムの導入を図り、再生可能エネルギー等と組み合わせることで、より環境負荷が少なく災害時にも都市機能の継続が可能となるまちづくりを進めます。
- 隣接する街区間では、ICT（情報通信技術）を活用したCEMS（地域エネルギー管理システム）の構築など、エネルギーの面的利用と最適な制御による地域全体のエネルギー効率の向上や二酸化炭素の排出量削減など環境負荷の低減を図ります。

■ 再生可能エネルギーの利用促進

- 太陽光・太陽熱・湧水等の再生可能エネルギーや、排熱・下水道・地中熱などの未利用エネルギーの利用拡大を図るとともに、水素などの新エネルギーの導入を促進します。

■ 建築物等の省エネルギーの取組

- 建築物等への新エネルギー・省エネルギー機器等の設置を推進し、節電の取組など環境負荷低減への情報提供・啓発により、区全体での地球温暖化対策に取り組みます。



(2) 地球温暖化対策の推進

取組の方向性

気温上昇を緩和するため、二酸化炭素の吸収源となる都市の緑化や東京湾からの風の流れを取り込むなど、ヒートアイランド現象の緩和策を推進し、自然と調和した環境負荷の少ない都市を実現します。

● 主な取組

■ 緑化等による二酸化炭素の吸収と路面温度の低減

- 開発事業等の機会を捉え、質の高い緑豊かなオープンスペースを創出します。
- 道路空間と沿道の民有地が連携した緑陰形成や緑化による地表面被覆の改善など、緑と水をいかして屋外を快適に歩ける環境を形成します。
- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン等の設置など、敷地内緑化のさらなる推進を図ります。
- 路面温度の低減のため、遮熱性舗装等を用いた道路整備を推進します。

■ 自然環境に配慮した都市づくり

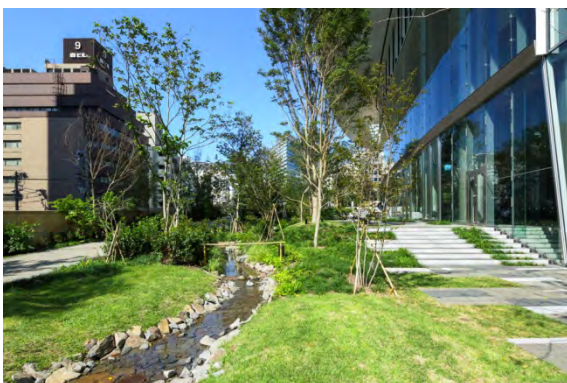
- 東京湾の海風を都市に取り込むため、建築物の配置、形状に配慮し、風の道の確保を図ります。併せて街路樹や緑地等をクールスポットとして機能するよう配置するとともに、暑さ対策に向けての新たなクールスポットづくりに取り組みます。

■ 広域的なネットワークによる地球温暖化対策

- 日本全国の自治体と連携し、適切な森林管理・整備の約束された国産木材の利用を推進することで、地方における森林整備の促進と区内の二酸化炭素の固定量の増加を図ります。

■ 限りある資源の循環

- 資源の再生利用を推進していくため、全国に先駆けて行っている製品プラスチックを含めたプラスチックの分別回収など、資源回収のさらなる拡大を図ります。



開発事業により創出された質の高い緑
(虎ノ門ヒルズ)



国産木材の活用促進
(みなとパーク芝浦)

(3) 環境に配慮した交通環境の形成

取組の方向性

公共交通機関や自転車の利用の促進等による、自動車交通の二酸化炭素排出量の抑制を推進するとともに、クリーンエネルギーを導入した交通手段の普及を促進します。

●主な取組

■ 多様な移動手段への転換

- 鉄道、地下鉄等のバリアフリー化の推進や、コミュニティバス等の運行改善などにより、公共交通の利便性向上を図ることで、自家用車から公共交通機関への利用転換を図ります。
- 快適な歩行空間や自転車ネットワークの整備、自転車シェアリングやカーシェアリングを普及促進し、環境負荷の少ない移動手段への転換を図ります。

■ 移動手段の環境共生型への転換

- クリーンエネルギー自動車や技術革新による新たな移動交通手段の導入・活用など、各移動手段の環境負荷の低減を図ります。

■ 道路交通の円滑化の推進

- 都市計画道路の整備や交差点等の改良により道路交通の円滑化を推進し、交通渋滞による二酸化炭素排出を抑制するとともに、バスや自転車等の交通手段の利用促進のため、利用環境の向上を図ります。

■ 駐車施設の集約化の推進

- 大規模なまちづくりが行われる際には、市街地内の道路交通の円滑化や、快適で安全な歩行環境の創出と連続性ある街並みの形成に資するよう、駐車施設の集約化を推進します。

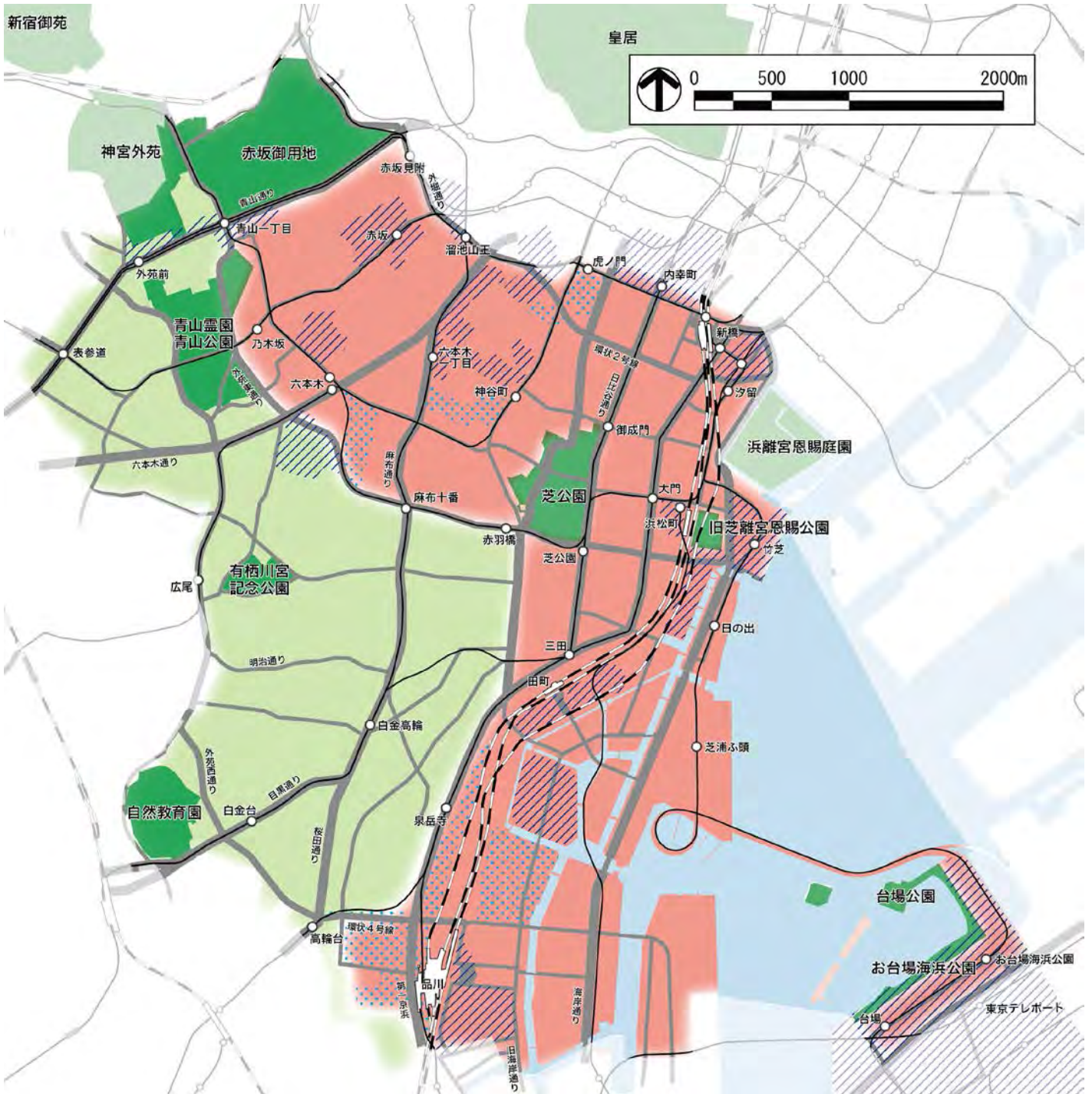


クリーンエネルギー自動車
(EVバス)



自転車シェアリングポート

方針図 環境負荷の少ない都市の形成



【凡例】

- 環境負荷低減を促進する地域
- 環境にやさしい緑豊かな環境を維持する地域
- 地域冷暖房供給区域（平成 28 年 3 月現在）
- エネルギーの面的利用など高効率なエネルギーシステムの導入を積極的に検討する地域
- 中心的な緑の拠点
- 都市計画道路
- JR 線
- 私鉄・地下鉄線

方針 8

まちの魅力の維持・向上と活用・発信

【国際化・観光・文化】

<基本的な考え方>

- 伝統と先進性、歴史や自然等の多様な資源が共存する港区の特徴をいかし、まちの魅力の維持・向上を図るとともに、多国籍の人が集う外国人もともに暮らしやすい環境の形成を推進します。
- 観光資源の魅力を上向きさせ、多様な活動を育むことで、地域特性をいかしたエリアごとの魅力を向上させます。
- ソフト施策と連携して資源のネットワーク化を図り、エリアの魅力や個性を戦略的に発信します。
- 多彩な文化に触れられる環境整備や地域で受け継がれてきた文化の継承、スポーツを通じた交流の推進を図ります。

観光の視点から見る広域的な位置付け



(1) 国際都市にふさわしい環境整備

取組の方向性

国際都市として、地域ごとの特徴を踏まえ、国内外からの旅行者の受入体制を整えるとともに、多文化共生に資するまちづくりや、ビジネス・生活空間としての環境づくりを進めます。

交通利便性の高さをいかし、業務・商業・文化・交流・医療・教育などの高度な機能集積により、東京圏の都市活力や都市文化をリードするまちづくりを推進します。

● 主な取組

■ 生活都市としての国際化の推進

○外国人居住者にとっても、生活しやすく移動しやすいまちを目指すため、公共交通機関などのバリアフリー化や案内・誘導サインの多言語化など、生活の利便性を向上させます。

○医療、子育て・教育、防災等の日常生活のさまざまな面において、ユニバーサルデザインに配慮した、多様な人々が暮らしやすい環境づくりを進めます。

■ 多文化共生の推進

○多国籍の外国人を含め、大人から子どもまで多世代の多様な交流に資する環境の整備を進めるとともに、教育や文化等の施策と連携し、多文化共生を推進します。

■ ビジネス拠点としての環境づくり

○国際ビジネス拠点として、国内外から人を惹きつけるまちを目指し、緑や水辺の魅力の向上、歴史・文化の保全と発信、まちの安全性の確保、子育て支援施設や医療施設等の生活利便施設の充実など、快適で魅力的なまちの形成を推進します。

○区内の多様な歴史・文化資源をユニークベニューとして活用した MICE 等の誘致により、地域経済の活性化と都市活力の向上を図ります。

■ 国際都市としての環境整備

○交通結節拠点では、アクセス性の高さをいかし、国内外からの旅行者を受け入れる商業・宿泊・文化・交流・観光機能の集積を図り、来訪者が快適に過ごせる環境の整備を推進します。

○観光案内機能の強化や多言語対応、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備など、国際的な観光都市としての基盤を整備します。



祭りを通じた文化交流



ユニークベニューを活用した MICE (増上寺)

(2) 地域の資源の魅力向上

取組の方向性

歴史や文化、豊かな地形、緑と水など、地域の固有の資源をいかすとともに、資源周辺の環境整備を進めることで、地域の魅力向上とエリアの特色づくりを推進します。

● 主な取組

■ 地域資源の発掘と魅力向上

- 関係機関や住民、地域団体等と連携し、地域の個性ある資源の発掘を進めるとともに、それらをいかした魅力的なまちづくりを推進します。
- 歴史・文化資源などの既存の資源の保全・活用を図るとともに、資源周辺の道路・公園やオープンスペース、街並みにおいては、歴史・文化的雰囲気継承する環境整備を推進します。
- 個性ある店舗や魅力的な街路をいかした商店街づくりや、集客力の高い大型複合施設と周辺のまちの連携強化などにより、地域のにぎわいを中心としたエリアとしての魅力の向上を図ります。
- 舟運など周辺自治体と連携した水辺の活性化により、水辺のにぎわいを創出します。

■ 地域の特性をいかし、多様な活動をはぐくむ空間づくり

- 運河や古川、海辺の環境整備や、緑化の推進、公園等の充実などの取組を通して、屋外でのレクリエーションや交流、健康に資する活動の促進を図ります。
- 民有地のオープンスペースにおいては、道路・公園等と一体的ににぎわい空間として活用するとともに、都市の中の落ち着きある空間として、身近な緑の充実を図ります。
- デジタルサイネージやプロジェクションマッピングなどの新たな手法を活用したイベント開催など、地域のにぎわいを創出します。

■ エリアとしての魅力の向上

- 地域資源の発掘や周辺環境と一体となった環境整備を推進し、地域特性をいかしたエリアごとの魅力の向上を図ります。
- 地域特性に応じた道路整備を推進することで、歴史・文化資源をいかした沿道のまちづくりや商店街の活性化を図ります。



商店街の街路空間でのイベント
(子ども歌舞伎(麻布十番))



地域資源である日本庭園のライトアップイベント
(八芳園)

(3) 観光資源の活用とネットワーク化

取組の方向性

地域の資源や特色を育成し、観光にいかすとともに、ソフト施策と連携した取組により、観光資源のネットワーク化を図ります。

● 主な取組

■ 多様な観光資源の活用

○歴史・文化・芸術資源、水辺、坂、大使館など、多様な観光資源を活用したストーリー性のある観光ルートを創出します。

■ 周遊観光の推進

○コミュニティバスや自転車シェアリング、水上交通を活用するなど、周辺区を含めた移動手段の充実により、周遊性・回遊性を高め、周辺の観光エリアとのネットワークを強化します。

○地域団体や事業者、区外の観光資源等との連携により、多様な観光ルートの提供と魅力向上を図ります。

○観光インフォメーション機能や観光・街区案内標識等の観光インフラを重点的に整備・更新するとともに、誰もが観光を楽しめるバリアフリー観光を推進します。

■ エリアごとの特性の構築と情報発信

○歴史や文化、自然、水辺や夜景、個性ある商業空間、ビジネス拠点としての都市空間など、地域の個性をいかしてエリアごとの魅力の向上を図るとともに、多様な手法を用いて戦略的に発信します。

○区内に立地する大使館や、歴史資源を通したつながりのある全国の自治体、大学やテレビ局などと連携した情報発信により、区のシティプロモーションを強化します。



港区ワールドフェスティバル



港区観光ボランティアガイド

(4) 多彩な文化に身近に親しめるまちづくり

取組の方向性

区の歴史性や文化の集積地、国際色豊かな地域であるといった特徴をいかし、活動の場をまちへと広げるとともに、多様な文化に触れる機会の創出を図ります。

● 主な取組

■ 広域的な文化資源の魅力向上

○美術館・博物館などの豊富な文化芸術施設と連携したイベントの実施や、施設周辺の道路・公園、オープンスペース等のまちの空間の一体的な活用・連携を促進するなど、様々な文化に触れられるにぎわい空間づくりを進めます。

■ 身近な歴史・文化の継承

○地域の寺社等の歴史資源周辺での、道路・公園やオープンスペースなどの周辺環境整備や、住民や地域の企業等との連携、国際文化・交流による祭り等の活性化を図り、地域の魅力づくりやコミュニティの活性化へ発展を促します。

■ まちの文化の継承

○社会変化や時代の流れに伴う街並みの変化の中においても、街路などのまちの環境整備や建築物の更新等にあたっては、地域の歴史性や祭り等、地域で受け継がれてきた文化の継承を図ります。

■ スポーツを通じた交流の推進

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区民がスポーツに参加する機会の充実と、まちなかでの交流を促す環境づくりを進めます。駅など交通機関からスポーツ会場周辺までのバリアフリー化を進めるとともに、国立競技場の港区側の玄関口となる青山通り周辺においても、歩いて楽しい街路空間やスポーツを通じた交流を生み出す空間づくりを進めます。

○区の資源である水辺空間の積極的な活用に向け、マリンスポーツの推進を図ります。

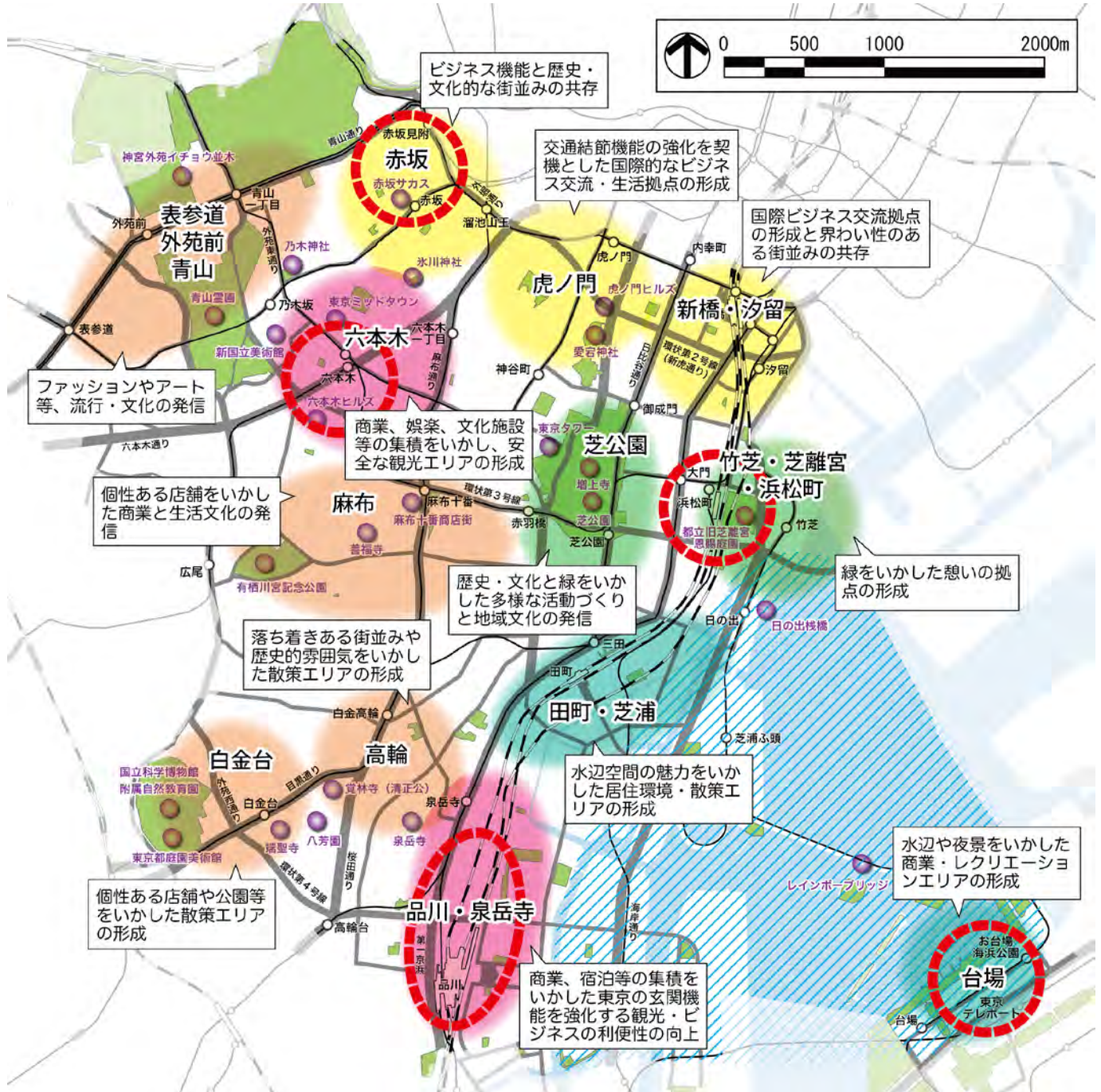


道路空間を活用した都市間交流イベント
(みちのく鬼剣舞 (六本木))



水辺のスポーツ教室 (お台場海浜公園)

方針図 まちの魅力の維持・向上と活用・発信



【凡例】	
《地域特性をいかした環境整備や隣接地域との回遊性の向上により、魅力を向上させるエリア》	国内外からの旅行者の受入環境整備の拠点
商業・娯楽・宿泊等の集積をいかし、観光・ビジネスの利便性を高めるエリア	舟運の活性化
ファッション、飲食等の個性的な商店の集積と生活環境との調和を図るエリア	地域のランドマーク
歴史・文化、自然と一体となった環境をいかすエリア	主な公園・緑地等
ビジネス機能の集積を高めるとともに都市型店舗の魅力をいかすエリア	都市計画道路
水辺空間の魅力をいかすエリア	JR線
	私鉄・地下鉄線

